



MATSUJE
松江市男女共同参画計画

平成19年3月

松江市

はじめに

男性も女性も性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、活力ある地域づくりのため重要な課題となっています。本市においても、これまで、松江市男女共同参画推進条例、松江市男女共同参画計画に基づき、様々な施策に取り組んできましたが、平成17年3月の合併に伴い、新しい松江市の男女共同参画計画を策定いたしました。

近年、少子化の進行、情報化や国際化の急速な進展など社会経済情勢が急激に変化する中であって、家族形態の多様化、雇用環境や地域社会の変化など、私たちをとりまく状況は大きく変わり、生活や考え方も変化してきています。このような変化に対応し、個性ある地域をつくるために重要なことは、性別、年齢に関わらず、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、いきいきと活躍できることです。

特に、これまで、十分に発揮されていない女性の力を活かすことが大きな課題です。そのためには、固定的、画一的な生き方、考え方にとらわれない、多様な価値観を取り入れることが重要であり、それを享受できる社会環境の整備も必要です。そして、あらゆる分野で男女共同参画が進むことで、そこに新たな視点や発想が提起され、地域の活性化につながると思います。

今後、この計画に基づき、男女共同参画施策の一層の推進を図ってまいります。取り組む課題は市政のあらゆる分野にわたっております。市民、企業、関係団体の皆様にも一層のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました松江市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、ご協力いただいた多くの皆様に心よりお礼を申し上げます。

平成19年3月

松江市長 松浦正敬

目次

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨	2
2 国・島根県・松江市のとりくみの経過	4

第2章 意識調査から

8

第3章 計画の考え方

1 計画の位置付け	16
2 基本理念	16
3 重点目標	17
4 基本課題	19
5 計画の期間	19
施策体系図	20

第4章 施策の展開

基本課題Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	24
1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	24
2 女性人材の育成	27
基本課題Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり	28
1 家庭・地域における環境づくり	28
2 職場における環境づくり	31
3 地域産業における男女共同参画の推進	33
4 女性のチャレンジ支援策の推進	34
5 多様なライフスタイルに応える子育て支援策の充実	35
基本課題Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり	38
1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	38
2 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の推進	41
3 男女共同参画に関する情報整備	43
4 国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり	44

基本課題Ⅳ 男女共同参画の視点での人権施策のとりくみ	45
1 人権尊重の意識づくり	45
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶	47
3 女性の妊娠・出産等、生涯を通じた健康支援	49

第5章 計画の推進

1 推進体制の整備・強化	52
2 数値目標の設定と推進	54
3 継続して注視すべき数値	65

資 料 編

・策定経過	73
・松江市男女共同参画審議会	74
・男女共同参画に関する国内外の主な働き	75
・男女共同参画社会基本法	77
・島根県男女共同参画推進条例	81
・松江市男女共同参画推進条例	86
・松江市男女共同参画推進条例施行規則	90
・男女共同参画に関するデータ集	92

第1章 策定にあたって

第1章 策定にあたって

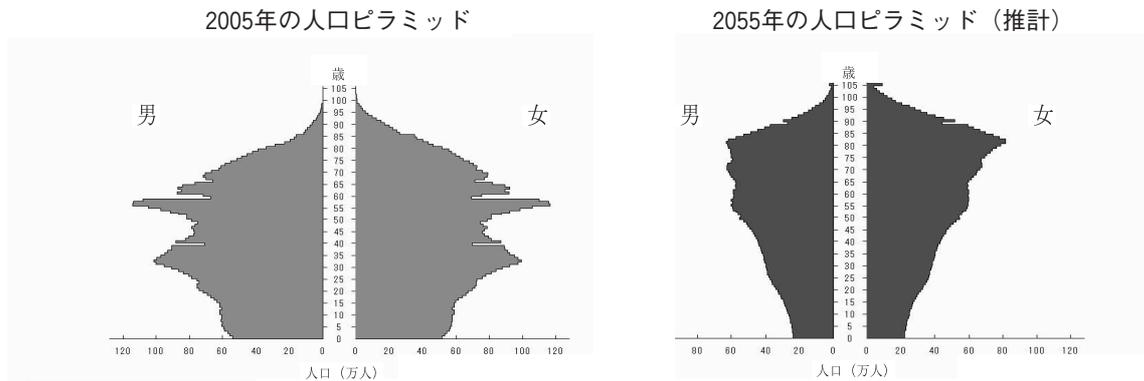
1 策定の趣旨

わが国における男女共同参画のとりくみは、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれ、1975年（昭和50年）の国際婦人年とそれに続く国連婦人の10年（1976～1985年）を契機とし、国際的なとりくみとも連動しながら進められてきました。

しかし、社会制度や慣行の中には、男女の固定的な役割分担意識が根強く残っているため、男女共同参画を阻害している実態が数多く残されています。また、近年、少子高齢化の進行、情報化や国際化の急速な進展、国内経済の成熟化など社会経済情勢が急激に変化する中であって、家族形態の多様化、地域社会の変化など、人々の生活や価値観も大きく変化してきています。

日本の人口ピラミッドの推移

少子高齢化が進行するとともに、人口規模が縮小していくことが予測されています。



そうした中、平成11年に、男女共同参画社会基本法が制定されました。そこでは、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であるとしています。

一方、以前から懸念されていた少子化に対応して、国において、さまざまなとりくみがなされてきましたが、平成17年の国における合計特殊出生率*は1.26という状況となっています。少子

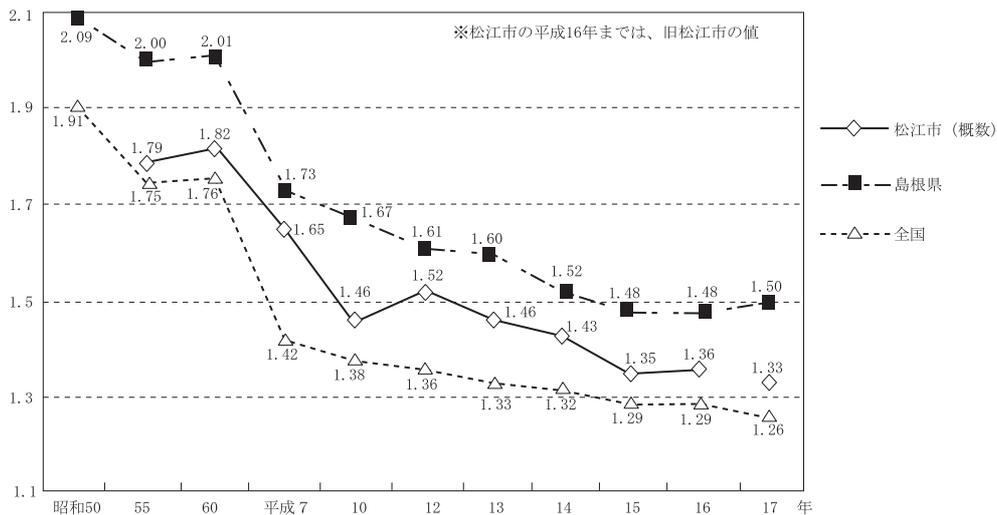
*合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。

化の要因はいろいろ考えられますが、その対策として、子育ての経済的支援に併せ、仕事と子育てを両立できる環境整備が求められており、男女共同参画施策と少子化対策は、共通の政策課題を有しているといえます。

合計特殊出生率の推移

少子化が進行しています。

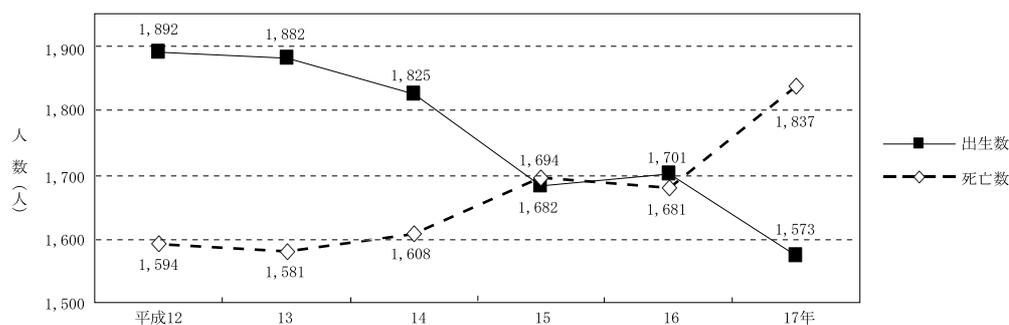


(松江市) 概数、市健康推進報
(全国・島根県) 平成17年人口動態統計年報

また同時に、日本は、死亡者数が出生者数を上回るという、人口減少社会に突入しましたが、人口減少社会を支えていくためには、多様な能力や個性を有効に活用する必要があります。そのために、多様性を享受できる社会環境の整備を進めるとともに、今まで、十分に生かされていない、女性の潜在能力を引き出す必要があります。そのことが、活力ある地域づくりにつながると思います。

松江市の出生数と死亡数の推移

死亡者数が出生者数を上回る人口減少社会に突入しました。



(H12~H15) 島根保健統計書
旧松江市・旧鹿島町・旧島根町・旧美保関町・旧八雲村・旧玉湯町・旧宍道町・旧八束町の計
(H16~H17) 人口動態統計月報年計(概数)の概況島根県版

こうした状況の中で、松江市においては、平成13年に、まつえ男女共同参画プランを策定し、総合的に施策を推進するとともに、平成15年には、松江市男女共同参画推進条例を制定して推進体制を強化してきました。その後、平成17年3月の市町村合併に伴う措置として、条例、計画ともに、旧松江市のものを引き継ぐことになりましたが、計画については、新松江市の計画を、改めて策定することにしました。

2 国・島根県・松江市のとりくみの経過

男女共同参画社会基本法の制定及び男女共同参画基本計画の策定を契機に、国・県・市町村は、それぞれの立場で男女共同参画を推進してきました。その経過と概要は次のとおりとなっています。

1 国のとりくみ

- ・平成11年に制定された男女共同参画社会基本法に基づく法定計画として、平成12年に、男女共同参画基本計画が策定された。
- ・平成13年には、仕事と子育ての両立支援策の方針を閣議決定し、その一環として、待機児童ゼロ作戦が取り組まれた。
- ・平成15年には、男女共同参画会議基本専門調査会の報告をもとに、女性が政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上」へのチャレンジ、起業家、研究者、技術者等、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ、子育てや介護等でいったん就業を中断した女性のための「再」チャレンジという3つのチャレンジを総合的に進める女性のチャレンジ支援策がスタートした。
- ・平成13年に、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」が制定された。その後、平成16年には、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化、都道府県における基本計画の策定、市町村における配偶者暴力相談支援センターの業務の実施などを定めたDV防止法が改正された。
- ・平成15年には、次代を担う子どもたちが心豊かに健やかに育つために、家庭、職場、地域社会全体の環境整備を進めるために、次世代育成支援対策推進法が制定され、自治体と一定規模以上の事業所においては、仕事と子育ての両立支援環境を整備するための行動計画の策定が義務付けられた。
- ・平成17年には、男女共同参画基本計画（第2次）が閣議決定された。計画の中で、基本計画策定後の社会状況の変化を考慮して、「2020年までに、指導的地位に占める女性の割合を30%にする」、「女性のチャレンジ支援策の一層の推進」、「仕事と家庭・地域生活の両立支援策を推進するために、特に男性も含めた働き方の見直しを具体的に進める」など、重点的に取り組む内容が示された。

2 島根県のとりくみ

- ・平成13年に、島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）を策定、また、平成14年には、島根県男女共同参画推進条例が制定された。
- ・しまねパートナープラン21については、改定の時期となり、国の新たな男女共同参画基本計画と島根県の状況の変化を踏まえ、平成18年に改定された。
- ・平成14年、DV防止法の施行に伴い、大田市に設置されていた島根県女性相談センターが、配偶者暴力相談支援センターに位置づけられた。
- ・改正DV防止法で都道府県の基本計画策定が義務付けられ、島根県においても相談から自立支援まで総合的なとりくみを進めるため、平成17年には、島根県DV対策基本計画が策定された。
- ・近年の松江地域の相談件数の増加、被害者の法的手続きや自立に向けての生活基盤を整えるための利便性を考慮し、各方面からの強い要望があった松江市への女性相談センターの設置について検討され、平成18年4月設置された。

3 松江市のとりくみ

- ・平成5年に、最初の計画である、松江市女性行動計画（まつえ女性プラン）を策定した。その後、男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画として、平成13年に、国の基本計画の趣旨を勘案した、松江市男女共同参画計画（まつえ男女共同参画プラン）を策定し、積極的に男女共同参画の推進に取り組んできた。
- ・平成15年に松江市男女共同参画推進条例を制定、前記のプランを条例に基づく男女共同参画計画と位置づけて、男女共同参画施策を強力に推進する体制を整えた。
- ・松江市男女共同参画推進条例には、7つの基本理念を掲げ、特に、変革の時代に地域の活力を十分に発揮するため、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進と、緊急な対応が求められているDVの根絶を重点課題とした。
- ・平成8年10月に、女性施策の推進と活動団体の交流のための拠点施設として、総合女性センター（愛称：プリエール）を設置し、学習講座の開催、情報の収集及び提供、市民活動の支援等を行うとともに、平成13年からは、女性相談を実施した。（平成14年4月からは、男女共同参画センターに名称を変更）
- ・平成17年には、次世代育成支援対策推進法に基づく、新松江市次世代育成支援行動計画を策定し、その中で、仕事と子育てが両立できるまちづくりのために、男女共同参画のとりくみを推進している。また、松江市特定事業主行動計画である、松江市職員子育て支援プログラムを策定し、仕事と家庭・地域生活が両立できる環境整備を進めている。
- ・DV防止法改正で、被害者の自立支援を中心に市町村の役割が大きくなったこと、また、県女性相談センターが松江市に設置されたことにより、被害者支援をより充実していく必要があることから、平成18年には、島根県DV対策基本計画のもとに、DV防止及び被害者自立支援実施計画を策定し、被害者に対する支援体制を整備することとした。
- ・地域の活性化のためには、女性の活力が必要であるという観点から、国の施策に呼応し女性のチャレンジ支援策を推進しており、特に、女性による起業の支援について、関係機関、関係団体と連

第1章 策定にあたって

携を図りながら取り組んでいる。また、松江市では、人口減少という状況を踏まえ、定住推進本部を設置し、さまざまな施策に取り組んでおり、この視点のとりくみにも位置づけている。

第2章 意識調査から

第2章 意識調査から

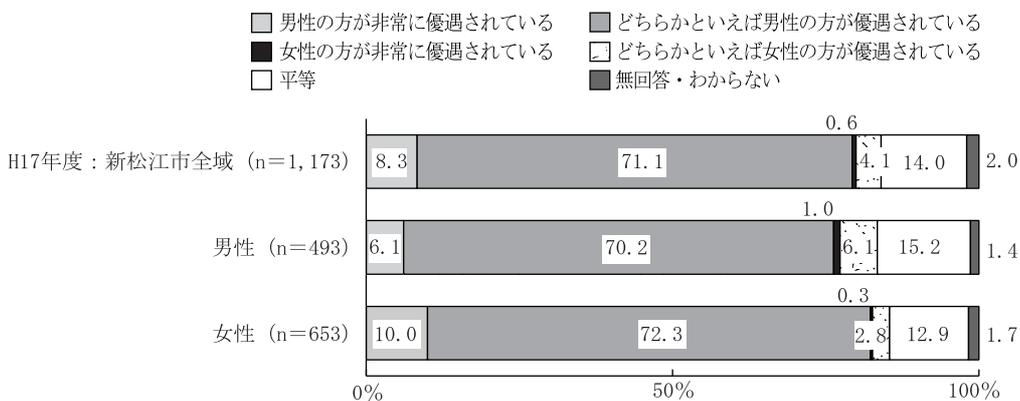
平成17年度に、市民の男女共同参画に関する意識や実態を明らかにし、松江市男女共同参画計画策定の基礎資料とするために市民意識調査を実施しました。主なものは次のとおりです。

1 男女の地位の平等感について

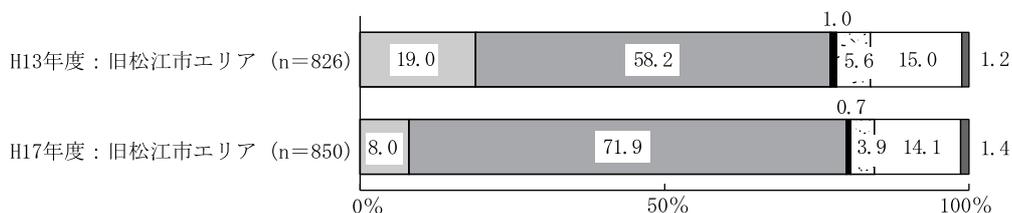
社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計が79.4%となっています。また、合併前の旧松江市エリアについて、前回調査と比較すると、「男性が非常に優遇」「どちらかといえば男性が優遇」の合計は、77.2%から79.9%に増えていますが、「男性が非常に優遇」は11.0ポイント低くなっています。

各分野における男女の地位の平等感については、「平等」が「学校教育で」が69.1%で最も高く、それに次ぐのが、「法律や制度上」で42.9%となっています。逆に、「社会通念、しきたりなどで」が14.6%で最も低く、次いで、「職場で」20.8%、「政治の場で」24.4%、「就職で」24.7%となっています。

社会全体における男女の地位の平等感（全体、性別）

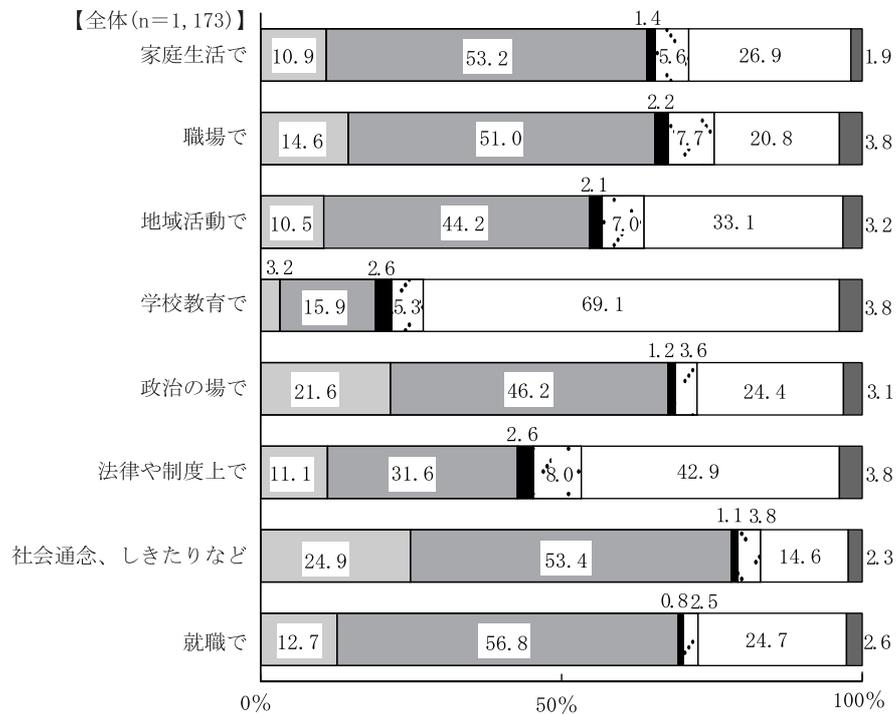


平成13年度松江市調査との比較



回各分野における男女の地位の平等感

男性の方が非常に優遇されている
 どちらかといえば男性の方が優遇されている
 女性の方が非常に優遇されている
 どちらかといえば女性の方が優遇されている
 平等
 無回答・わからない

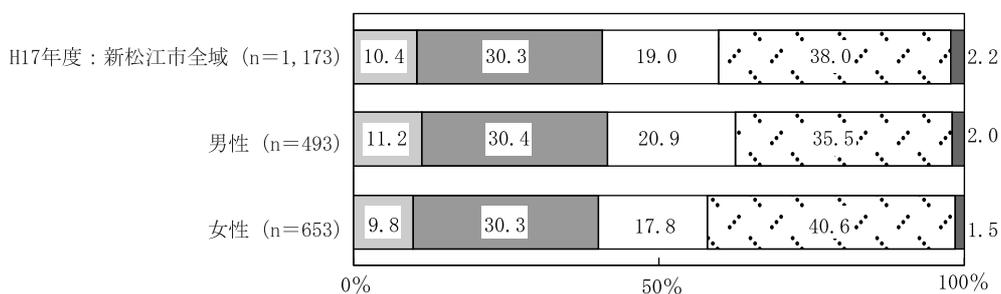


2 性別役割分担に関する意識について

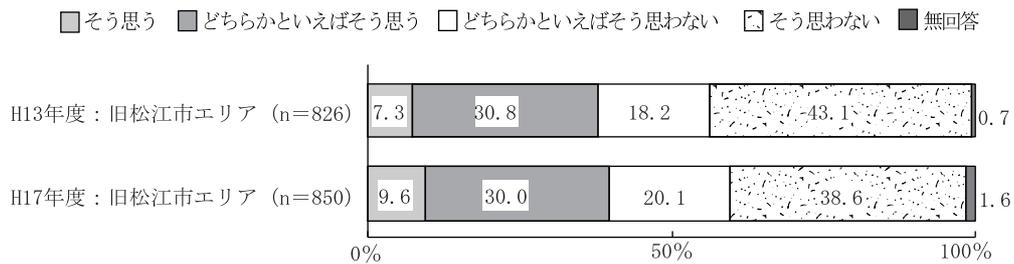
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の否定的な意見の合計が57.0%と、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の肯定的な意見の合計40.7%を上回っていますが、前回の旧松江市の状況調査結果と比較すると、否定的は61.3%から58.7%と微減、逆に、肯定的が38.1%から39.6%へ微増しました。その内訳を見ると、否定的が減少した年代は、20代男性（▲7.7）50代男性（▲9.7）20代女性（▲12.8）30代女性（▲1.3）50代女性（▲3.8）60代女性（▲9.0）で、傾向としては「若い世代」「女性」において顕著となっています。

回「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについて（全体、性別）

そう思う
 どちらかといえばそう思う
 どちらかといえばそう思わない
 そう思わない
 無回答



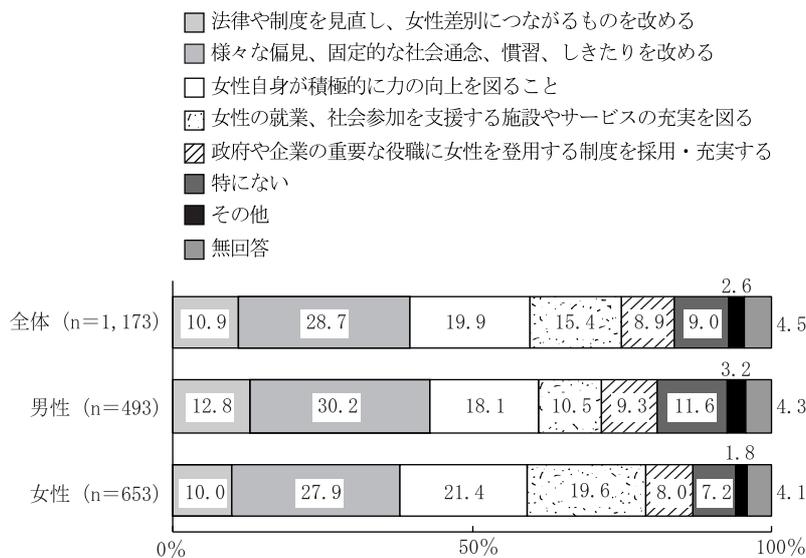
平成13年度松江市調査との比較



3 男女平等な社会になるために必要なこと

「男女が社会のあらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うこと」については、「さまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改める」が最も多く、次いで、「女性自身が積極的に力の向上を図る」、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る」となっています。特に、女性では、この2項目の合計は41%になります。

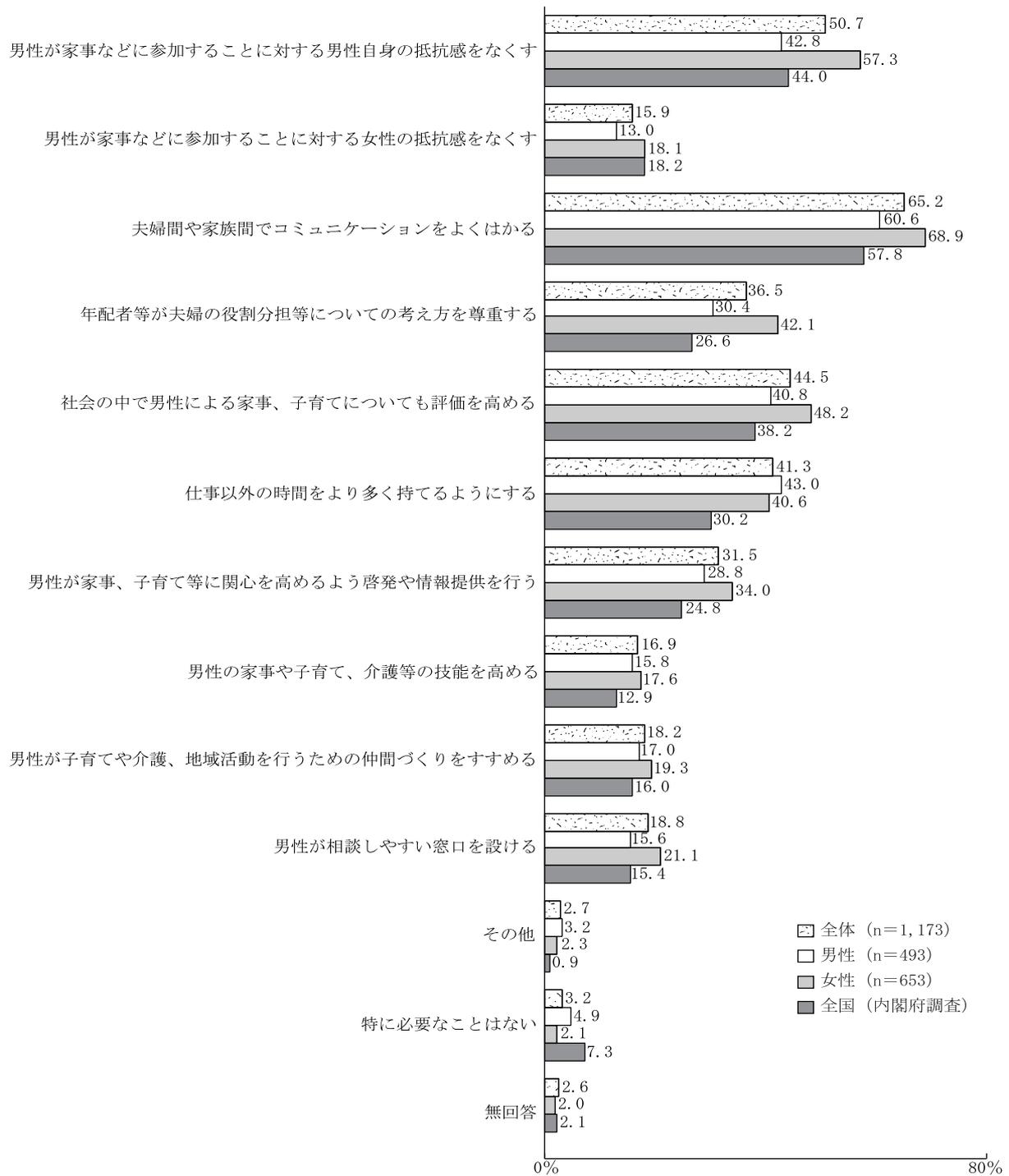
男女が社会のあらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うこと（全体、性別）



4 男性の家庭・地域活動への参加について

男性が、女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に参加していくために必要なことについて、最も多かったものは、「夫婦間や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」が65.2%、次いで、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」が50.7%でした。また、これによってもたらされる変化については、「家族における夫婦や親子の絆が深まる」が59.1%と最も多く、次いで、「仕事と家庭生活のバランスが取れた生き方ができる男性が増える」が52.5%、「家事などの重要性に対する男性の認識が深まる」が51.1%となっています（注：この設問は複数回答を可としています。）

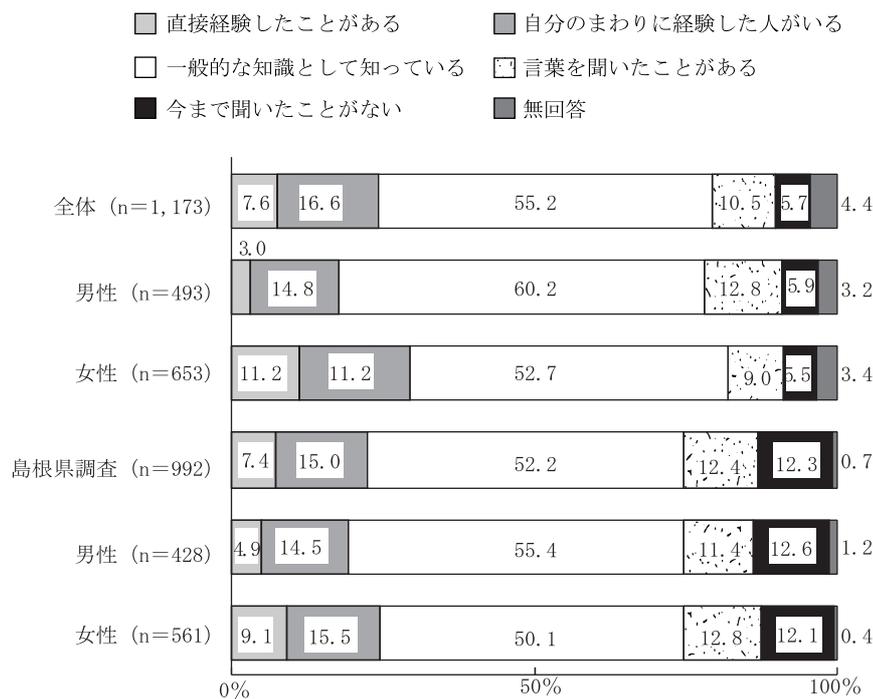
回男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に参加していくために必要なこと
 (全体、性別、全国(平成16年度内閣府調査)との比較)



5 DV（ドメスティック・バイオレンス）について

DVについて、経験したり見聞きしたことがあるかをたずねたところ、「直接経験したことがある」「自分のまわりに経験した人がいる」の合計は24.2%で、平成16年度に島根県が実施した調査の22.4%よりやや高くなっています。「一般的な知識として知っている」「言葉を聞いたことがある」を含めた認知度は、県より高くなっており、89.9%になります。

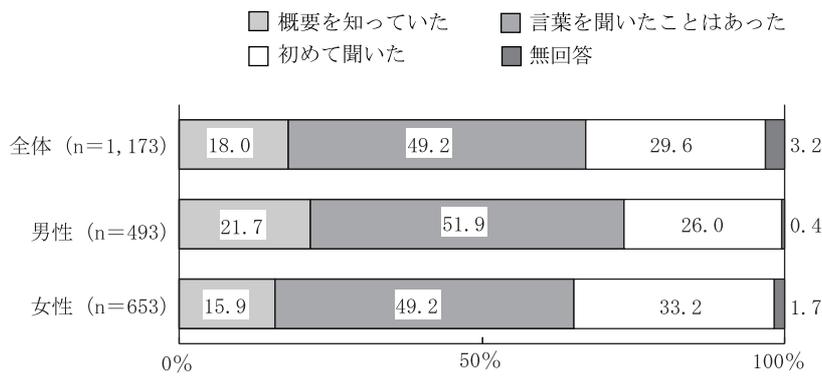
□ DVについて（全体、性別、平成16年度島根県調査との比較）



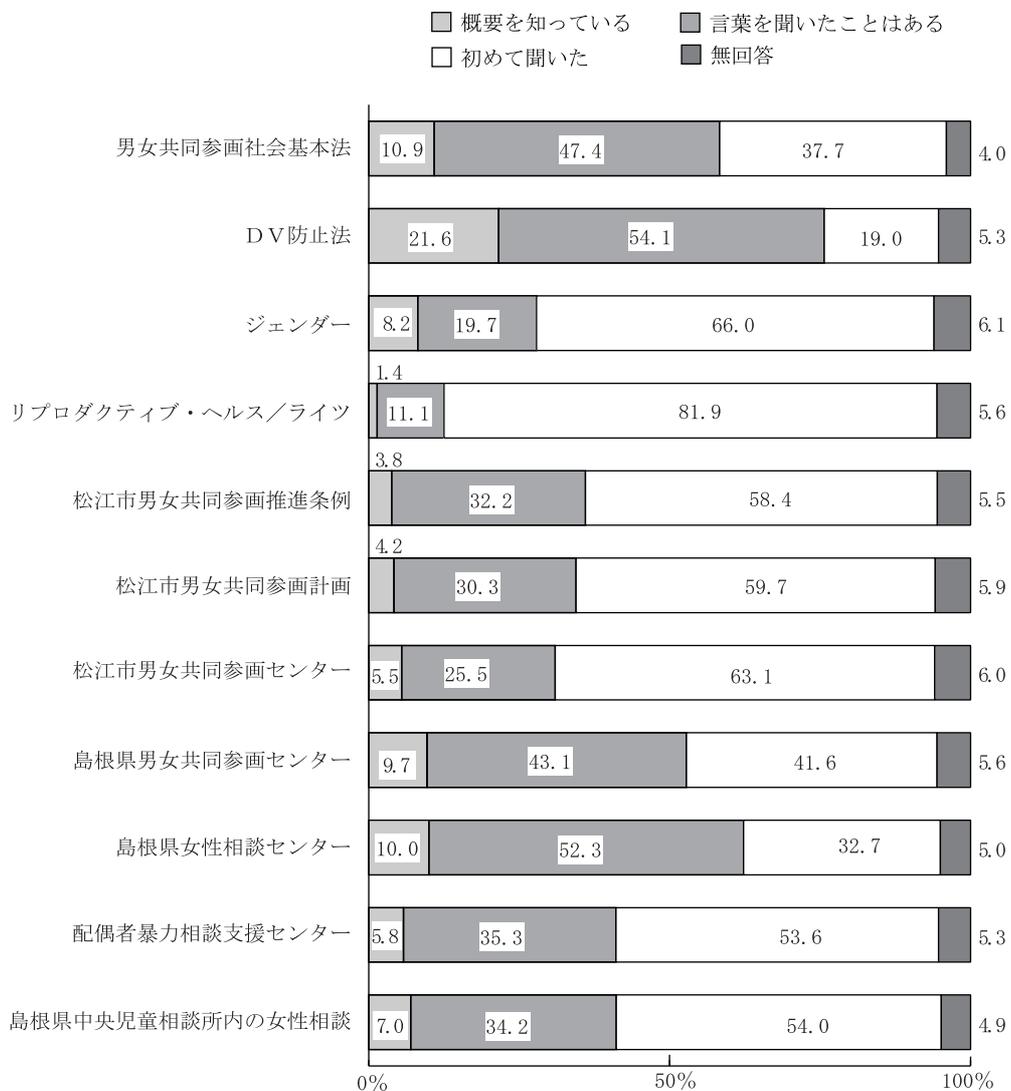
6 男女共同参画の認知度について

男女共同参画という言葉については、「概要を知っていた」「言葉を聞いたことはあった」を合わせると、男性（73.6%）、女性（65.1%）と男性の認知度が高くなっています。認知度が低いのは、性別年代別で見ると、20代の男性、70代の女性となっています。また、関連する言葉の認知度については、国に関するものが高く、次いで、県に関するもの、市に関するものとなっています。松江市の条例、計画、男女共同参画センターについては、全体の約3分の1の認知にとどまっています。

男女共同参画の認知度（全体、性別）



男女共同参画に関する言葉の認知度（全体）



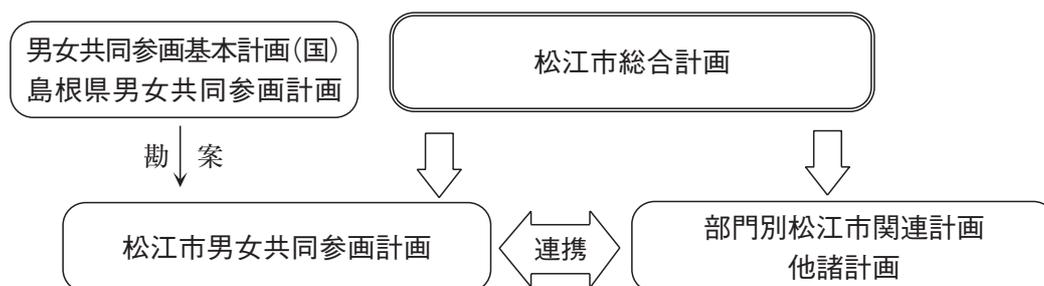
第3章 計画の考え方

第3章 計画の考え方

1 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び松江市男女共同参画推進条例第9条に基づき、松江市における男女共同参画社会を実現するために市が実施する施策の基本的な方向と具体策を示すものです。国の男女共同参画基本計画（第2次）、県の男女共同参画計画を勘案し、男女共同参画社会実現に向けての総合的なとりくみを進めます。

また、この計画は、松江市総合計画を上位計画とした部門別計画のひとつです。同時に、男女共同参画施策を総合的に推進するため、他の部門別計画と連携し、市の各部門の施策を男女共同参画の視点で横断的に捉えるものです。



2 基本理念

男女がともに対等なパートナーとして、自らの意思によって個人の能力を発揮して社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現は、わが国全体の重要課題であると同時に、松江市としても、松江市総合計画に基づいたまちづくりを進める上で極めて重要な課題です。

この計画では、男女共同参画社会基本法、松江市男女共同参画推進条例に沿い、次の基本理念に基づいて男女共同参画社会の実現を目指します。

1 男女の人権の尊重

男女が性別の違いにより差別されることなく、個人の尊厳が重んじられ、能力が発揮できる機会が確保できるようにします。

*ドメスティック・バイオレンス

DVと略されます。配偶者や恋人などからふるわれる暴力のことで、身体的暴力はもちろん、性的、心理的暴力を含みます。直訳すると「家庭内暴力」となりますが、女性の人権を特に侵害しているもので、独自の対策が必要なことから、一般の家庭内暴力とは区別してこの言葉が使われます。

2 ドメスティック・バイオレンス*などの根絶

ドメスティック・バイオレンス、その他性別に起因する暴力的行為を根絶します。

3 性と生殖に関する健康などの尊重

妊娠・出産など、性と生殖に関することがらについては、互いの性を理解し合い、当事者の意見を尊重し、生涯を通じて健康な生活を営むことができますようにします。

4 制度・慣行などへの配慮

男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、多様な生き方が選択できるよう、社会における制度や慣行について配慮します。

5 政策・方針決定過程への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、政策及び方針の立案・決定の場に共同して参画できる機会を確保します。

6 家庭生活と社会生活の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに家族としての役割を担うとともに、社会生活における活動を行うことができますようにします。

7 国際的とりくみとの連携・協調

男女共同参画は、国際的なとりくみの一環として進められてきており、国際的とりくみと連携・協調しながら行います。

3 重点目標

基本理念に基づき、男女共同参画を推進するために、少子化の進行、雇用の低迷等、社会経済状況の変化や、国・県の施策の方向性などを勘案し、次の3つの重点目標を掲げて取り組んでいくこととします。

1 女性の積極的な参画の推進

国連が2006年に発表した、女性の能力が有効に活用されていることを示す指数であるジェンダーエンパワーメント指数（GEM）*において、日本は、参加国中42位となっており、依然として、

*ジェンダーエンパワーメント指数（GEM）

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出しています。（資料編に関連データを掲載P102）

女性の能力が活用されていないことを示しています。また、松江市の附属機関における女性委員比率は、未だ20.4%（平成18年10月1日現在）です。今後、ますます深刻化する少子化、あるいは人口減少社会に対応するためには、今までの固定概念によらず、多様な能力や個性を活用する必要があります。積極的改善措置*により、女性が政策・方針決定過程に参画すること、また、今まで、女性が少なかった分野に新しく参画していくことは、新しい発想と多様な価値をもたらす、職場や地域社会の活性化につながります。

2 仕事と家庭の両立のための環境整備

平成17年における国の合計特殊出生率は1.26まで落ち込み、深刻な状況となっています。男女一人ひとりの生き方が多様化する中で、国においては、仕事と家庭の両立支援をはじめとする、さまざまな少子化対策を打ち出しています。特に、男性の従来の仕事中心の意識・ライフスタイルを見直し、多様な活動に参画する機会を確保するなど、男女が共に仕事と家庭を両立することができる環境整備が課題であるとされています。こうしたとりくみは、男女共同参画社会の前提条件として極めて重要であり、関係部署が連携を密にして、仕事と家庭・地域活動が両立できる環境を整備していくことが大切です。

3 男女共同参画意識の一層の浸透

これまで、行政では、男女平等と人権尊重に向けたさまざまなとりくみを行ってきましたが、未だに、社会制度や慣行の中には、男女の固定的な役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画を阻害している実態が数多く残されています。平成17年度に松江市の実施した市民意識調査では、社会全体で見た男女の地位の平等感について、約8割の市民が「男性のほうが優遇されている」と回答していました。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という、従来からの男女の固定的な役割分担意識について、約4割の市民が肯定していたこと、松江市の男女共同参画推進条例、男女共同参画センター等の認知度も、それぞれ3分の1にとどまっていることなどから、今後、一人でも多くの市民に男女共同参画を知ってもらうための工夫と積極性がが必要です。また、男女共同参画やジェンダー（社会的性別）について誤解のないように、今一度、正しく理解を求める必要があります。

※ ジェンダー（社会的性別）の視点

- 1 人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

*積極的改善措置

「ポジティブ・アクション」とも言われ、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性職員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

- 2 「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例はきわめて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。

【国の男女共同参画基本計画（第2次）より転載】

4 基本課題

男女共同参画は、あらゆる分野に横断的に係わっており、施策全般に男女共同参画の視点を持たせることが必要です。松江市が取り組むべき施策は広範、多岐にわたりますが、松江市の現状と課題を踏まえ、重点的に取り組む課題として、次の4つの基本課題を柱として取り組んでいくこととします。

基本課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本課題2 男女共同参画を推進するための環境づくり

基本課題3 男女共同参画の視点に立った意識づくり

基本課題4 男女共同参画の視点での人権施策のとりくみ

5 計画の期間

本計画の期間は、松江市総合計画、国の男女共同参画基本計画、県の男女共同参画計画との整合性に配慮し、2007年度（平成19年度）から2016年度（平成28年度）までの10年間とします。ただし、実施計画（第4章 施策の展開及び、第5章 計画の推進）は、5年毎に策定し、前期実施計画期間を2007年度（平成19年度）から2011年度（平成23年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況などによっては、上記の期間にかかわらず、必要に応じて見直しを行います。

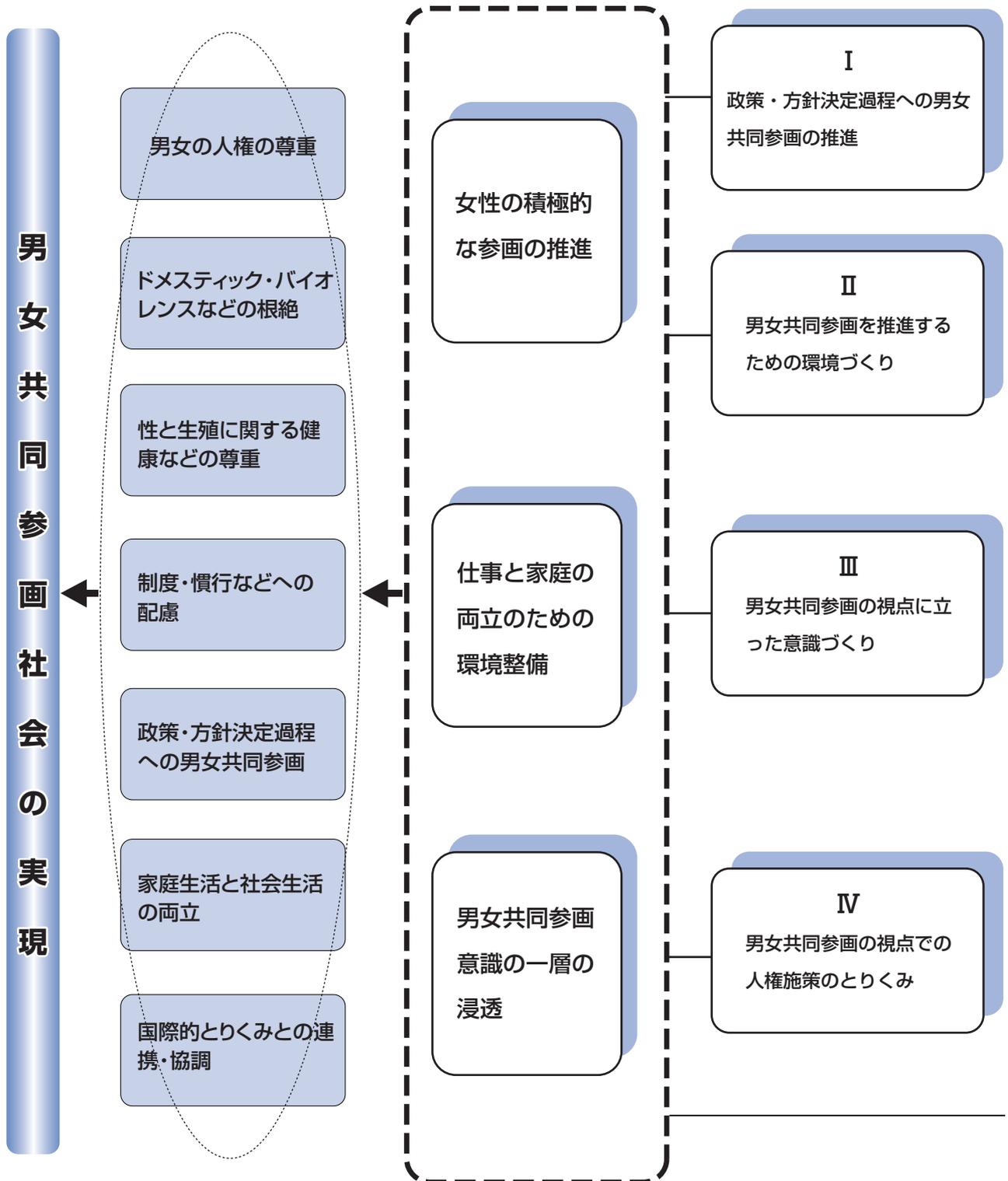
施策体系図

基本理念

重点目標

基本課題

松江市男女共同参画推進条例第3条



施策の方向

具体的施策

1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- ・審議会等への男女共同参画の推進
- ・企業、団体への働きかけ
- ・新しい分野での女性の意見の反映
- ・市職員の登用・配置

2 女性人材の育成

- ・女性人材の発掘と育成
- ・人材リストの整備と活用

1 家庭、地域における環境づくり

- ・地域に浸透する働きかけ
- ・男性の意識に訴える啓発
- ・介護保険制度の円滑な普及

2 職場における環境づくり

- ・企業、団体に対する働きかけ
- ・国、県等と連携した周知啓発
- ・市役所の環境整備

3 地域産業における男女共同参画の推進

- ・女性農業従事者の現状とニーズを考慮した支援
- ・地域産業に関する情報の発信

4 女性のチャレンジ支援策の推進

- ・女性の就業機会の拡大
- ・新しい分野への男女共同参画の推進
- ・情報の収集と相談の実施

5 多様なライフスタイルに応える子育て支援策の充実

- ・幼稚園、保育所におけるサービスの充実
- ・子育て支援拠点施設の充実
- ・さまざまなニーズに対応できる子育て支援

1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

- ・拠点施設での講座の実施及び情報発信
- ・全市へ広がる啓発の実施
- ・行政刊行物の表現への配慮
- ・市職員への意識啓発

2 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の推進

- ・男女平等教育の推進
- ・学校を取りまく場での男女共同参画の推進
- ・男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

3 男女共同参画に関する情報整備

- ・男女共同参画に関する調査の実施
- ・男女共同参画に関するデータの収集

4 国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり

- ・国際的なとりくみについての情報提供

1 人権尊重の意識づくり

- ・人権尊重の意識づくりのための研修等、啓発の実施
- ・相談体制の充実
- ・市職員の意識づくり

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・DV被害者に対する支援
- ・DV被害者支援体制の整備

3 女性の妊娠・出産等、生涯を通じた健康支援

- ・女性の妊娠・出産等、健康支援の充実
- ・若い世代への健康支援
- ・学校における性教育の実施
- ・性感染症等に関する啓発

推進体制の整備・強化

- ・庁内推進体制の強化
- ・他の組織、機関との連携
- ・男女共同参画審議会との連携
- ・拠点施設の充実
- ・市民協働の推進
- ・情報の公開
- ・苦情処理制度の周知

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本課題Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女が社会の対等な構成員として、双方の意思が社会のさまざまな分野に反映できるシステムづくりが必要ですが、わが国においては、政策・方針決定過程への女性の参画が極めて少ないのが現状です。国連が2006年に発表した、男女共同参画の国際的な指標のひとつである、ジェンダーエンパワメント指数も日本は、比較参加75国中、42位となっています。

国においては、男女共同参画推進本部の「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性の占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する。」との決定を踏まえ、政策・方針決定過程への女性の参画を進めています。そのためにも、国・県・市が率先して、まず、行政のあらゆる分野において、女性の積極的参画を促進することが求められています。

1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 平成18年10月1日現在の松江市の附属機関*における女性委員の割合は、20.4%と条例に規定する4割の目標からほど遠い状況にあります。この理由として、委員の選任にあたって、関係する団体の代表者が推薦される、いわゆるあて職が多いことがあげられます。
- 特に、参画率が低いのは、防災関係など、法令で委員構成が規定されており、柔軟な選任ができない場合や、文化財関係など、極めて専門性が高いもので、その分野に女性が少ない場合となっています。
- 市内の各種団体や企業などにおける女性の登用などの参画状況を把握するとともに、さまざまな機会を通じて、男女共同参画に関する情報提供や意識づくりなどの働きかけを行い、女性の参画を促進する必要があります。

*附属機関

行政が、調査や審査等を行うために、法律又は条例によって設置する審議会等のことです。

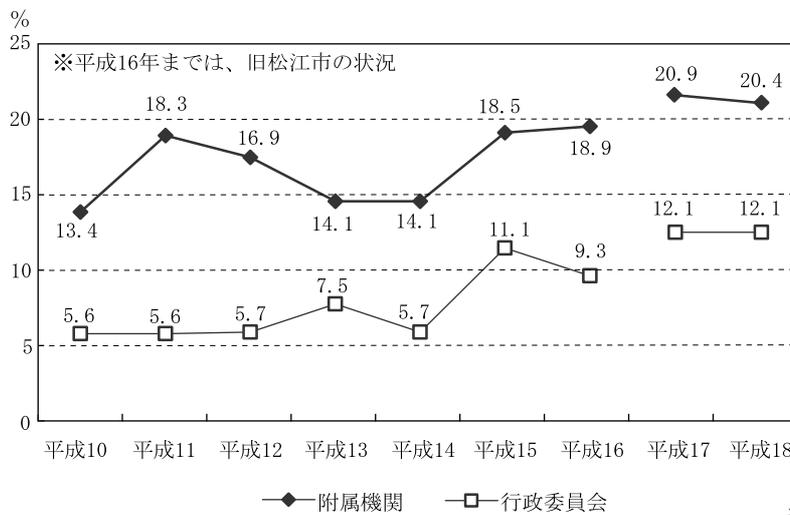
*NPO

「民間非営利組織」の意味で、営利より社会的使命を優先した各種市民団体などの民間組織をいいます。一定の要件を満たすと特定非営利活動促進法（NPO法）による法人格を取得することができます。

- 地域社会を支えていく上で、環境、福祉、消費者保護など、さまざまな分野の新たな課題に対応した各種のボランティアやNPO*の活動があり、その役割はますます重要性を増していますが、女性の参加が多いものの、意思決定に参画している女性は少ないのが現状です。
- 市職員における女性の登用は、徐々に増えてはいますが、市民、事業所に対する率先垂範という観点からも、一層、力を入れて取り組む必要があります。

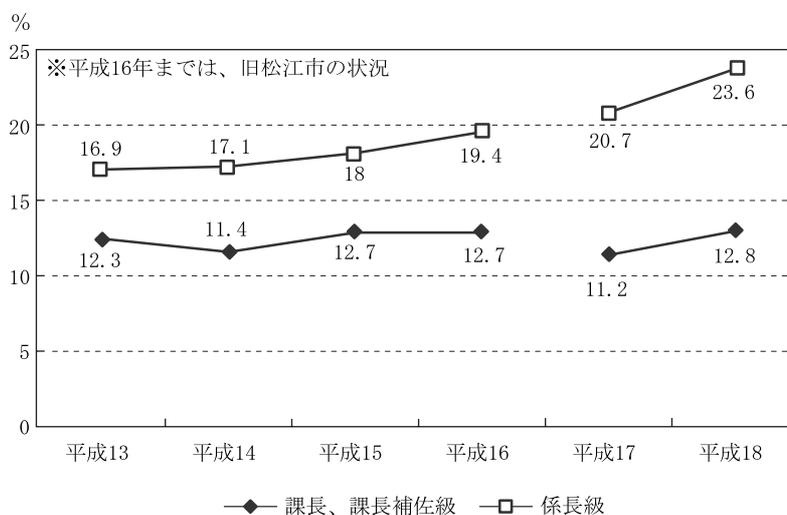
■松江市の附属機関・行政委員会における女性委員の状況

女性委員の割合は目標（4割）から程遠い状況が続いています。



■松江市の管理職等における女性職員の状況

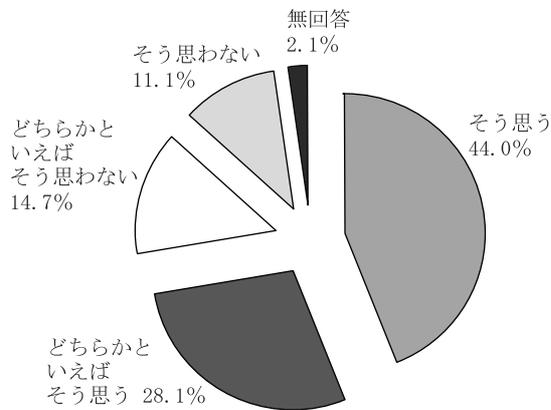
職員の3割は女性ですが、管理職等に占める女性の割合は低いです。



□ 「仕事をする上で男女の能力に差はない？」

という問いについて

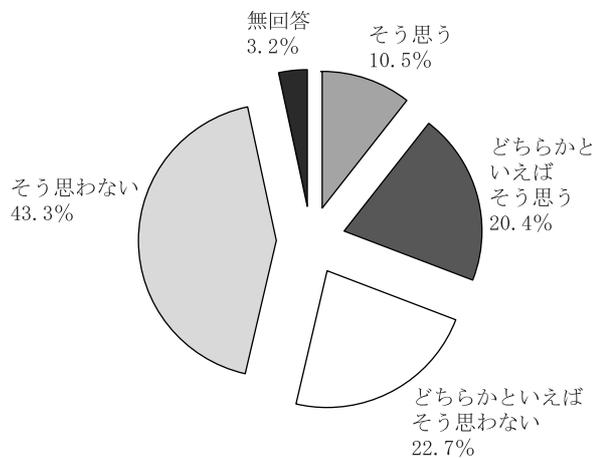
「そう思う」「どちらかというと思う」が、全体の4分の3を占めます。



□ 「女性の上司の下では働きにくい？」

という問いについて

「そう思わない」「どちらかというと思わない」が、全体の3分の2を占めます。



平成17年度松江市男女共同参画に関する市民意識調査

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	担当部署
・ 審議会等への男女共同参画の推進	審議会等への女性の積極的な参画を図ります。 ⇒ 数値目標1、4	総務部
	市全体の審議会等について、統一的な指針を定め、委員の選任、委員構成等の見直しを図り、女性の参画を促進します。	総務部
	効果的な選任のため、新設予定審議会の調査を行うとともに、審議会委員の改選時期にあわせて女性委員の選任を働きかけます。	総務部
	女性のいない審議会等の解消を図ります。 ⇒ 数値目標2、3	総務部
・ 企業、団体への働きかけ	条例に基づき、毎年、出資法人、委託団体等における、役員への女性の参画状況を調査します。 ⇒ 数値目標5、6	総務部
	各種団体、企業等における役職への女性の参画状況の把握に努めるとともに、意思決定の場への女性の参画促進を働きかけます。	総務部
・ 新しい分野での女性の意見の反映	市民活動センター内の掲示や、支援サイトにより、市民活動、ボランティア活動を支援するとともに、男女共同参画についての情報を提供します。	市民部
	避難所の運営方法などの各種災害対策における女性への配慮など、地域防災計画及びその推進に女性の意見を反映できる体制をつくります。	総務部
・ 市職員の登用・配置	女性職員の職域拡大を図るとともに、役職者への女性登用を促進します。 ⇒ 数値目標7、8	総務部
	女性職員へのキャリアアップ研修の実施など、職員研修の充実を図り、女性の能力が発揮しやすい環境をつくります。	総務部

2 女性人材の育成

【現状と課題】

- 各種専門知識や経験、市政参画の意欲を有する女性を、本人の意思により登録し、審議会等の政策・方針決定過程及び各種講師等への人材推薦として活用するために、「まつえ男女共同参画人材リスト（以下「人材リスト」という。）」の登録制度を設けています。
- 審議会等において女性を積極的に選任しようとする担当課のニーズに応えるために、プライバシーに配慮しながら、人材リスト登録者に関する情報の提供を積極的に行うとともに、登録者に対して必要な研修や情報提供を行う必要があります。
- 現在、人材リスト登録者数は約100名になりましたが、傾向として、福祉、環境、まちづくりといった分野に関心のある人が多く、また、年齢的にも、比較的高い方が多いという状況です。逆に、行財政、経済に関心のある人や若い世代が少ないこともあり、今後、登録者を増やすとりくみの中で、分野や年齢が偏らないように、あらゆる機会を通じて登録を働きかける必要があります。

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	担当部署
・女性人材の発掘と育成	企業、団体、公民館等に対して、人材リストへの登録を依頼します。 ⇒ 数値目標9	総務部
	市民が、日本女性会議などへ参加するための費用を助成するとともに、研修参加者相互の交流を促進します。併せて、人材リストへの登録を働きかけます。	総務部
	市民や団体との連携を通じ、女性人材の情報を収集します。	総務部
・人材リストの整備と活用	審議会委員改選時に、人材リストを活用するなど、効果的な働きかけを行います。	総務部
	人材リスト登録者に対して、審議会委員に必要な知識として、行財政課題等、市政についての研修を実施します。	総務部

基本課題Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり

男女共同参画社会の実現には、人々が性別にかかわらず個人の能力や個性を活かし、職業やライフスタイルを選択できることが必要です。特に、少子化が急速に進む中、男女がともに働きながら子育てや介護を担うことができる環境の整備は、男女共同参画社会の実現のための重要な課題です。

しかし、「家事・育児・介護は女性の仕事」という性別役割分担意識が、地域や職場に根強く残っていることから、家事・育児・介護における女性の負担は大きく、女性の社会参画を阻む要因ともなっています。男女共同参画を推進する上で、子育て支援策の充実を基本にしながら、男女がともに仕事と家庭・地域活動が両立できる環境の整備が求められています。

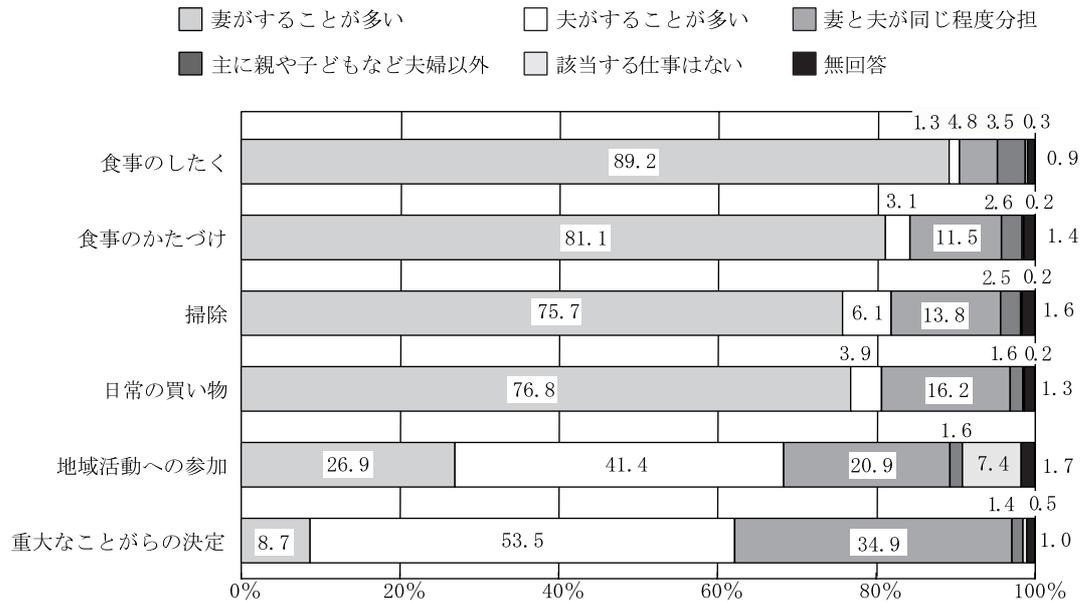
1 家庭・地域における環境づくり

【現状と課題】

- 家事・育児・介護などの家庭責任は、女性が主に担うことが多く、女性が働き続けることを困難にする要因となっています。男女がともに、家庭・地域活動との両立を図りながら、働き続けることを可能にするための環境整備を図る必要があります。
- さまざまな地域活動において、実際の活動の多くは女性が担っているにも関わらず、指導的立場への参画は未だ不十分な状態です。指導、運営の場に、より多くの女性が参画できるよう環境整備が必要です。
- 公民館運営への女性の参画が進んでいますが、男女共同参画の視点に立った地域活動の充実を図っていくためには、公民館が果たす役割は大きく、公民館との連携を一層深めていくことが必要です。
- 仕事中心の男性の働き方や、男性の家事・育児・介護時間が少ないといった現状からも、男性に対する意識づくりの機会を積極的に確保する必要があります。
- 介護の負担は、現実にはその多くを女性が担っており、従来、女性が主に担っていた介護を社会全体の問題として位置付け、介護保険制度の一層の普及を図ることは、女性の介護負担の軽減につながります。

家庭の仕事の役割分担

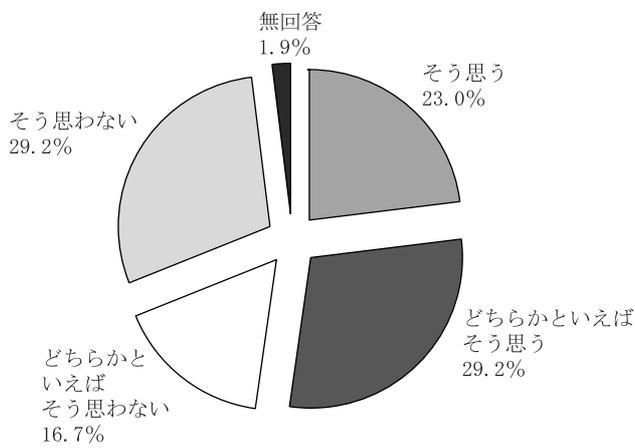
家事・育児・介護などの家庭責任は、現実には女性が多く担っています。



平成17年度松江市男女共同参画に関する市民意識調査

「自治会などの代表者は男性のほうがうまくいく？」という問いについて

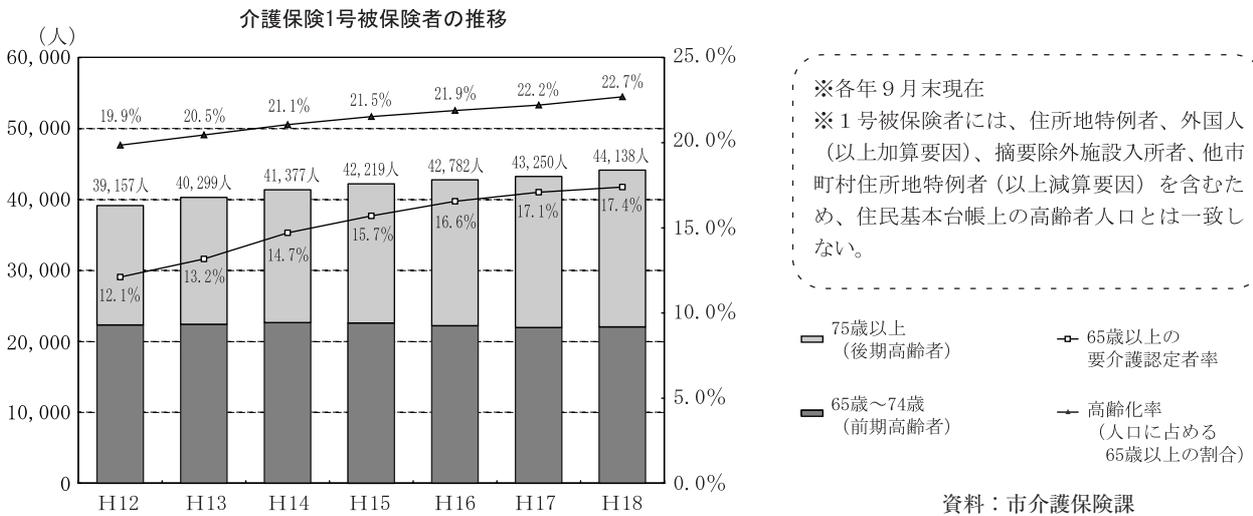
肯定意見と否定意見が拮抗しています。



平成17年度松江市男女共同参画に関する市民意識調査

回要介護者の状況

高齢化に加え、介護を必要とする人の割合も増加しています。



【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	担当部署
・地域に浸透する働きかけ	町内会・自治会などに対して、男女共同参画に関する情報の提供を行います。	総務部 市民部 教育委員会
	公民館の活動の中で、男女共同参画を考えるための講座の開催などのとりくみをします。また、男女共同参画に関するモデル的なとりくみを積極的に支援します。	総務部 教育委員会
	新松江市次世代育成支援行動計画の実施と連携して、男女共同参画の推進を図ります。	総務部 健康福祉部
・男性の意識に訴える啓発	男女共同参画センターで、男性の働き方、生き方に関する講座を実施します。	総務部
	家事、育児、介護などに関する学習の場に多くの男性が参加できるよう、積極的な呼びかけや募集方法の検討を行います。	健康福祉部
	プレパパ・プレママ教室*へ男性の参加を促進します。	健康福祉部
	家庭教育にかかわる男性のグループ*との情報交換を行います。	総務部
・介護保険制度の円滑な普及	介護保険制度の円滑な運用と基盤整備を推進します。	健康福祉部
	高齢者が元気で生き活きと生活ができるための、介護サービスや介護予防事業を推進します。	健康福祉部

*プレパパ・プレママ教室

松江市の実施する母子保健事業で、妊婦の食事、沐浴の仕方、経験者の体験談など、妊婦の健康保持と育児不安の軽減、そして、父親の育児参加・共同の子育てを推進するための教室です。

*家庭教育にかかわる男性のグループ

児童・生徒の父親有志による団体のことで、一般的には「おやじ（父親）の会」と言われています。忙しい勤めの中で、学校の情報、子どもたちを取り巻く状況を知らない父親が、子どもとのコミュニケーションを図るとともに、地域の父親同士が共通理解を深めることで、学校、地域と連動した家庭教育を行います。

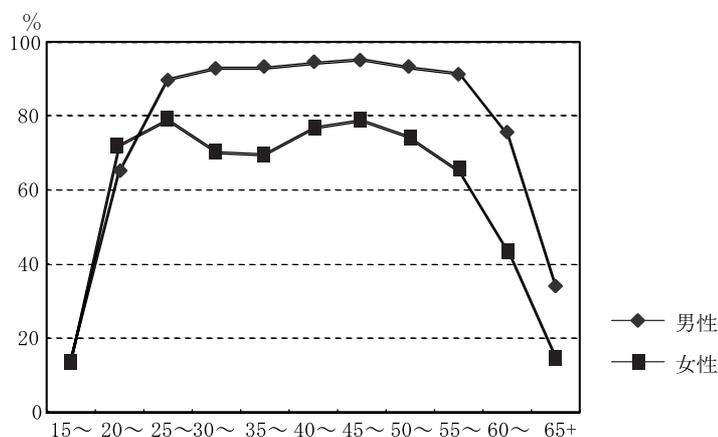
2 職場における環境づくり

【現状と課題】

- 平成18年6月に改正された、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）」では、間接差別を含む、差別禁止範囲が拡大されるなど、女性の働く環境は徐々に改善されてきています。しかし、事実上の男女格差は存在しており、松江市としても、雇用に関する諸制度を周知する必要があります。
- 男性は長い労働時間に加え、家庭の都合で仕事を休むことに対する抵抗感は未だに強く、家庭・地域活動との両立を困難にしており、仕事中心のライフスタイルから、仕事と家庭・地域活動のバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められています。同時に、労働時間短縮に向けたとりくみが必要です。
- 松江市役所においては、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画として、松江市職員子育て支援プログラムを策定しており、民間企業に率先して、男性の育児休業取得の促進などのとりくみが必要です。
- 全国の自治体においては、入札参加業者の資格審査等において、高齢者、障害者の雇用状況、男女共同参画や仕事と家庭の両立支援の推進状況、環境への配慮のとりくみ状況などを総合的に評価する方法が検討されています。松江市としても、国・県、他自治体の動向を見極めながら取り組んでいく必要があります。

■松江市の労働力率（M字カーブ）

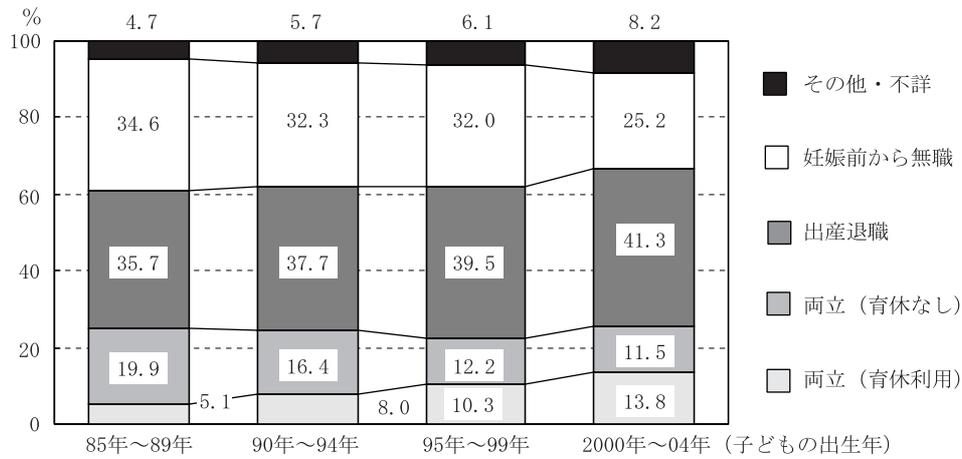
多くの女性は、育児期に一時職を離れ、育児期が終了すると再び働き始めます。グラフで、その状況を表すとM字を描くため、M字カーブといえます。女性の労働力数は増加していますが、M字型は解消していません。



総務省統計局「平成17年国勢調査第2次基本集計結果」より作成

回第1子出産前後の女性の就業状況（全国）

出産後も就業を継続する女性は増えていません。



※1歳以上の子を持つ初婚どうし夫婦について集計

妊娠前から無職—第1子妊娠前無職～第1子1歳時無職
 出産退職—第1子妊娠前就業～第1子1歳時無職
 両立（育休なし）—第1子妊娠前就業～育児休業取得なし～第1子1歳時就業
 両立（育休有）—第1子妊娠前就業～育児休業取得～第1子1歳時就業

国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査（夫婦調査の結果概要）」（平成18年）

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	担当部署
・企業・団体に対する働きかけ	民間企業や団体に対して、条例の趣旨と男女共同参画計画の内容を周知します。	総務部
	出資法人に対して、男女共同参画センターで実施する講座の参加を働きかけます。	総務部
	松江市の競争入札参加資格、または評価の要件に、男女共同参画の推進度を含めるように検討します。	財政部
・国、県等と連携した周知啓発	雇用と労働条件に関する諸制度（男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法、労働者派遣法など）について、島根労働局（雇用均等室）などの取り組みを積極的に周知します。	総務部
	育児・介護休業法について、島根労働局（雇用均等室）や（財）21世紀職業財団などのとりくみを周知します。	総務部
	ファミリー・フレンドリー企業制度*を周知します。	総務部
・市役所の環境整備	職員が育児・介護をしながらでも、働きやすい職場環境を整備します。	総務部
	次世代育成支援対策推進法に基づく事業所としての行動計画を推進するため、職員に対する研修はもとより、職場単位でのとりくみを進めます。	総務部
	男性職員が育児休業を取りやすい環境を整備します。 ⇒ 数値目標10、11	総務部

*ファミリー・フレンドリー企業制度

育児・介護休業制度の充実や柔軟な勤務体系など、仕事と家庭の両立の点で優れた企業を、厚生労働省がファミリー・フレンドリー企業として認定しています。

3 地域産業における男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 女性の労働に対する社会的、経済的な評価が正当になされておらず、経営方針の決定過程や、生産組織や組合の役員などに参画する機会が少ない状況にあります。
- 経営と生活が一体化していることが多いため、農林水産業の労働のうえに家事労働の負担が女性に集中し、過重負担となっています。労働時間や休日などが不明確となりやすいことも問題です。
- 農林水産省においては、農林水産副大臣を本部長とする、男女共同参画推進本部が設置され、農林水産業における女性のチャレンジ事業など、男女共同参画の確立に向けた総合的な施策を推進しています。

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	担当部署
・女性農業従事者の現状とニーズを考慮した支援	家族経営協定*によって、女性農業従事者の地位向上を図り、経営体としての向上を目指します。	産業経済部
	農林水産省で推進している女性のチャレンジ支援に関する情報を、市のホームページや機関紙の中で紹介します。	農業委員会
・地域産業に関する情報の発信	農業団体、農業委員への女性の参画推進のため、農業委員会機関紙等において、女性農業委員の活躍や感想を掲載します。	農業委員会
	男女共同参画センターで、地域産業で活躍中の女性を取り上げた講座を実施したり、情報紙へ関連記事を掲載します。	総務部

*家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

4 女性のチャレンジ支援策の推進

【現状と課題】

- 国においては、女性の新しい発想や多様な能力の活用により、女性が活躍し、男性もゆとりのある生き方を目指すという女性のチャレンジ支援策を推進しています。松江市では、平成16年度から、学習講座を中心に、国が実施している女性のチャレンジ支援策に呼応したとりくみを実施しています。
- 男女共同参画センターを拠点とした、総合的なチャレンジ支援策を構築して、国・県など、関係機関、団体と連携を深めていく必要があります。
- 市民意識調査の結果によると、女性の生き方の現状は多様化しており、また、「男女が社会のあらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うこと」について、女性の回答の中で、「女性自身が積極的に力の向上を図る」、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る」という意見が多くなっています。
- 起業家の育成が地域の活性化につながると考えられ、今後、定住化施策とも連携しながら取り組む必要があります。

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	担当部署
・女性の就業機会の拡大	企業誘致の促進や企業活動の支援により就業機会の確保を図ります。	産業経済部
	男女共同参画センターで、起業家を招いたセミナーを実施します。	総務部
	国、県などの機関及び団体が実施する、再就職支援セミナー、職業能力の開発促進事業等について周知します。	総務部
・新しい分野への男女共同参画の推進	在宅勤務、テレワーク／SOHO*などについて紹介します。	総務部
	男女共同参画センターで、さまざまな分野で活躍している女性を講師に招きセミナーを開催します。	総務部
	女性土木技師や男性保育士など、新しい分野に進出した男女を積極的に紹介します。	総務部
・情報の収集と相談の実施	国、県などの機関が実施している各種相談事業や、再就職など、職業訓練のための講座に関する情報を収集整理して提供します。	総務部
	男女共同参画センターのホームページの中に、女性のチャレンジ支援サイトを整備します。	総務部
	活躍する男女をデータベース化し、情報紙で紹介します。	総務部
	チャレンジ相談を実施します。 ⇒ 数値目標12	総務部

*テレワーク／SOHO

パソコンやインターネットなど情報通信技術を活用し、自宅や小規模な事務所などを仕事の場とする、時間や場所にとらわれない遠隔型の就業形態をいいます。また、SOHO（ソーホー）とは、Small Office/Home Office（スモールオフィス・ホームオフィス）の略で、「パソコンなどの情報通信機器を利用して、小さなオフィスや自宅などでビジネスを行っている事業者」のことです。

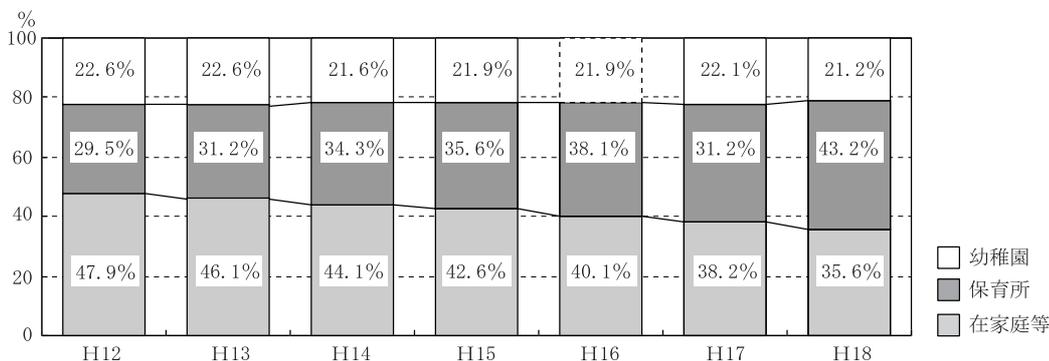
5 多様なライフスタイルに応える子育て支援策の充実

【現状と課題】

- 全国的に少子化が進む中、松江市においても合計特殊出生率は、平成17年には1.33となっており、安心して子育てのできる環境づくりは、ますます重要となっています。
- 出産・育児などの理由により、働き続ける意志があっても仕事を断念する女性は少なくありません。また、核家族化、都市化の進展、父親の子育てへの関与が少ないことなどにより、子育てに対する母親の孤立感や不安感は増大し、少子化に一層の拍車をかけています。
- 平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく、新松江市次世代育成支援行動計画を策定し、松江市が、今後、施策を展開していく方向性や目標などを総合的に示すとともに、認可保育所の整備、放課後児童クラブの充実などに取り組んできました。今後とも、世代を問わず、男女がともに子育てに参加し、仕事との両立が可能となる環境整備を進める必要があります。
- 国は、平成19年度からのとりくみとして、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」を総合的に取り組む放課後対策事業（放課後子どもプラン）の方策を示しており、松江市においても、実施に向け検討しています。
- 特に、旧八束郡の地域から、保育に関するさまざまなサービスの充実に加え、ファミリーサポート事業*をはじめとする子育て支援事業の拡大が求められています。

■松江市の就学前児童の状況

保育所の利用者割合が増加しています。



注：各年5月1日時点（平成16年「在宅等」のみ10月1日時点推計）
認可外保育所入所者は「在宅等」に含み、管外保育は「保育所」に含む。

資料：市子育て課

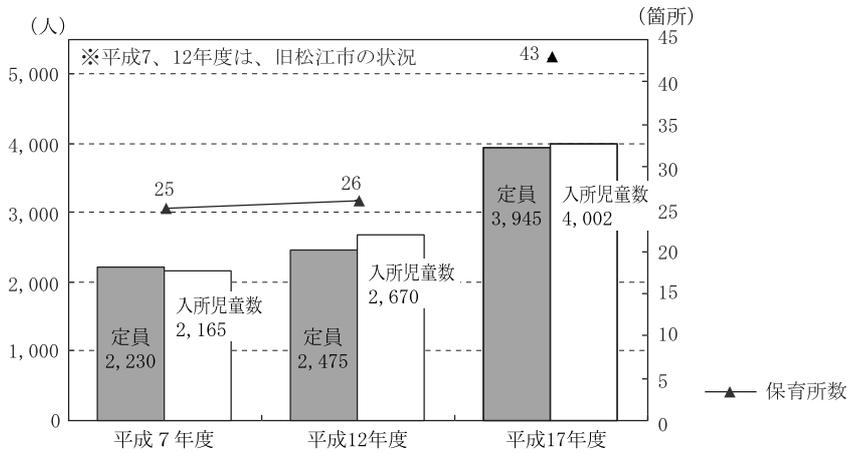
*ファミリーサポート事業

「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」がお互い会員となって、一時的に子どもを有料で預かるシステムです。

第4章 施策の展開

松江市の保育所入所児童の状況

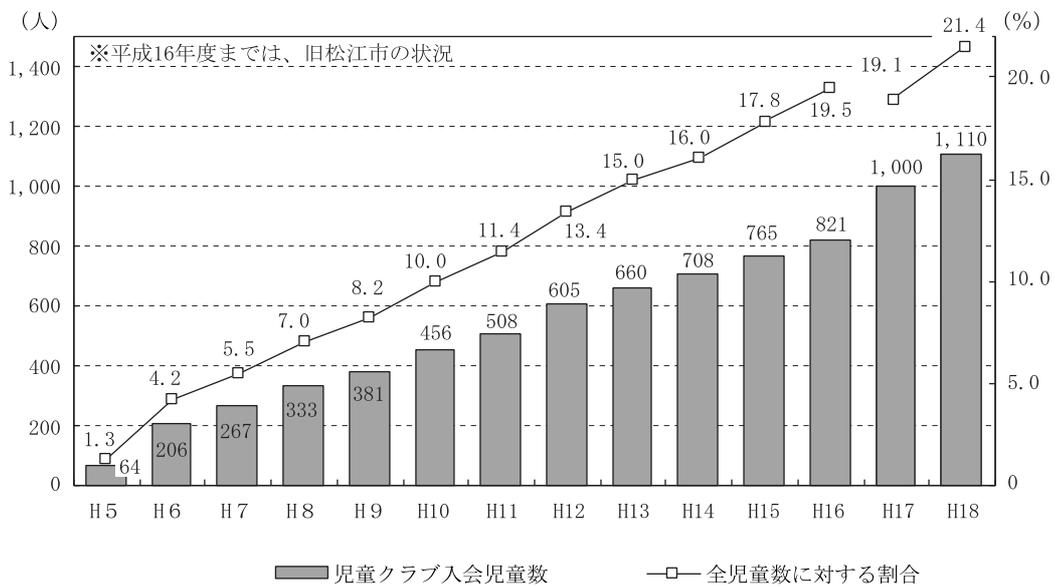
施設整備や定員を増やし、待機児童の解消を図っています。



資料：市子育て課

松江市の児童クラブの状況

児童クラブへの入会希望者は増加し続けています。



資料：市子育て課

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	担当部署
・幼稚園、保育所におけるサービスの充実	定員見直し、認定保育所制度*の導入などにより、入所待機者の解消を図ります。 ⇒ 数値目標13、14	健康福祉部
	一時保育、延長保育、病後児保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。 ⇒ 数値目標15、16	健康福祉部
	市立幼稚園での預かり保育、3歳児保育、障害児教育などのさらなる充実を図ります。	健康福祉部
・子育て支援拠点施設の充実	父親が参加しやすい事業内容を検討し、地域の子育て支援の活力を活かすなど、事業の充実を図ります。	健康福祉部
	子育てホームサポーター*の役割やとりくみについて、広報紙など、さまざまな方法でPRに努めます。	健康福祉部
	各支所や支援センターを中心に、ファミリーサポート事業の支援者を拡大していくとともに他の機関とも連携を図ります。	健康福祉部
・さまざまなニーズに対応できる子育て支援	放課後児童クラブ*の充実を図ります。 ⇒ 数値目標17	健康福祉部
	児童館、児童センター事業の充実を図ります。	健康福祉部
	ひとり親家庭の自立のための指導及び援助体制を充実します。	健康福祉部
	市が実施する事業に幼児連れで参加できるように、託児室の設置を推進します。	総務部

*認定保育所制度（認定保育所通園補助金制度）

認可保育所に入所希望しているのに入所ができず、市が定める基準を満たす認可外保育施設（認定保育所）に入所する世帯に対し認可保育所に入所できるまでの間、通園補助金として保育料の一部を補助する制度です。

*子育てホームサポーター

松江市の委託事業で、妊娠中や就学前児童がいる家庭で、一時的に家事や子どもの世話がが必要な場合に、松江市が認定証を発行した子育てホームサポーターが自宅に訪問して有償で支援を行います。

*放課後児童クラブ

保護者が、就労などにより、昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

基本課題Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものですが、中には男女共同参画社会の実現という視点から見た場合、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に固定的な性別役割分担につながっているものもあります。これに気づき、これを見直していくことができるよう、さまざまな学習機会を設けるとともに、男女共同参画に関する情報提供を行うなど、広く呼びかけることが必要です。

また、男女共同参画の意識づくりにあたっては、学校教育、社会教育の果たす役割は極めて大きいものがあります。学校はもとより、地域、家庭などあらゆる学習・教育の場で男女共同参画の視点が求められています。

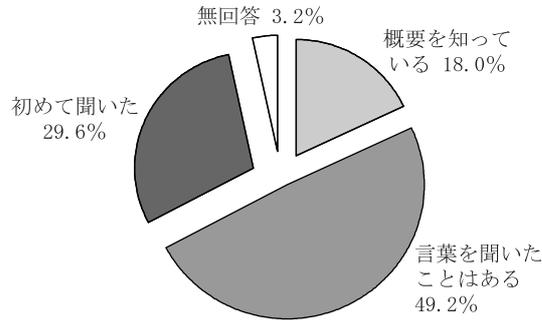
1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

【現状と課題】

- 「女は家庭」「男は仕事」といった、男女の固定的な性別役割分担意識は、生活、職業などの選択の可能性が性別によって制約されたり、一方の性に特定の役割が集中するなどの原因となり、男女共同参画社会実現の大きな障害の一つとなっています。
- 市の施策全般について、日頃から、男女共同参画の視点からの点検を行い、推進に配慮していくことが必要です。そのためにも、職員に対して継続的な研修を行っていく必要があります。
- 広く市民に対して、男女共同参画に関する認識を深める機会を継続的に提供する必要があります。松江市の実施するさまざまな啓発は、拠点施設である男女共同参画センター事業を中心に行っています。平成18年度にスタートした市民活動センター事業との連携も視野に入れて、一層、効果的かつ継続的な啓発を行っていく必要があります。
- 市民意識調査の結果によると、3割の市民が「男女共同参画」ということばを知らなかったと答えています。また、合併で市域が広域化したため、拠点施設での啓発事業だけではなく、新市の全ての地域で男女共同参画意識の浸透を図るため、出前講座等に取り組んでいく必要があります。

男女共同参画という言葉の認知度

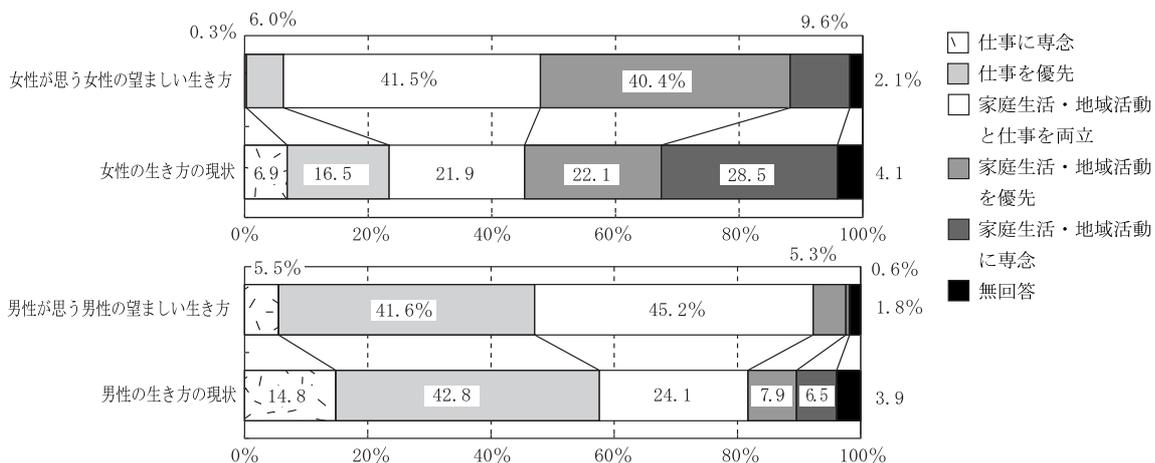
約3割の市民は、「男女共同参画」という言葉を聞いたことがありませんでした。



平成17年度松江市男女共同参画に関する市民意識調査

男女の意識と現実との格差

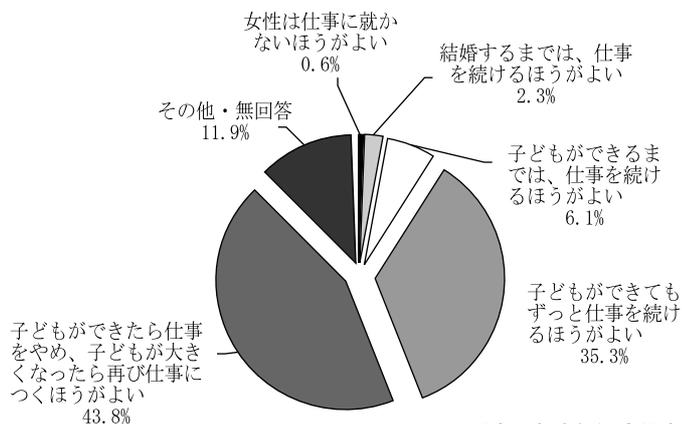
女性の現実とは多様化しており、男性の現実とは仕事中心となっています。



平成17年度松江市男女共同参画に関する市民意識調査

「一般的に女性と仕事について、あなたはどうお考えですか」という問いについて

「就業中断・再就職型」と「就業継続型」に二分されています。



平成17年度松江市男女共同参画に関する市民意識調査

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	担当部署
・拠点施設での講座の実施及び情報発信	男女共同参画センターで、男女共同参画の意識づくりのための各種講演会、講座などを開催します。 ⇒ 数値目標18	総務部
	男女共同参画の視点に立った情報紙の発行、資料の作成、図書の貸し出しを行います。	総務部
	男女共同参画センターのホームページを充実させるなど、インターネットを活用して情報を発信します。	総務部
・全市へ広がる啓発の実施	男女共同参画フォーラムを開催します。	総務部
	若い世代を対象に出前講座を実施します。	総務部
	旧八東郡地域、公民館等で出前講座を実施します。 ⇒ 数値目標19	総務部
	松江市の男女共同参画を象徴するロゴを作成して啓発に役立てます。	総務部
	6月の男女共同参画週間に合わせて、集中的な広報・啓発活動を行います。	総務部
	合併して松江市となったすべての地域に、男女共同参画を推進するための、自主的なグループづくりと活動を支援します。 ⇒ 数値目標20	総務部
・行政刊行物の表現への配慮	市報など、作成する刊行物の内容・表現については作成時に、インターネットの内容・表現については、更新時や新規で掲載する時に男女共同参画の視点から点検を行います。	市長室
	公的刊行物やイベントを受注する業者に対して、男女共同参画の視点で成果物を作成するよう周知します。	財政部
・市職員への意識啓発	情報の提供・研修の実施などにより、市職員に対する意識啓発を図ります。	総務部
	「市職員のための男女共同参画読本」*を改訂し、必要に応じて配布します。	総務部
	職員の男女共同参画に関する意識調査を実施します。	総務部

*市職員のための男女共同参画読本

松江시가、職員の啓発用に作成した冊子で、男女共同参画の基本をわかりやすく説明しています。

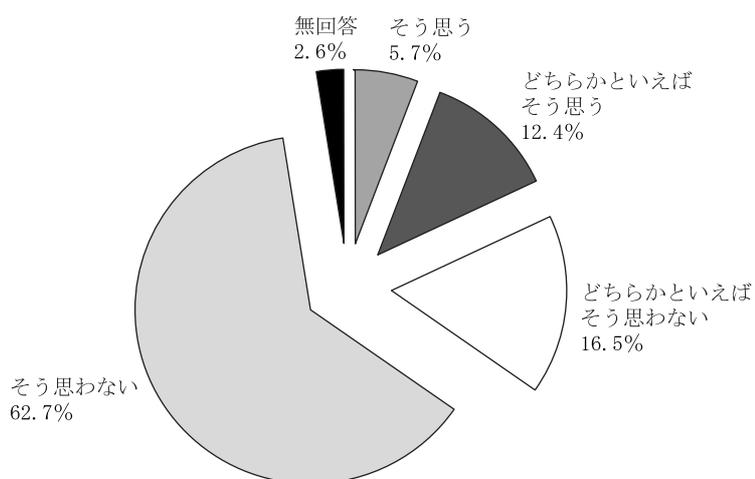
2 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の推進

【現状と課題】

- 人権の尊重、男女平等意識の形成には、特に幼少期からの環境や教育による影響が大きく、一層の男女平等教育の推進を図る必要があります。
- 学校と地域社会の連携強化がますます求められる中で、学校はもちろん、PTAや学校と関わる地域社会の場においても男女共同参画の推進が必要です。
- 社会教育の場を利用して、生涯学習のメニューのひとつとして、広く、男女共同参画の意識を浸透させていく必要があります。

□ 「女性は文系、男性は理系が向いている？」という問いについて

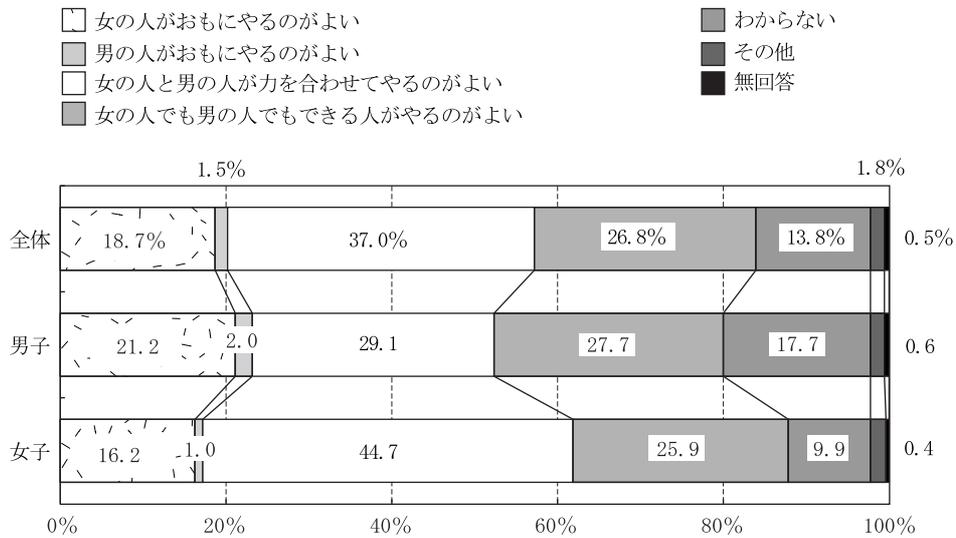
「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」が、全体の約8割を占めます。



平成17年度松江市男女共同参画に関する市民意識調査

回児童・生徒がイメージする理想の家事分担について

全体で見ると、「力をあわせてやる」「できる人がやる」が、3分の2を占めています。



平成16年度松江市児童・生徒男女平等意識調査

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	担当課
・男女平等教育の推進	性別による固定的な役割意識にとらわれない進路指導をします。	教育委員会
	男女混合名簿の継続した実施など、男女平等教育推進のための環境を整備します。	教育委員会
	家庭科教育、道徳教育、性教育などあらゆる教育活動を通して、男女平等教育を推進します。	教育委員会
・学校を取りまく場での男女共同参画の推進	PTAや学校評議員*など、学校を取りまく場での男女共同参画推進を働きかけます。 ⇒ 数値目標21	教育委員会
	各分掌担当者、主任等の男女比については、教職員の配置比などにも配慮します。	教育委員会
・男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	まつえ市民大学において、男女共同参画に関する講座を開催します。	総務部 市民部 教育委員会

*学校評議員

地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携しながら特色ある教育活動を展開するため、校長が保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くことを目的に、教育委員会が各学校に設置しています。

3 男女共同参画に関する情報整備

【現状と課題】

- 男女共同参画は、少子化社会、人口減少社会において経済の低迷などが懸念される中、活力ある地域であり続けるために重要な視点です。施策を推進する上で、人口の動向、家族形態の変化、市民意識の変化、就業状況、経済状況等、あらゆる状況を調査分析しておく必要があります。
- 関係機関や団体が所有しているデータを有効活用し、あるいは情報交換を行うことにより、行政や機関相互の事業を、効果的かつ合理的に推進することが必要です。

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	担当部署
・男女共同参画に関する調査の実施	市民意識調査を実施します。 ⇒ <u>数値目標22、23</u>	総務部
	児童生徒を対象とした意識調査を実施します。	総務部
・男女共同参画に関するデータの収集	国、県などの機関及び団体が実施する、企業に関する調査結果を収集するなど、男女共同参画に関するあらゆるデータを収集して、データベース化します。	総務部
	松江で活躍した女性に関する図書の収集を行うとともに、男女共同参画センターの情報誌等で情報の提供をします。	総務部

4 国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり

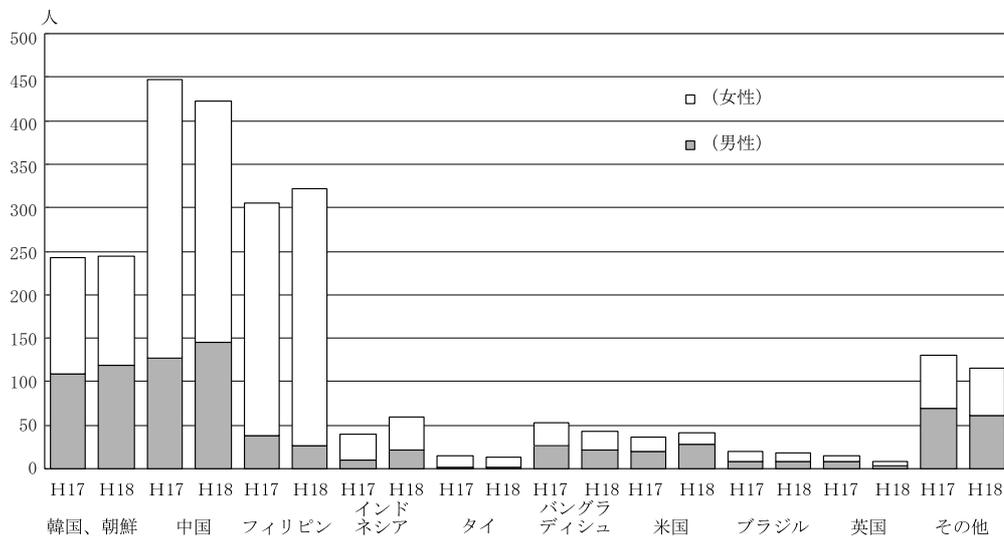
【現状と課題】

- 男女共同参画は、国際的な動きと密接に連動しています。男女共同参画推進の必要性を、広く理解してもらうためには国際規範に関する理解は不可欠です。グローバル化の流れの中で、さまざまなレベルで国際理解を促進し、多様な価値観を共有することが重要です。
- 諸外国での女性の人権を侵害する諸問題について、国際的視点での学習機会を普及し、国際社会の一員として男女共同参画を推進する必要があります。

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	担当部署
・国際的なとりくみについての情報提供	女性差別撤廃条約*、北京行動綱領*などの国際的規範について、学習の機会を提供します。	総務部
	男女共同参画に関する諸外国の状況や、国際的な動きについて情報の収集や提供を行います。	総務部

■松江市における国籍別男女別外国人登録者数



資料：市民課

***女性差別撤廃条約**

1979年12月、第34回国連総会において採択され、1981年9月に発効しました。2004年3月26日現在の締約国数は177カ国。我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准しました。締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっています。

***北京行動綱領**

1995年（平成7年）到北京で開催された第4回世界女性会議で採択された国際文書。21世紀に向けて、各国政府が取り組むべき女性施策・男女共同参画施策の指針を示しています。

基本課題Ⅳ 男女共同参画の視点での人権施策のとりくみ

人権の尊重は、男女共同参画施策に限らず、すべての行政施策を進める上できわめて重要な視点です。中でも、女性に対する暴力は多くの人々にかかわる社会的問題であるとともに、男女共同参画社会実現にあたって、早急に克服すべき緊急な課題の一つです。なぜなら、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係など、わが国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題に起因している場合が多く、近年、その問題が認識され始めた、DV（ドメスティック・バイオレンス）が、その顕著な例です。

一方、女性の身体には、妊娠・出産の可能性があることに伴い、生涯を通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性の生涯を通じた健康支援策については、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*の観点から、女性の人権に関わる課題として位置付ける必要があります。

1 人権尊重の意識づくり

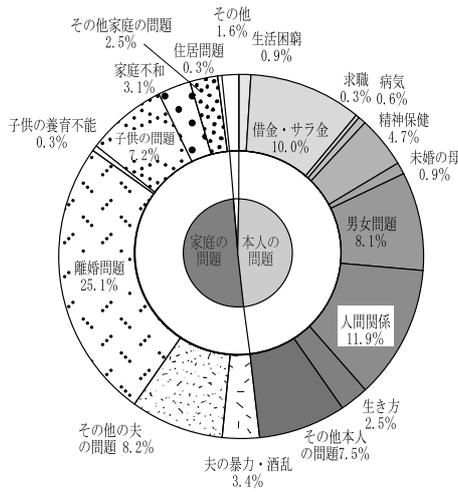
【現状と課題】

- 人権の尊重は、男女共同参画社会実現のためのきわめて重要な視点です。何人も、性別、年齢、出身地、障害の有無などによるいかなる差別も受けてはならず、さまざまな分野の人権施策と連携し、広く女性の人権尊重の意識づくりを進める必要があります。
- IT（情報技術）の急速な発展により、情報の量、種類はますます拡大しています。これらの情報の中には、人権の侵害、暴力の肯定、女性の性的側面のみを強調する表現なども含まれており、無意識のうちに人々に与える影響は男女共同参画の視点からも無視できないものがあります。表現の自由は尊重されるべきものですが、一方で、それを不快とし、接することを望まない人への配慮も必要です。
- 男女共同参画センターに女性相談員を配置し、さまざまな女性相談に応じています。また、弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングを実施しています。

*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

リプロダクティブ・ヘルスは、「性と生殖の健康」と訳され、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツとは、「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」とされています。

回松江市男女共同参画センターの女性相談の状況（内容別集計、平成17年度）



資料：市男女共同参画課

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	担当部署
・人権尊重の意識づくりのための研修等、啓発の実施	人権週間において男女共同参画に関する啓発を行います。	総務部
	人権擁護委員に対して、男女共同参画について研修活動への協力・情報提供等を行います。	総務部
	民間企業に対して、女性相談、DVに関するパンフレット等を配布できるよう協力を依頼します。	総務部
・相談体制の充実	男女共同参画センターで女性相談、弁護士（女性）相談及びカウンセリングを実施して、さまざまな相談に対応します。	総務部
	相談内容によっては、他の機関で実施している相談窓口を紹介するなど、国、県などの相談機関と連携を密にします。	総務部
・市職員の意識づくり	職員の研修の充実などにより、市役所内のセクシュアル・ハラスメント対策を推進します。	総務部
	市職員を対象に、男女共同参画を含めた「人権の観点からの公的表現の手引き」*を周知します。	総務部
	DV被害者への迅速な対応と二次被害*を避けるために、職員を対象とした研修を実施します。	総務部

*人権の観点からの公的表現の手引き
松江市が、作成した職員向けの手引です。

*二次被害
DV被害者が第三者に救済を求めた段階で受ける精神的苦痛のことを言います。

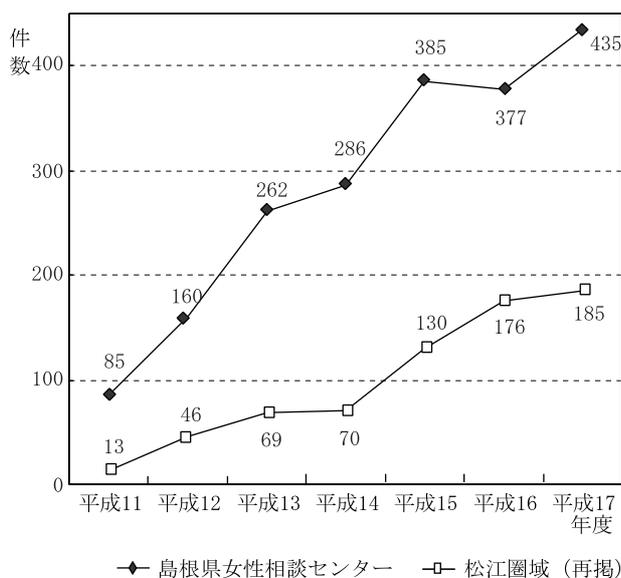
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

- DV（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力が、深刻な社会問題となっています。特に、DVについては、確実に相談件数が増えており、平成17年度の島根県における夫の暴力を主訴とする女性相談件数は435件となっています。
- 平成16年6月に、DV防止法が改正され、保護の拡充と被害者の自立支援へのとりくみが強化される中で、平成17年7月に島根県DV対策基本計画が策定されました。
- 松江市では、県の基本計画のもと、平成18年6月に、「DV防止及び被害者自立支援実施計画」を策定し、被害者の自立支援を大きな課題として、迅速かつ的確な対応に配慮しています。
- 児童が同居する家庭におけるDVは、児童に対する虐待であり、DVによって児童の心は深く傷つけられています。また、直接的に児童に向けられる虐待が、DVと密接にかかわっている場合があるために、関係機関との連携を強化し、包括的なケアを行う必要があります。

■島根県女性相談センターにおけるDV相談の状況

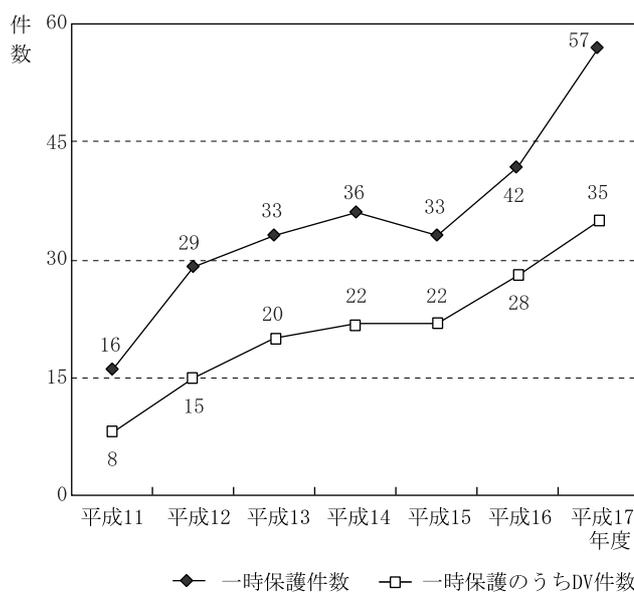
DVに関する相談が急増しています。



資料：県女性相談センター

■島根県内の一時保護の状況

DVを理由とする一時保護が3分の2を占めています。



平成18年度版島根県「しまねの男女共同参画年次報告」

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	担当部署
・女性に対するあらゆる暴力の根絶	女性に対する暴力根絶について、11月の運動期間にあわせて情報紙、市報まつえなどで呼びかけます。	総務部
	DV、性犯罪、売買春など女性に対する暴力に関する講座等を実施し、正しい認識の普及とその根絶を呼びかけます。 ⇒ 数値目標24	総務部
	セクシュアル・ハラスメントの防止について、チラシ及び情報紙等で情報を提供します。	総務部
・DV被害者に対する支援	DV被害者の自立に向けて、住宅の確保や福祉関連制度の弾力的な運用を行います。	総務部 健康福祉部 建設部
	男女共同参画センター及び市民相談でのDVに関する相談については、県の女性相談センター*と連携を強化します。	総務部 市民部
	被害者の相談と一時保護を行う民間シェルター*との連携と支援を強化します。	総務部
	民生児童委員など、さまざまな立場から地域生活を支えている人たちに対して、DVに関する理解と対応について協力を求めます。	総務部 健康福祉部
	外国人女性が相談を必要とする場合の通訳について、県の在住外国人支援事業とも協力しながら、適切に配備できるよう検討します。	総務部
	DVに関連して、児童虐待についても関係機関と連携して迅速に対応します。	健康福祉部
・DV被害者支援体制の整備	市役所各課が、情報を共有して被害者支援を推進します。	総務部
	市民アンケート調査、関係機関からの情報収集などにより、女性に対する暴力の実態把握に努めます。	総務部

*島根県女性相談センター

島根県に設置されている女性のための相談機関で、その中にDV防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」の機能を持たせ、被害者からの相談に応じたり、一時保護等を行っています。

*シェルター

DV被害者の緊急避難施設をシェルターといいます。公的施設では都道府県の一時保護施設がありますが、民間ボランティアで運営する施設を民間シェルターといいます。

3 女性の妊娠・出産等、生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

- 女性の身体には、妊娠・出産の可能性があることに伴い、生涯を通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性は男性に比べ、健康診査の機会が少ないという調査結果もあり、女性に特有の病気や症状への対応、女性の心理や視点に配慮した保健・医療サービスの充実が求められています。
- インターネットの発達などにより、情報の量、種類はますます拡大してきています。次世代を担う少年少女が、メディアの一方的な情報にとらわれず、健やかに成長できる環境を整備する必要があります。
- 学校においても、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を、さまざまな教育活動を通じて行う必要があります。

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	担当部署
・女性の妊娠・出産等、健康支援の充実	妊産婦に対する訪問指導を実施します。	健康福祉部
	乳がん、子宮がん検診など、各種健診の充実と受診率の向上を図ります。 ⇒ 数値目標25、26	健康福祉部
	母子手帳交付時に、必要な制度を周知するために、パンフレットなどにより情報を提供します。	健康福祉部
・若い世代への健康支援	若い世代に向けて、メディアの一方的な性情報に流されないための正しい性についての情報を提供します。	健康福祉部
・学校における性教育の実施	児童・生徒が正しい知識を持ち、適切な行動がとれるよう、発達段階に応じた適切な性教育を実施します。	教育委員会
・性感染症等に関する啓発	性感染症等に関する情報提供と正しい知識の普及を図ります。	健康福祉部

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 推進体制の整備・強化

【現状と課題】

- 男女共同参画施策は、行政の各部門にまたがる横断的な性格を有するため、庁内関係部課の密接な連携が重要であり、男女共同参画庁内連絡会議の充実など庁内推進体制の整備を進める必要があります。
- 企業への働きかけが課題となっています。人権施策の一環として、「松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会（企同協）」*などの既存組織と連携することで、合理的かつ効果的な啓発を行う必要があります。
- 男女共同参画センターは、計画推進にあたって市民と行政の接点となる拠点施設であり、一層の充実を図る必要があります。
- 男女共同参画推進条例に基づく苦情処理制度について、市民への周知を徹底する必要があります。

*松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会（企同協）
市内の企業で構成する、人権・同和問題の研修推進組織のことです。

【具体的施策と施策の内容】

具体的施策	施策の内容	担当部署
・ 庁内推進体制の強化	男女共同参画の庁内推進体制の強化を図ります。	総務部
	職場において、男女共同参画推進員を配置して、日頃から男女共同参画に配慮した業務を行います。	総務部
・ 他の組織、機関との連携	松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会（企同協）と連携し、企業に対して男女共同参画の普及を図ります。	総務部
	松江市地域人権・同和教育推進協議会*において、男女共同参画の啓発情報を周知します。	総務部 教育委員会
・ 男女共同参画審議会との連携	市民から寄せられた、男女共同参画に関するさまざまな意見については、男女共同参画審議会において示された方向性を尊重して施策に反映させていきます。	総務部
・ 拠点施設の充実	拠点施設としての男女共同参画センターを、広く、市民にPRするとともに、市民活動に関する事業や団体とも連携しながら、幅広く、男女共同参画の浸透を図る場とします。 ⇒ 数値目標27	総務部
・ 市民協働の推進	男女共同参画審議会委員の選任にあたっては、さまざまな分野、地域、公募の市民などから、広く意見を集約し、施策に反映できるように配慮します。	総務部
	男女共同参画に関して、まつえ男女共同参画ネットワーク*など、団体、グループなどが自主的に行う学習、研究、普及活動を支援するとともに、日頃から連携します。	総務部
	松江地区の島根県男女共同参画サポーター*との交流と連携を図ります。	総務部
・ 情報の公開	男女共同参画課のホームページを整備し、可能な限り男女共同参画施策の実施状況や男女共同参画審議会の審議概要を掲載します。	総務部
・ 苦情処理制度の周知	条例に基づく苦情処理制度の周知を徹底します。	総務部

*松江市地域人権・同和教育推進協議会

市内の公民館区ごとに組織する、人権・同和教育推進組織のことです。

*まつえ男女共同参画ネットワーク

平成15年に、男女共同参画に関する情報発信と交流を目的に設立された、市民団体や個人で構成されるネットワーク組織のことです。

*島根県男女共同参画サポーター

島根県が実施している、男女共同参画推進員養成・支援事業のことで、地域住民の中から推進員を養成し、地域での啓発活動等を通して県内各地域の男女共同参画に向けた機運を醸成しています。

2 数値目標の設定と推進

男女共同参画計画を実効あるものとするためには、実施した施策の成果や達成の状況を数値で示すことが重要です。本計画では、第4章の施策の展開で掲げている具体的施策の中から、特に、課題とされている事項を中心に、目標を数値で示すこととしました。これらの目標値は、策定して5年後の平成23年度中の達成を目指し、毎年、年次報告の中で取り組みの状況を報告していくこととします。

(数値目標一覧)

分類	指 標	現状値	目標値	担当課
I - 1	1 附属機関の女性委員の割合	20.4% (H18.10)	35.0%	男女共同参画課
	2 女性のいない附属機関の数	4 (H18.10)	0	男女共同参画課
	3 女性のいない行政委員会の数	1 (H18.10)	0	男女共同参画課
	4 要綱等により設置している審議会等の女性委員の割合	27.4% (H18.10)	40.0%	男女共同参画課
	5 市が出資している団体における女性役員の割合	6.4% (H18.10)	30.0%	男女共同参画課
	6 市が事業を委託している団体における女性役員の割合	24.4% (H18.10)	30.0%	男女共同参画課
	7 管理職に占める女性の割合	11.8% (H18.4)	15.0%	人 事 課
	8 女性職員に占める役職者の割合と、男性職員に占める役職者の割合との関係 (※1)	21.7% (女性) 47.5% (男性) (H17.6)	同率化 (H21年度)	人 事 課
I - 2	9 まつえ男女共同参画人材リストへの登録者数	98人 (H18.10)	200人	男女共同参画課
II - 2	10 男性職員の育児休業取得率 (※2)	0% (H16実績)	10% (H21年度)	人 事 課
	11 妻が出産する男性職員のうち、「夫の育児参加休暇」(5日以内)を完全取得した職員の割合	— (H16実績)	100% (H21年度)	人 事 課
II - 4	12 チャレンジ相談年間利用者数	—	36名	男女共同参画課

分類	指 標		現状値	目標値	担当課
Ⅱ - 5	13	認可保育所定員数	4,185人 (H18実績)	4,670人	子 育 て 課
	14	通常保育箇所数	48箇所 (H18実績)	52箇所	子 育 て 課
	15	一時保育箇所数	31箇所 (H18実績)	38箇所	子 育 て 課
	16	延長保育箇所数	46箇所 (H18実績)	52箇所	子 育 て 課
	17	放課後児童クラブ箇所数	28箇所 (H18実績)	33箇所	子 育 て 課
Ⅲ - 1	18	男女共同参画センターにおいて実施する講座の定員に対する受講者の割合	60.2% (H18実績)	80%	男女共同参画課
	19	年間に実施する出前講座の回数	7 回 (H18実績)	15回	男女共同参画課
	20	男女共同参画を啓発する市民団体が存在する地域（合併前の8市町村）の数	2 地域 (H18.10)	8 地域	男女共同参画課
Ⅲ - 2	21	学校評議員に占める女性の割合	39.4% (H18実績)	40.0%	指 導 課
Ⅲ - 3	22	男女共同参画という言葉を知っている市民の割合	67.2% (H17.10)	80.0% (H22調査)	男女共同参画課
	23	松江市男女共同参画推進条例の存在を知っている市民の割合	36.0% (H17.10)	70.0% (H22調査)	男女共同参画課
Ⅳ - 2	24	DV防止法の概要を知っている市民の割合	21.6% (H17.10)	70.0% (H22調査)	男女共同参画課
Ⅳ - 3	25	乳がん検診受診率（※3）	2.9% (H17実績)	20% (H20年度)	健 康 推 進 課
	26	子宮がん検診受診率（※3）	9.7% (H17実績)	30% (H20年度)	健 康 推 進 課
推進体制	27	松江市男女共同参画センターの存在を知っている市民の割合	31.0% (H17.10)	70.0% (H22調査)	男女共同参画課

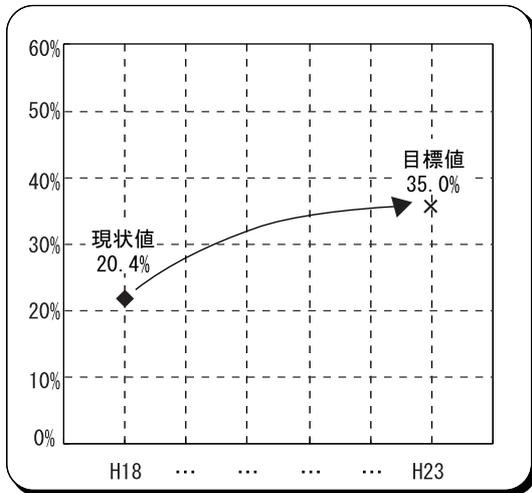
注) 松江市の部門別計画等で数値目標を掲げている場合には、その現状値や目標値を本計画の目標としています。したがって、もとの計画等が見直された場合には、本計画にも反映させることとし、変更内容を年次報告書に記載して、新たな数値目標に基づき取り組みます。

(部門別計画等)

- ※1 松江市行政改革実施計画
- ※2 松江市職員子育て支援プログラム
- ※3 松江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

基本課題Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
 施策の方向Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

指標Ⅰ 附属機関の女性委員比率



《指標の説明》

・市が法律または条例に基づき設置した審議会などの、市の附属機関の委員に占める女性の割合です。
 (地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関)

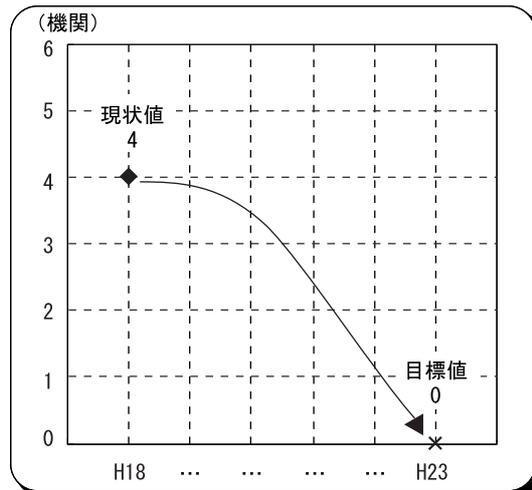
《現状値の説明》

・平成18年10月1日現在における全附属機関の女性委員の割合は、20.4%です。

《目標値の説明》

・松江市男女共同参画推進条例により、松江市のすべての附属機関の委員について、男女のいずれか一方の性が10分の4未満にならないよう努めることになっています。
 ・平成23年度までに、まず全附属機関の平均が35%に達することを目指します。

指標Ⅱ 女性のいない審議会の数



《指標の説明》

・市が法律または条例に基づき設置した審議会などの、市の附属機関のうち、女性の委員がいない機関の数です。
 (地方自治法第138号の4第3項の規定に基づく附属機関)

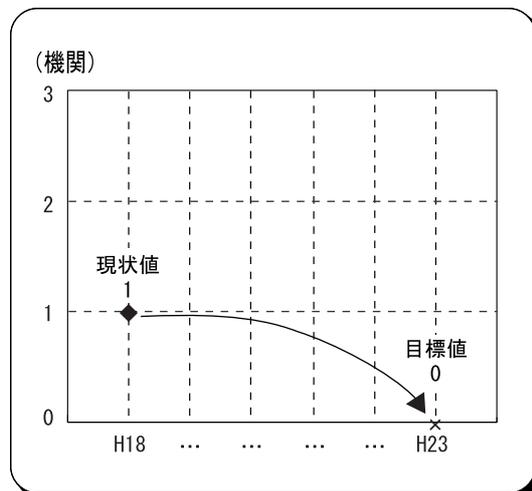
《現状値の説明》

・平成18年10月1日現在で設置されている附属機関のうち女性のいない審議会等の数は、4機関です。

《目標値の説明》

・松江市男女共同参画推進条例により、松江市のすべての附属機関の委員について、男女のいずれか一方の性が10分の4未満にならないよう努めることになっています。
 ・平成23年度までに、女性の委員のいない審議会等をなくします。

指標Ⅲ 女性のいない行政委員会の数



《指標の説明》

・市の設置する行政委員会のうち女性の委員がいない機関の数です。

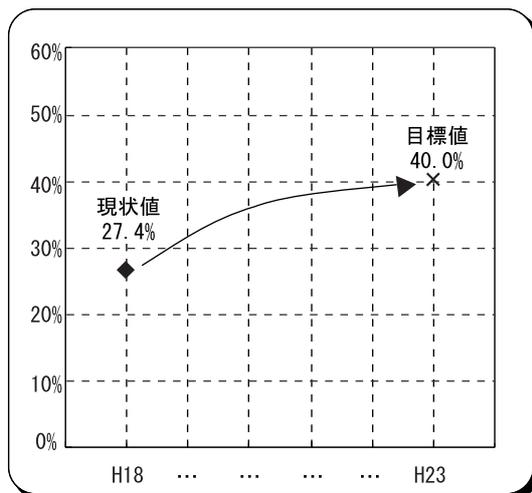
《現状値の説明》

・平成18年10月1日現在で女性のいない行政委員会の数は、1機関です。
 ・対象は、固定資産評価審査委員会、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会の6機関です。

《目標値の説明》

・政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、附属機関での取り組みに準じ、市の方針決定に関わる機関での女性の参画を促進します。
 ・平成23年度までに、女性の委員のいない行政委員会をなくします。

指標4 要綱等により設置している審議会等の女性委員比率



《指標の説明》

・要綱等に基づき設置される審議会など（地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関を含まない。）の委員に占める女性の割合です。

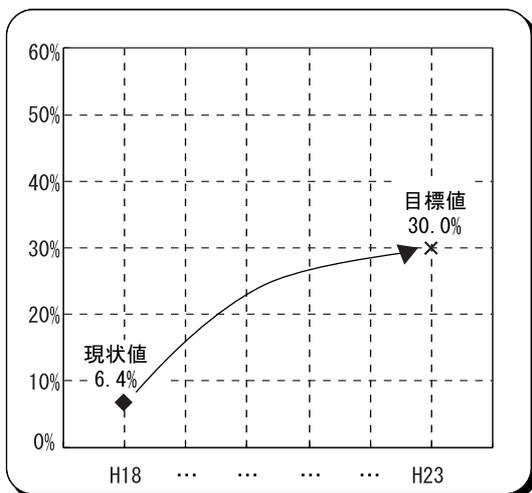
《現状値の説明》

・平成18年10月1日現在における要綱等設置審議会の女性委員の割合は、27.4%です。

《目標値の説明》

・政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、附属機関での取り組みに準じ、市の方針決定に関わる機関での女性の参画を促進します。
 ・平成23年度までに、要綱等に基づく審議会等の平均で40%に達することを目指します。

指標5 市が出資している団体における女性役員比率



《指標の説明》

・松江市が出資して運営を行う法人などの役員（理事など）に占める女性の割合です。

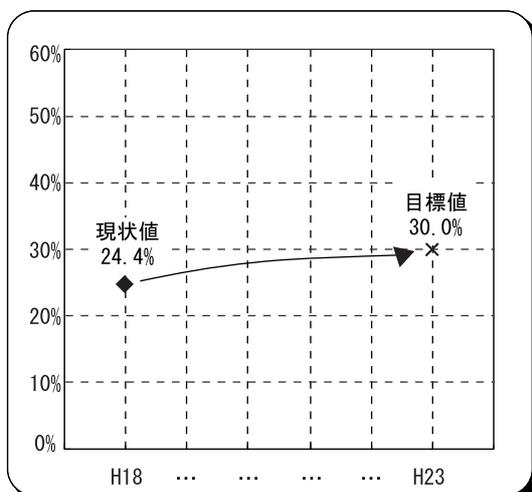
《現状値の説明》

・平成18年10月1日現在における女性役員員の割合は、6.4%です。
 ・対象となる法人は、松江市男女共同参画推進条例施行規則に規定する11団体です。

《目標値の説明》

・政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、附属機関での取り組みに準じ、市が出資する団体の方針決定に関わる機関での女性の参画を促進します。
 ・平成23年度までに、対象となる団体の平均でまず30%に達することを目指します。

指標6 市が事業を委託している団体における女性役員比率



《指標の説明》

・松江市が事業を委託している団体などの役員（理事など）に占める女性の割合です。

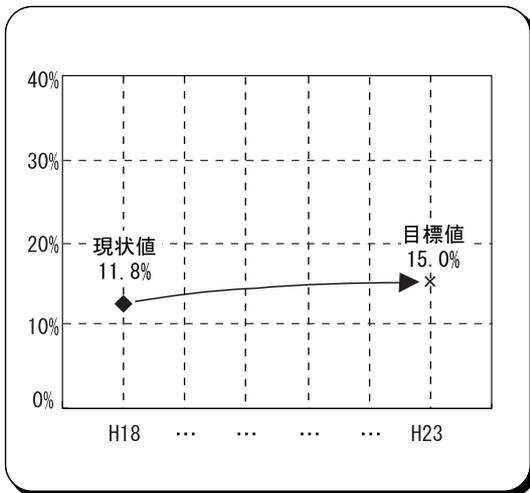
《現状値の説明》

・平成18年10月1日現在における女性役員員の割合は24.4%です。
 ・対象となる法人は、松江市男女共同参画推進条例施行規則に規定する23団体です。

《目標値の説明》

・政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、附属機関での取り組みに準じ、市が事業を委託する団体の方針決定に関わる機関での女性の参画を促進します。
 ・平成23年度までに、対象となる団体の平均で30%に達することを目指します。

指標7 管理職に占める女性の比率



《指標の説明》

・松江市役所の職員のうち、管理職にある職員に占める女性の割合です。

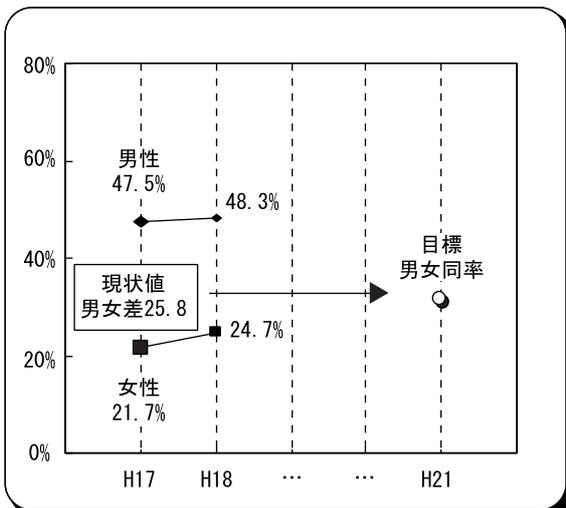
《現状値の説明》

・平成18年4月1日現在における女性管理職の割合（11.8%、25名）です。
 ・対象となる職員は、課長級以上の職員211名です。
 ・管理職を含む全職員（1,441名）のうち女性（437名）の占める割合は30.3%です。

《目標値の説明》

・政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、市役所の管理職への女性の参画を推進します。
 ・平成23年度までに、まず15%に達することを目指します。

指標8 男女別係長以上の役職者比率



《指標の説明》

・松江市役所の職員のうち、係長以上の役職につく者の男女別の割合です。
 ・「松江市行財政改革実施計画」に規定する指標です。

《現状値の説明》

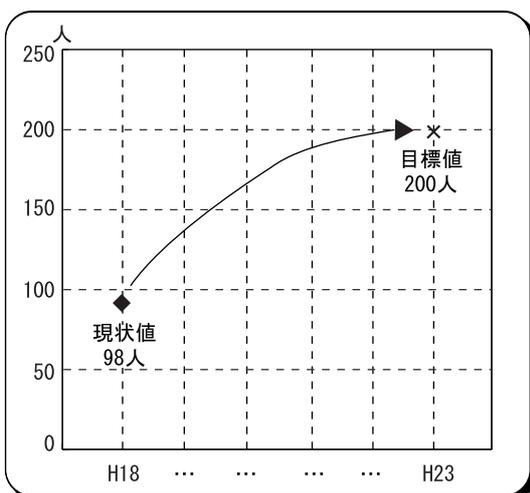
・平成17年6月1日現在における、すべての職員（男性1,021名、女性457名）に占める役職者（男性485名、女性99名）の男女別割合（男性47.5%、女性21.7%）です。

《目標値の説明》

・政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、市役所の役職への女性の参画を推進します。
 ・平成21年度までに、職員に占める係長以上の役職につく者の男女別割合を同率化します。

基本課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 施策の方向2 女性人材の育成

指標9 「まつえ男女共同参画人材リスト」への登録者数



《指標の説明》

・松江市の審議会等へ女性の委員候補者を推薦するため設置する人材リストの登録者数です。
 ・幅広い分野や年代の人材の登録が望まれています。

《現状値の説明》

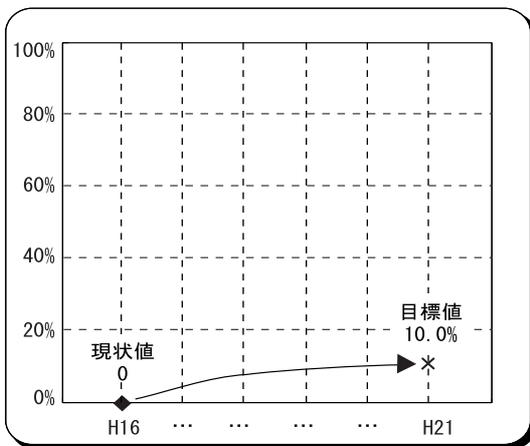
・平成18年10月1日現在における登録者数（98人）です。

《目標値の説明》

・平成23年度までに、登録者が200人に達することを目指します。

基本課題Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり
 施策の方向2 職場における環境づくり

指標10 男性職員の育児休業取得率



《指標の説明》

- ・松江市役所の男性職員の育児休業取得率です。
- ・対象となる職員は3歳未満の子を持つ男性職員全員で、そのうち育児休業を取得した者の割合です。
- ・「松江市職員子育て支援プログラム」(計画期間H17～H21)に規定する指標です。

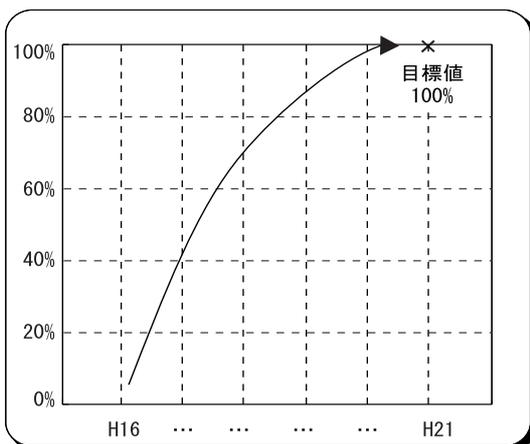
《現状値の説明》

- ・「松江市職員子育て支援プログラム」策定を策定した平成16年度に、男性職員の育児休業取得者はいませんでした。

《目標値の説明》

- ・平成21年度までに取得率10%を達成します。

指標11 「夫の育児参加休暇」(5日以内)を完全取得した職員の割合



《指標の説明》

- ・松江市役所の男性職員の「夫の育児参加休暇」の完全取得率です。
- ・対象となる職員は妻が出産した男性職員全員です。
- ・対象職員のうち、「夫の育児参加休暇」の規定上限である5日の休暇を、すべて取得した者の割合です。

《現状値の説明》

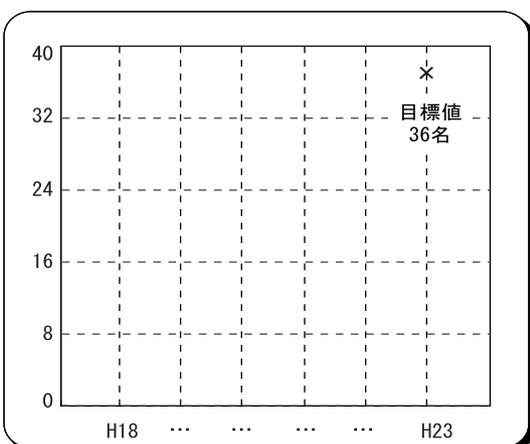
- ・平成17年3月31日から設けられた休暇制度です。制度設置時の値はありません。

《目標値の説明》

- ・平成21年度までに、すべての対象職員が5日間の休暇を完全に取得することを目指します。

基本課題Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり
 施策の方向4 女性のチャレンジ支援策推進

指標12 チャレンジ相談年間利用者数



《指標の説明》

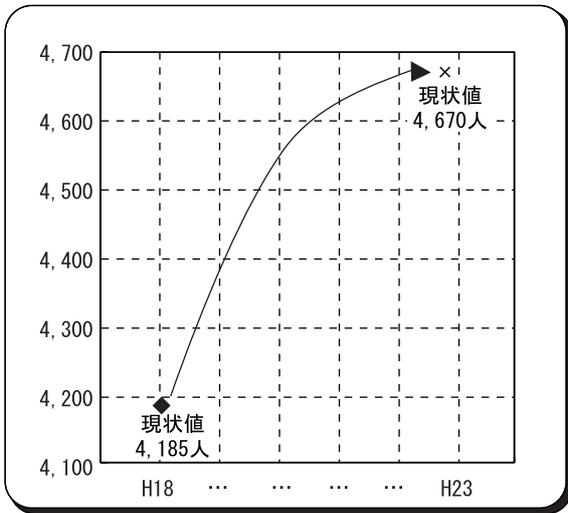
- ・松江市の提供する女性の相談窓口のうち、女性のチャレンジ(起業、再就職、キャリアアップなど)についての相談の年間利用者数です。

《目標値の説明》

- ・毎月1回相談窓口を設け、平成23年度までに年間利用者数が36人に達することを目指します。

基本課題Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり
 施策の方向5 多様なライフスタイルに応える子育て支援策の充実

指標13 認可保育所定員数



《指標の説明》

・松江市の認可保育所の定員数です。

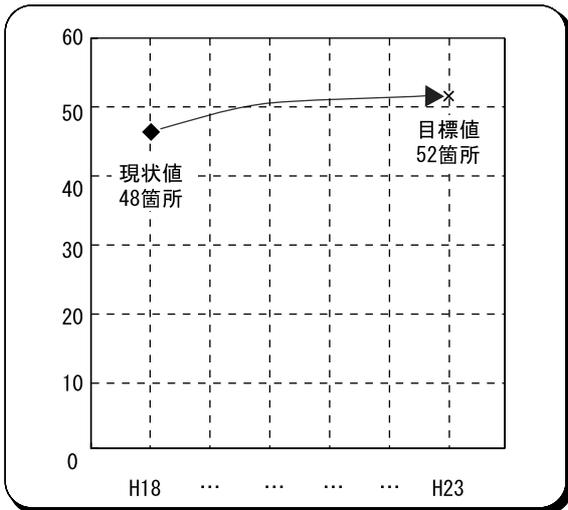
《現状値の説明》

・平成18年度の定員数（4,185人）です。

《目標値の説明》

・子どもの数は減少することが予想されますが、保育に対するニーズは高まっています。
 ・平成23年度までに、定員が4,670人に達することを目指します。

指標14 通常保育実施箇所数



《指標の説明》

・松江市の認可保育所の箇所数です。

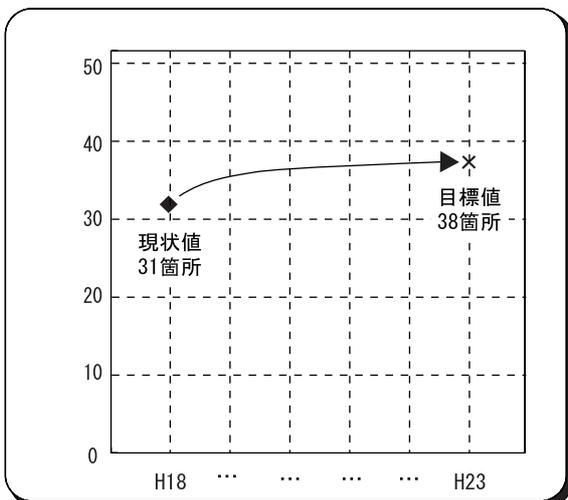
《現状値の説明》

・平成18年度の実施箇所数（48箇所）です。

《目標値の説明》

・子どもの数は減少することが予想されますが、保育に対するニーズは高まっています。
 ・平成23年度までに、実施箇所数が52箇所に達することを目指します。

指標15 一時保育実施箇所数



《指標の説明》

・松江市内で一時保育を実施する認可保育所の箇所数です。

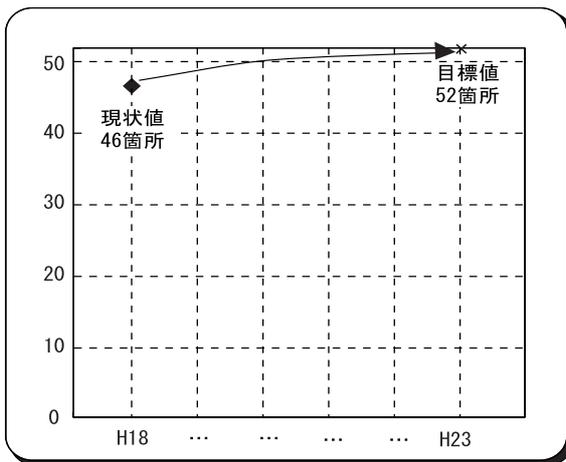
《現状値の説明》

・平成18年度の実施箇所数（32箇所）です。

《目標値の説明》

・多様な保育サービスに対するニーズは高まっています。
 ・平成23年度までに、実施箇所数が38箇所に達することを目指します。

指標16 延長保育実施箇所数



《指標の説明》

- ・松江市で通常の保育時間終了後30分以上の延長保育を実施する認可保育所の箇所数です。

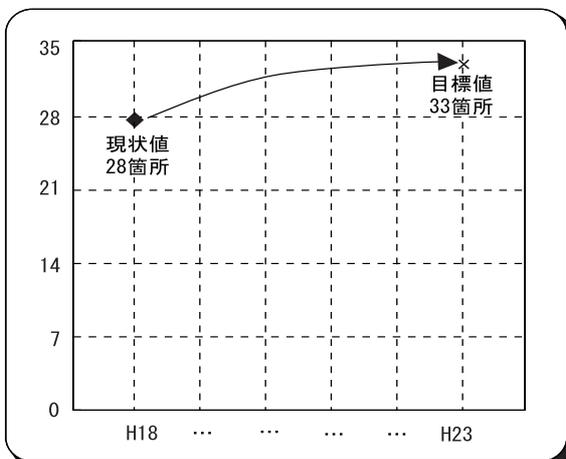
《現状値の説明》

- ・平成18年度の実施箇所数（全46箇所）です。

《目標値の説明》

- ・多様な保育サービスに対するニーズは高まっています。
- ・平成23年度までに、すべての認可保育所（52箇所）で実施されることを目指します。

指標17 放課後児童クラブ開設箇所数



《指標の説明》

- ・松江市に開設する放課後児童クラブのうち、1年生～3年生を対象とする児童クラブの箇所数です。

《現状値の説明》

- ・平成18年度の実施箇所数（28箇所）です。
- ・松江市立小学校の校区は、33校区あります。

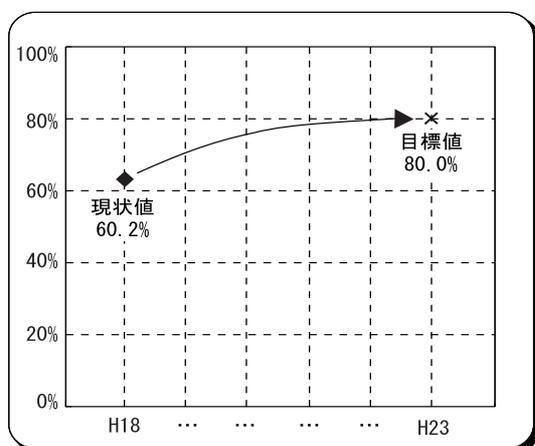
《目標値の説明》

- ・仕事と家庭の両立のため、放課後児童クラブの利用者が増加しています。
- ・平成23年度までに、実施箇所数が33箇所に達することを目指します。

基本課題Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり

施策の方向1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

指標18 男女共同参センターにおいて実施する講座の定員に対する受講者の割合



《指標の説明》

- ・松江市男女共同参画センターで実施する講座の定員充足率です。

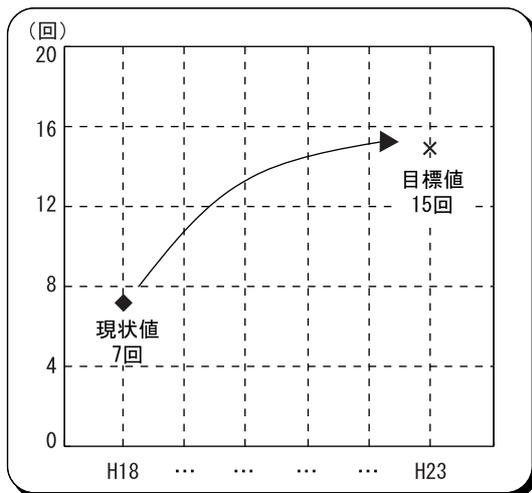
《現状値の説明》

- ・平成18年度の定員充足率（60.2%）です。
- ・対象講座は、まつえ市民大学特別コース「男女共同参画コース」（定員80名）全3回（男女共同参画フォーラム（定員120名）を含む。）及び、チャレンジセミナー（定員40名）全5回です。

《目標値の説明》

- ・市民の学習意欲を高める講座の企画に努め、定員充足率を平成23年度に80%に達することを目指します。

指標19 年間に実施する出前講座の回数



《指標の説明》

・松江市男女共同参画センターが、市民活動センター以外の場所で地域住民を対象に提供する男女共同参画をテーマにした「出前講座」の年間提供回数です。

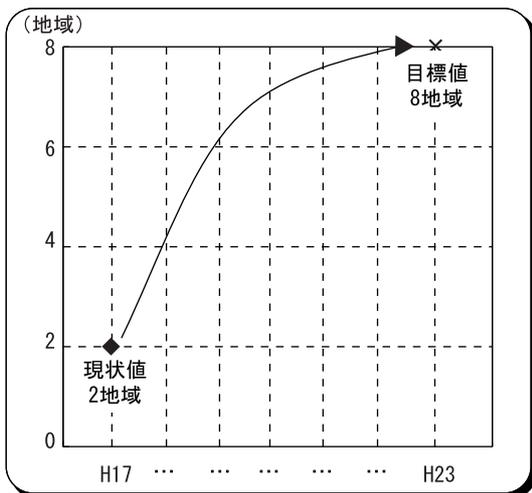
《現状値の説明》

・平成18年度に実施したの出前講座の回数（7回）です。

《目標値の説明》

・地域に身近な場所での学習機会の提供に努め、出前講座の実施回数を平成23年度に年間15回の開催を目指します。

指標20 男女共同参画を啓発する市民団体が存在する地域（合併前の8市町村）の数



《指標の説明》

・該当する団体では、継続して、男女共同参画に関する学習や地域での啓発活動を行うとともに、まつえ男女共同参画ネットワークへ参加して、市の男女共同参画施策との連携を図ります。指標は、このような団体が存在する地域の数を示します。

《現状値の説明》

・平成18年10月1日現在で、前記の条件を満たす団体が存在する地域数は2地域（松江、宍道）です。

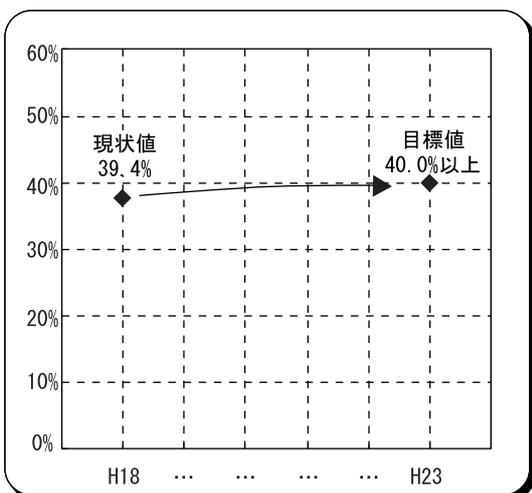
《目標値の説明》

・地域に身近な場所での学習機会の提供に努め、積極的に男女共同参画に関心を持ち活動するグループを育てます。
・平成23年度までに、すべての地域に1団体以上の設立を目指します。

基本課題Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の推進

指標21 学校評議員に占める女性の割合



《指標の説明》

・松江市立小中学校の学校評議員全体に占める女性の割合です。

《現状値の説明》

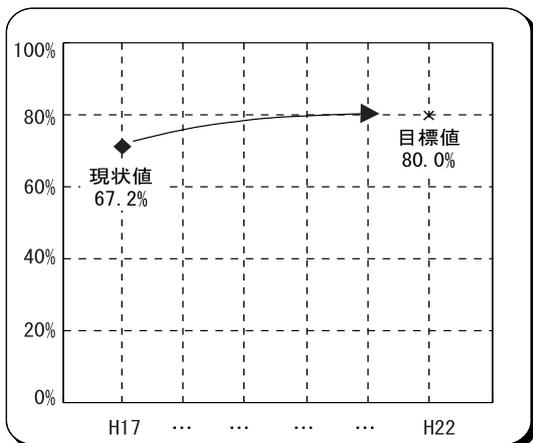
・平成18年度における女性の割合（39.4%）です。
・対象は、すべての松江市立学校（小学校33校・中学校15校・高等学校1校）の学校評議員です。
・各学校の評議員の男女比は、それぞれ2：3（女性60%）または3：2（女性40%）でした。

《目標値の説明》

・平成23年度までに、女性の割合が40.0%以上となり、その水準を維持していくことを目指します。

基本課題Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり
 施策の方向3 男女共同参画に関する情報整備

指標22 男女共同参画という言葉を知っている市民の割合



《指標の説明》

- ・松江市の実施する「男女共同参画に関する市民意識調査」結果による男女共同参画という言葉の認知度です。
- ・男女共同参画という言葉について、「概要を知っていた」または「言葉を聞いたことがあった」と回答する市民の割合です。

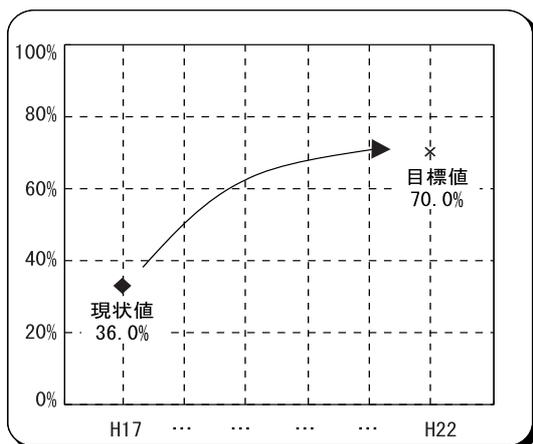
《現状値の説明》

- ・平成17年度の市民意識調査結果（67.2%）です。
- ・内訳：「概要を知っていた」18.0%
「言葉を聞いたことがあった」49.2%
- ・対象：市民2,500人 ・回答者：1,173人

《目標値の説明》

- ・効果的な啓発に努め、平成22年度に実施を予定する市民意識調査の結果で、80.0%の市民が認知することを目指します。

指標23 松江市男女共同参画推進条例の存在を知っている市民の割合



《指標の説明》

- ・松江市の実施する「男女共同参画に関する市民意識調査」結果による松江市男女共同参画推進条例の認知度です。
- ・松江市男女共同参画推進条例について、「概要を知っていた」または「言葉を聞いたことがあった」と回答する市民の割合です。

《現状値の説明》

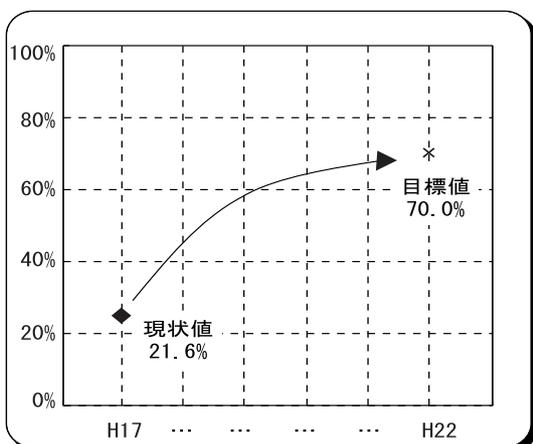
- ・平成17年度の市民意識調査結果（36.0%）です。
- ・内訳：「概要を知っていた」3.8%
「言葉を聞いたことがあった」32.2%
- ・対象：市民2,500人 ・回答者：1,173人

《目標値の説明》

- ・効果的な啓発により周知を図り、平成22年度に実施を予定する市民意識調査の結果で、70.0%の市民が認知することを目指します。

基本課題Ⅳ 男女共同参画の視点での人権施策のとりくみ
 施策の方向2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

指標24 DV防止法の概要を知っている市民の割合



《指標の説明》

- ・松江市の実施する「男女共同参画に関する市民意識調査」結果による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の概要の認知度です。
- ・DV防止法について、「概要を知っていた」と回答する市民の割合です。

《現状値の説明》

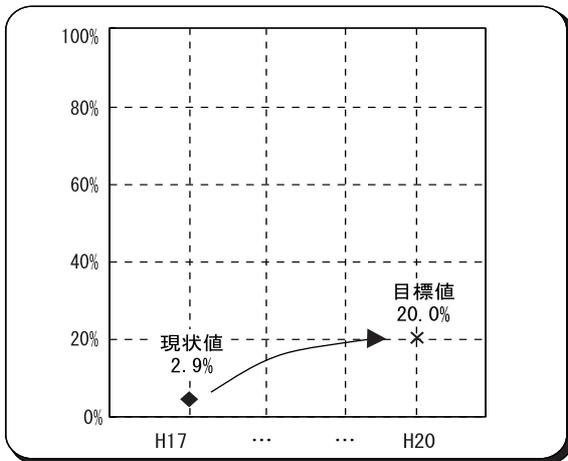
- ・平成17年度の市民意識調査結果（21.6%）です。
- ・対象：市民2,500人 ・回答者：1,173人

《目標値の説明》

- ・効果的な啓発に努め、平成22年度に実施を予定する市民意識調査の結果で、70.0%の市民が理解することを目指します。

基本課題Ⅳ 男女共同参画の視点での人権施策のとりくみ
 施策の方向3 女性の妊娠・出産等、生涯を通じた健康支援

指標25 乳がん検診受診率



《指標の説明》

- ・松江市民の乳がん検診の受診率です。
- ・対象は国民健康保険加入者及び職場での検診が受けられないと思われる40歳以上の女性です。
- ・「松江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に規定する指標です。

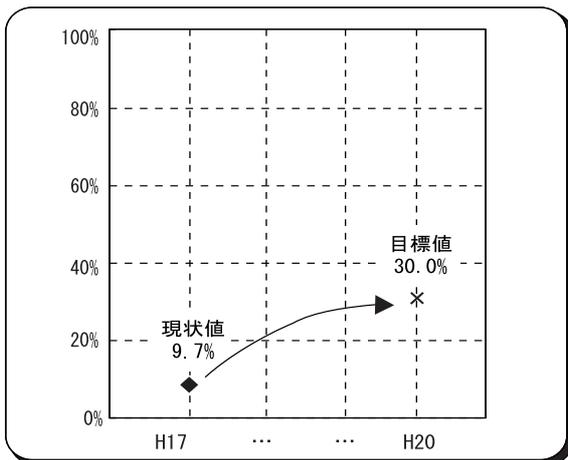
《現状値の説明》

- ・平成17年度の受診率（2.9%）です。

《目標値の説明》

- ・平成20年度までに受診率20%を達成します。

指標26 子宮がん検診受診率



《指標の説明》

- ・松江市民の子宮がん検診の受診率です。
- ・対象は国民健康保険加入者及び職場での検診が受けられないと思われる20歳以上の女性です。
- ・「松江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に規定する指標です。

《現状値の説明》

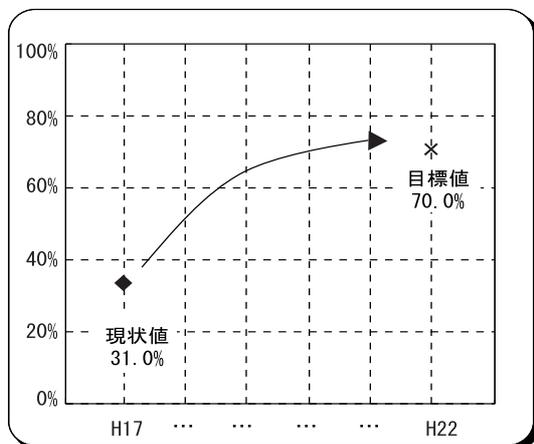
- ・平成17年度の受診率（9.7%）です。

《目標値の説明》

- ・平成20年度までに受診率30%を達成します。

推進体制の整備・強化

指標27 松江市男女共同参画センターの存在を知っている市民の割合



《指標の説明》

- ・松江市の実施する「男女共同参画に関する市民意識調査」結果による松江市男女共同参画センターの認知度です。
- ・松江市男女共同参画センターについて、「概要を知っていた」または「言葉を聞いたことがあった」と回答する市民の割合です。

《現状値の説明》

- ・平成17年度の市民意識調査結果（31.0%）です。
- ・内訳：「概要を知っていた」5.5%
 「言葉を聞いたことがあった」25.5%
- ・対象：市民2,500人 ・回答者：1,173人

《目標値の説明》

- ・魅力的な事業の展開に努め利用者の増加を図り、平成22年度に実施を予定する市民意識調査の結果で、70.0%の市民が認知することを目指します。

3 継続して注視すべき数値

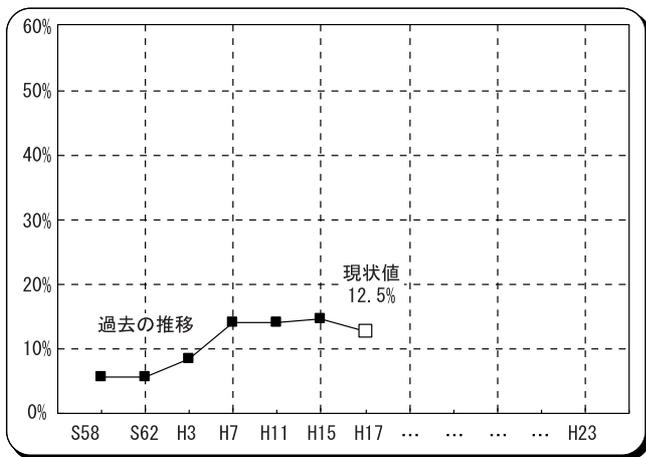
ここに掲げる数値は、男女共同参画の状況を示す重要な数値ですが、松江市が直接的にかかわることができない部分もあり、数値目標とすることになじまないものです。今後、男女共同参画推進条例の浸透や男女共同参画計画の推進を図っていく中で、これらの数値を継続して注視していきます。

分類	項目	現状値	調査時点
I - 1	松江市議会議員における女性の割合	12.5%	H17選挙
	行政委員会における女性委員の割合	12.1%	H18.10調査
II - 1	各地区町内会自治会連合会における女性の会長の数と、役員（会長及び副会長）に占める女性の割合	0人 0%	H18の状況
	女性公民館長の数（旧松江市の公民館区）	3人	H18の状況
II - 2	島根県内にある、民間事業所の管理職等、役職者に占める女性の割合	部長相当職（7.9%） 課長相当職（13.3%） 係長相当職（21.0%）	H17.9.1島根県労務管理 実態調査報告書より転載
	松江市の女性労働力率	グラフで表示	H17国勢調査
	家族経営協定締結件数	11件	H17までの累積
III - 2	松江市立中学校の生徒会における女性の会長の数と、役員（会長及び副会長）に占める女性の割合	4人 43.2%	H18の状況
	松江市立小・中学校の校長及び教頭に占める女性の割合	14.6%（校長） 13.2%（教頭）	H18の状況
	松江市PTA連合会に加入している、小・中学校における女性PTA会長の数と、役員（会長及び副会長）に占める女性の割合	0人 35.0%	H18の状況
III - 3	市民意識調査で、社会全体において、男女の地位が平等であると感じる市民の割合	14.0%	H17.10調査
	市民意識調査で、「男は外で仕事、女は家で家事・育児」といった、従来からの男女の固定的役割分担意識に否定的な市民の割合	57.0%	H17.10調査
	児童・生徒意識調査で、家事分担について、「①男女が力をあわせてやるのがよい」「②男女のできる人がやるのがよい」と答えた子どもの割合	①37.0% ②26.8%	H16.9調査

第5章 計画の推進

基本課題Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
 施策の方向Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

松江市議会議員の女性比率年度女性比率



《指標の説明》

・松江市議会議員に占める女性の割合です。

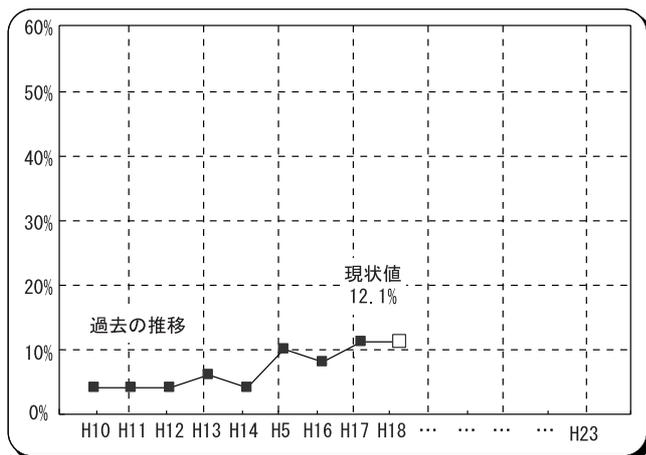
《現状値の説明》

・平成17年4月24日改選後における女性議員（定員48人中6人）の割合（12.5%）です。
 ・次の任期満了は平成21年4月23日です。

《過去の推移》

・平成15年以前は、旧松江市議会議員の状況です。

行政委員会の女性委員比率の推移年度行政委員会



《指標の説明》

・松江市の行政委員会委員に占める女性の割合です。

《現状値の説明》

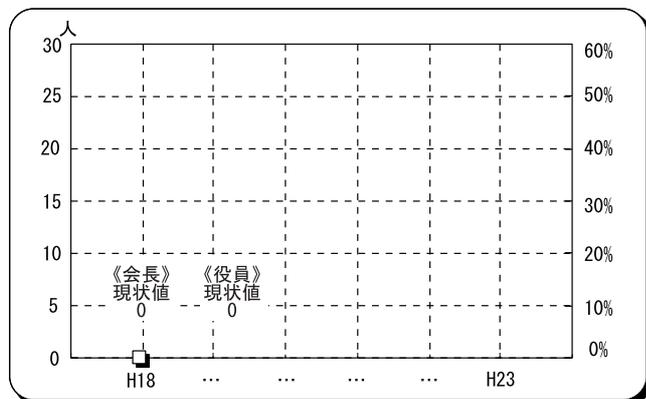
・平成18年10月1日現在における全行政委員会の女性委員（委員58人中7人）の割合（12.1%）です。
 ・対象は、固定資産評価審査委員会、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会の6機関です。
 ・農業委員会の委員定数37人中、30人は選挙により選出されています。

《過去の推移》

・平成16年以前は、旧松江市の行政委員会の状況です。

基本課題Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり
 施策の方向Ⅰ 家庭・地域における環境づくり

各町内会自治会連合会における女性の会長の数と、役員に占める女性の割合



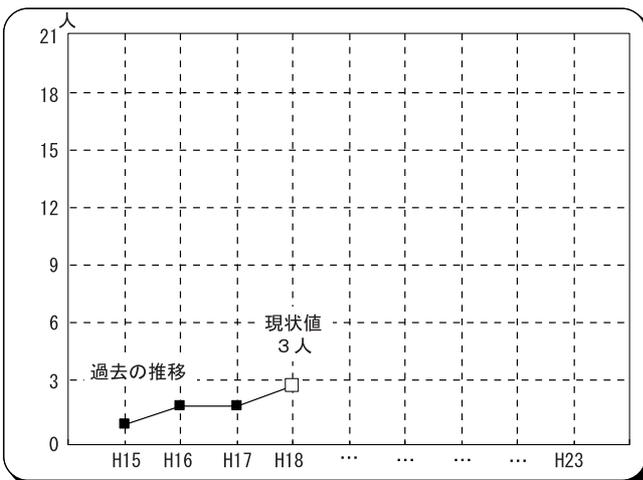
《指標の説明》

・町内会自治会連合会（28団体）の女性の会長の数及び役員（会長と副会長）に占める女性の割合です。

《現状値の説明》

・平成18年4月1日現在における各町内会自治会連合会で、女性の会長はいませんでした。
 ・平成18年4月1日現在における町内会自治会連合会の役員（会長28人、副会長41人）に占める女性の割合は、0でした。

女性の公民館長の数



《指標の説明》

・旧八東郡地域を除く、21公民館の館長（21人）のうち女性の数です。

《現状値の説明》

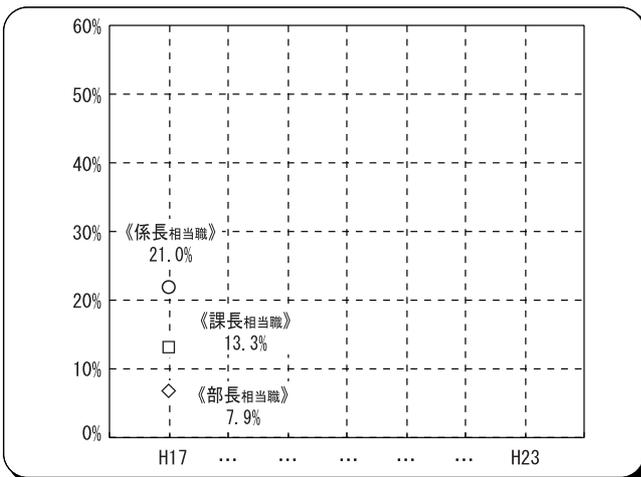
・平成18年4月1日現在における女性の公民館長の数です。
 ・女性は、法吉公民館、白濁公民館、大庭公民館の各館長3人です。

《過去の推移》

・平成16年度以前は、旧松江市の21公民館の館長状況です。

基本課題Ⅱ 男女共同参画を推進するための環境づくり 施策の方向② 職場における環境づくり

島根県内にある民間事業所の管理職等役職者に占める女性の割合



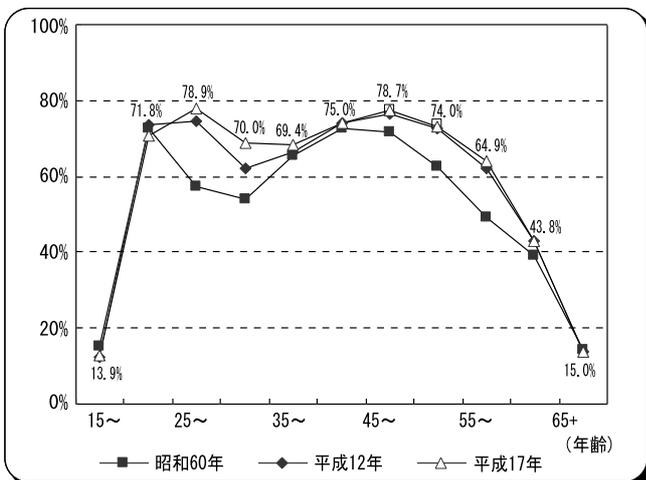
《指標の説明》

・島根県内に事業所を持つ企業で、常用労働者30人以上の事業所における役職者に占める女性の割合です。
 ・調査対象のうち、多くの事業所は松江市内に所在することが推察されます。
 ・調査は3年ごとに実施されています。

《現状値の説明》

・調査時点は平成17年9月1日で、係長に占める女性の割合（21.0%）、課長に占める女性の割合（13.3%）、部長に占める女性の割合（7.9%）です。
 ・調査機関は島根県商工労働部労働政策課です。
 ・対象回答事業所数：278事業所
 ・「平成17年度島根県労務管理実態調査報告書」により作成。

松江市の女性労働力率（年齢階層別の推移）



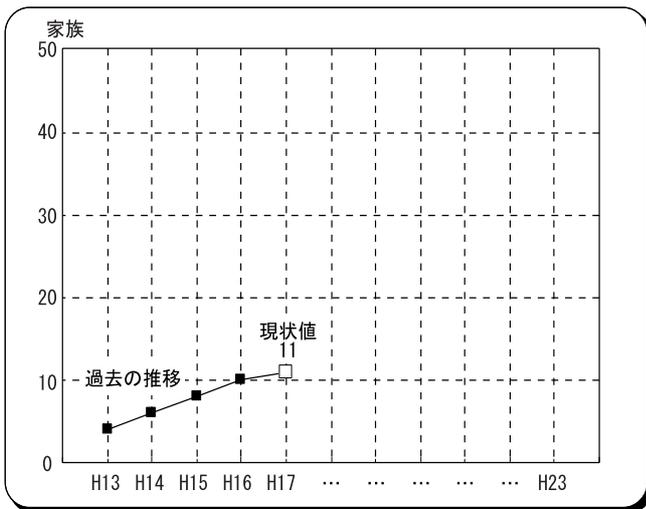
《指標の説明》

・松江市の女性の年齢階層別の労働力率です。
 ・労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者に失業者を加えた人数）の割合です。
 ・日本の女性の年齢階層別労働力率は、結婚・出産で一度退職し、子育てが一段落するとパート等の就労につくというパターンにより、20歳代後半～30歳代にかけて一時的に労働力率が小さくなる現象（M字カーブ）が特徴的だといわれています。
 ・国勢調査の結果により作成しています。

《過去の推移》

・旧松江市及び旧八東郡の町村を含む市域全体の推移です。

家族経営協定締結者数



《指標の説明》

・松江市の農業従事者で、「家族経営協定」を締結した家族の数です。

《現状値の説明》

・平成17年度における協定締結済みの家族の数（11家族）です。

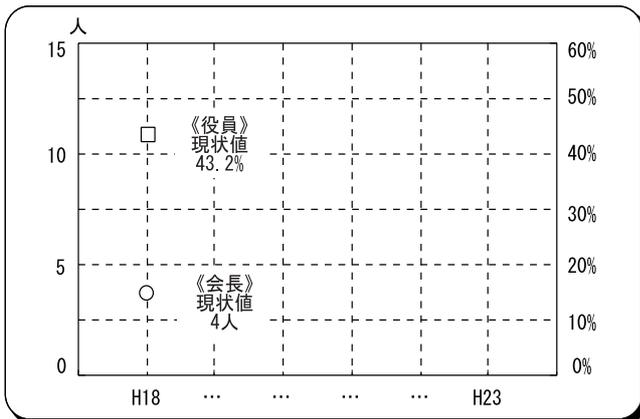
《過去の推移》

・旧松江市及び旧八束郡の町村を含む市域全体の推移です。

基本課題Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり

施策の方向② 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の推進

松江市立中学校の生徒会における女性の会長の数と、役員（会長及び副会長）に占める女性の割合



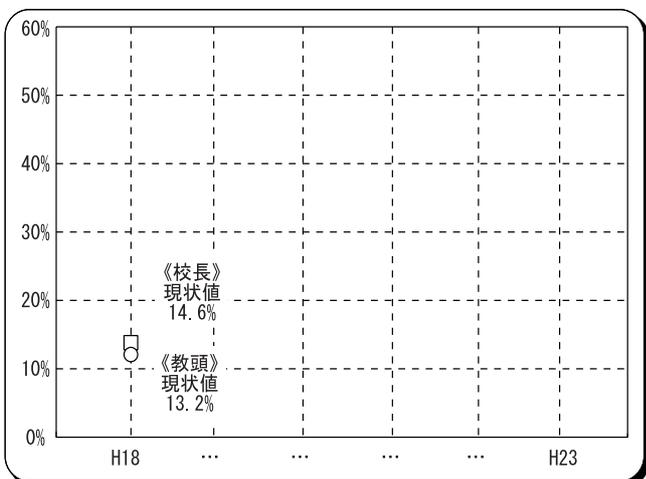
《指標の説明》

・松江市立中学校15校の生徒会における女性の会長の数と、役員（会長及び副会長）に占める女性の割合です。

《現状値の説明》

・平成18年度の状況です。
・女性の会長は4人です。
・女性の役員（会長及び副会長）は19名で、役員に占める女性の割合は43.2%です。

松江市立の小学校・中学校の校長及び教頭に占める女性の割合



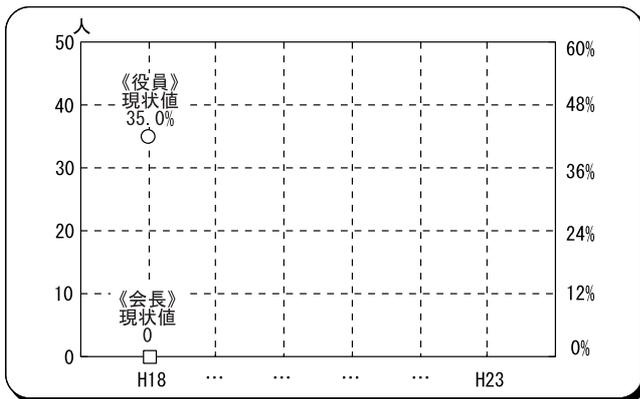
《指標の説明》

・松江市立小（33校）・中学校（15校）における校長及び教頭に占める女性の割合です。

《現状値の説明》

・平成18年度の状況（校長14.6%、教頭13.2%）です。
・校長48人中7人が女性です。
・教頭53人中7人が女性です。
・教頭を2人以上置いている学校もあります。

松江市PTA連合会に加入する団体における女性のPTA会長の数と、役員に占める女性の割合



《指標の説明》

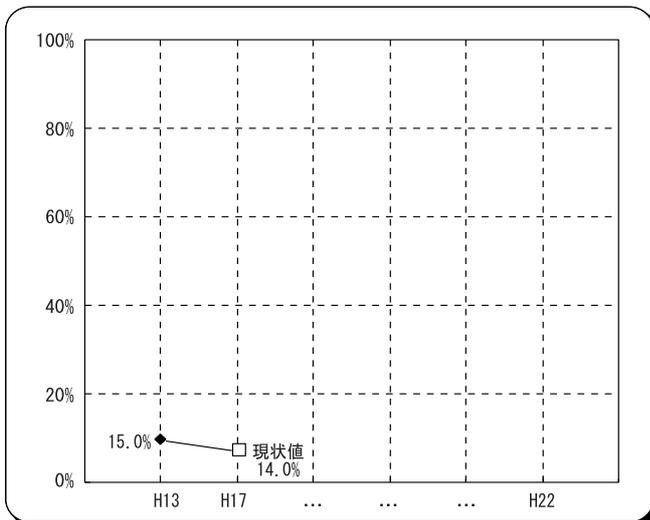
- ・松江市PTA連合会に加入するPTAの女性の会長の数と、役員（会長50人、副会長156人）に占める女性の割合です。
- ・松江市立小中学校の各PTA（48団体）及び島根大学教育学部附属小中学校の各PTA（2団体）の状況です。

《現状値の説明》

- ・平成18年度の状況です。
- ・女性の会長は0です。
- ・女性の役員（副会長）は72名で、役員に占める女性の割合は35.0%です。

基本課題Ⅲ 男女共同参画の視点に立った意識づくり 施策の方向3 男女共同参画に関する情報整備

市民意識調査で、社会全体において、男女の地位が平等であると感じる市民の割合



《指標の説明》

- ・松江市の実施する「男女共同参画に関する市民意識調査」結果による市民の意識です。
- ・社会全体で見た場合の男女の地位について、「平等」と回答する市民の割合です。

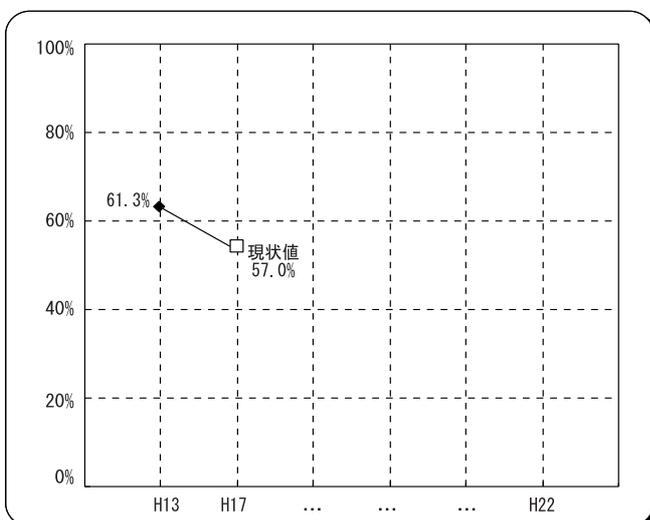
《現状値の説明》

- ・平成17年度の市民意識調査結果（14.0%）です。
- ・対象：市民2,500人
- ・回答者：1,173人

《過去の推移》

- ・平成13年度に旧松江市が実施した市民意識調査結果です。
- ・対象：旧松江市民2,000人
- ・回答者：826人

市民意識調査で、「男は外で仕事、女は家で家事・育児」といった、従来からの男女の固定的役割分担意識に否定的な市民の割合



《指標の説明》

- ・松江市の実施する「男女共同参画に関する市民意識調査」結果による市民の意識です。
- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」と回答する市民の割合です。

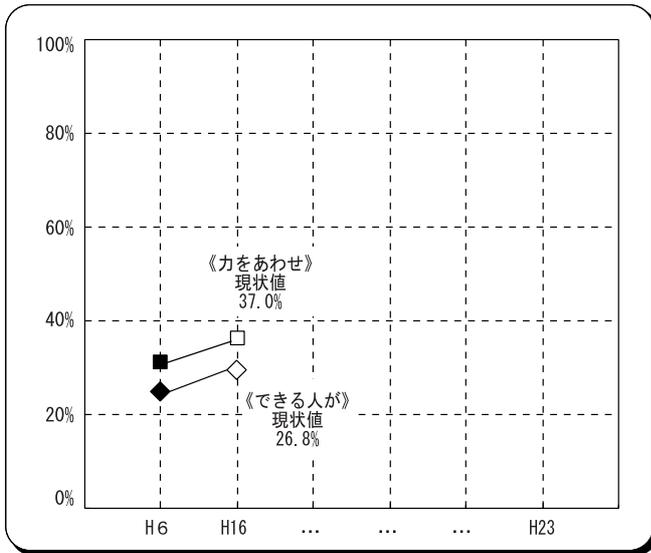
《現状値の説明》

- ・平成17年度の市民意識調査結果（57.0%）です。
- ・対象：市民2,500人 ・回答者：1,173人

《過去の推移》

- ・平成13年度に旧松江市が実施した市民意識調査結果です。
- ・対象：旧松江市民2,000人 ・回答者：826人

児童・生徒意識調査で、家事の分担について「男女が力をあわせてやるのがよい」、「男女のできる人がやるのがよい」と答えた子どもの割合



《指標の説明》

- ・松江市の実施する「児童・生徒男女平等意識調査」結果による松江市の子どもの意識です。
- ・家事の分担について、「女の人と男の人が力をあわせてやるのがよい」、「女の人でも男の人でもできる人がやるのがよい」と回答する子どもの割合です。

《現状値の説明》

- ・平成16年度の児童・生徒意識調査結果です。
- ・「女の人と男の人が力をあわせてやるのがよい」37.0%
- ・「女の人でも男の人でもできる人がやるのがよい」26.8%
- ・対象：小学校4年生 558人
小学校6年生 556人
中学校2年生 274人

《過去の推移》

- ・平成6年度に旧松江市が実施した児童・生徒意識調査結果です。

資料編

目 次

● 策定経過	73
● 松江市男女共同参画審議会	74
● 男女共同参画に関する国内外の主な働き	75
● 男女共同参画社会基本法	77
● 島根県男女共同参画推進条例	81
● 松江市男女共同参画推進条例	86
● 松江市男女共同参画推進条例施行規則	90
● 男女共同参画に関するデータ集	92

●策定経過

1 市民意識調査の実施

- (1) 実施時期 平成17年 9月30日～10月21日
- (2) 調査対象 市内在住で20歳以上の男女2,500人
- (3) 回収結果 有効回収数1,173件（回収率46.9%）

2 市民意見の集約

- (1) 実施時期 平成18年 3月～9月
- (2) 対 象 旧八東郡在住者、男女共同参画に取り組んでいる市民団体、公民館、労働団体などを中心に実施

3 パブリック・コメントの実施

- (1) 実施時期 平成18年11月 1日～24日
- (2) 実施結果 3件15項目のコメントが寄せられた。
- (3) 回 答 男女共同参画審議会の意見を踏まえ、松江市ホームページで公表

4 男女共同参画審議会における審議経過

日 時	項 目	審議内容
平成17年 7月26日	平成17年度 第1回審議会	委員委嘱、男女共同参画を取り巻く状況について検討
11月11日	平成17年度 第2回審議会	計画策定の方向性について審議
平成18年 2月23日	平成17年度 第3回審議会	計画の施策体系と市民意識調査結果について審議
7月31日	平成18年度 第1回審議会	計画に盛り込むべき具体的施策について審議
10月24日	平成18年度 第2回審議会	計画に盛り込むべき数値目標について審議
12月22日	平成18年度 第3回審議会	パブリック・コメントの結果について審議
平成19年 2月 2日	平成18年度 第4回審議会	計画に関する松江市長への提言の取りまとめ
2月20日	松江市長への提言	提言書の提出

●松江市男女共同参画審議会

松江市男女共同参画審議会委員名簿

(平成19年2月現在)

氏名	所属等	備考
足立 璋 光	八束町在住	
安達 ひかる	鹿島町在住	
石田 範 子	八雲町在住	
△ 犬山 春江	宍道町在住	
岩田 渥 男	松江市公民館長会（玉湯公民館長）	公民館
小澤 佳 子	美保関町在住	
河原 芳 子	公募委員	
△ 貴谷 麻 以	まつえ男女共同参画ネットワーク代表	女性団体
△ 草野 武 彦	松徳学院中学高等学校元校長	教育
△ 後藤 裕 志	松江青年会議所前理事長	経営（青年）
多久和 ゆくえ	公募委員	
種元 陽 子	玉湯町在住	
○ 長野 忠	山陰中央新報社論説委員会元主幹	マスコミ
中山 忠 政	公募委員	
△ 平川 眞 代	公募委員	
水野 彰 子	弁護士	弁護士
宮本 政 勝	島根町在住	
村上 正 人	連合島根松江地域評議会副議長	労働団体
◎ 横田 綏 子	島根大学法文学部教授	学識

五十音順、敬称略、男性：8名・女性：11名、女性委員比率57.9%

◎：会長 ○：副会長 △：苦情処理専門部会委員

●男女共同参画に関する国内外の主な動き

年	世界	国、島根県	松江市
1975 (S50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）開催「世界行動計画」「メキシコ宣言」採択	・「婦人問題企画推進本部」設置	
1976 (S51)		・「女子教職員、看護婦、保母等の育児休業に関する法律」施行	
1977 (S52)		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館（現女性教育会館）」設置	
1979 (S54)	国連婦人の十年	・国連第34回総会 「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」採択	
1980 (S55)		・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）開催 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	
1981 (S56)		・「国内行動計画後期重点目標」策定 ・島根県「島根県婦人行動計画」策定	
1982 (S57)			・松江市福祉部社会課で女性施策を所管
1985 (S60)		・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（ナイロビ）開催 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」「戸籍法」の改正（父母両系血統主義の採用） ・「女性差別撤廃条約」批准
1986 (S61)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・島根県「明日をひらくしまねの女性基本計画」策定 ・「しまね女性ファンド」設立	
1987 (S62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988 (S63)			・「女性問題庁内連絡会議」設置（松江市）
1989 (H元)		・学習指導要領の改訂（家庭科の男女必修）	・松江市福祉部社会福祉課で女性施策を所管
1990 (H2)	・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991 (H3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定	・松江市企画財政部企画課で女性施策を所管
1992 (H4)		・内閣官房長官が「婦人問題担当」（現男女共同参画担当大臣）となる ・「育児休業法」施行	・「女性問題懇話会」設置（松江市） ・宍道町町民生活課設置（女性職員だけで構成、女性行政を所管）（宍道町） ・女性モニター制度導入（宍道町）
1993 (H5)	・世界人権会議（ウィーン）開催 「ウィーン宣言」採択（女性の権利は人権である） ・国連第48回総会 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」施行 ・島根県「女性政策室」設置	・「松江市女性行動計画（まつえ女性プラン）」策定 ・松江市市民生活部に「女性政策室」設置 ・「宍道女性ファンド」設置 ・「宍道町女性行政推進委員会」設置 ・「宍道町女性行政推進懇話会」設置 ・「宍道町女性の生活実態と意識に関するアンケート調査」実施

男女共同参画年表

年	世界	国、島根県	松江市
1994 (H6)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際人口開発会議（カイロ）開催「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」提唱 ・第4回世界女性会議のためのESCAP地域準備会議（ジャカルタ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画室」設置（国） ・「男女共同参画審議会」設置（政令設置） ・「男女共同参画推進本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「まつえ女性フォーラム」開催 ・「児童生徒男女平等意識調査」実施（松江市） ・「宍道町女性行動計画（宍道女性行動プラン～チャレンジしんじ）」策定
1995 (H7)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）開催「北京宣言」、「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」施行 ・「ILO第156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」批准 ・「島根県新女性計画（しまね女性プラン21）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等に関する市民意識調査」実施（松江市） ・世界女性NGOフォーラム'95北京へ公募の市民を派遣（松江市）
1996 (H8)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・松江市企画財政部に「女性青少年課」設置 ・松江市総合女性センター「プリエール」設置
1997 (H9)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画審議会」設置（法律設置） 	
1998 (H10)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会答申「男女共同参画社会基本法について」 	
1999 (H11)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力のない社会を目指して」 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・島根県女性総合センター「あすてらす」設置（大田市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性問題懇話会」を「男女共同参画懇話会」に名称変更（松江市）
2000 (H12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）開催 北京宣言及び行動綱領の実施促進のための更なる行動とイニシアティブ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本的方策について」、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「介護保険法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性問題庁内連絡会」を「男女共同参画庁内連絡会議」に改組（松江市）
2001 (H13)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画会議」設置 ・「男女共同参画局」設置 ・「配偶者暴力防止法」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 ・男女共同参画推進本部決定「女性に対する暴力をなくす運動について」 ・「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「松江市男女共同参画計画（まつえ男女共同参画プラン）」策定 ・松江市総務部に「男女共同参画推進室」設置
2002 (H14)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止の円滑な施行について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・松江市総合女性センターを「松江市男女共同参画センター」に名称変更 ・「宍道町女性行政推進懇話会」を「宍道町男女共同参画推進懇話会」に改組
2003 (H15)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「松江市男女共同参画推進条例」施行 ・「男女共同参画審議会」設置（松江市） ・まつえ男女共同参画ネットワーク結成
2004 (H16)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「改正配偶者暴力防止法」施行 ・「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童生徒男女平等意識調査」実施（松江市） ・「チャレンジしんじアクションプラン」策定 ・「男女平等度アンケート」実施（宍道町） ・市町村合併により、新松江市スタート（3/31）
2005 (H17)	<ul style="list-style-type: none"> ・「北京+10」（ニューヨーク、第49回国連婦人の地位委員会）、宣言採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）改訂版」策定 ・「島根県DV対策基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署の名称が、「男女共同参画室」から「男女共同参画課」に変更 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2006 (H18)		<ul style="list-style-type: none"> ・松江市に「島根県女性相談センター」を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止及び被害者自立支援実施計画」策定 ・新松江市「松江市男女共同参画計画」策定

●男女共同参画社会基本法

(平成11年法律78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又

は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(略)

●島根県男女共同参画推進条例

(平成14年3月26日島根県条例第16号)

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。男女平等の実現に向けた取組は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸として、国際的な取組と連動して展開されてきた。

島根県においては、国際社会や国の動向を踏まえて男女平等の実現に向けて様々な取組を進めてきた。しかしながら、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが根深く残っており、とりわけ、職場、家庭、地域社会においては、男女の平等が充分には実現されていない状況にある。

このような状況の中、少子高齢化の一段の進行をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある島根県を築くためには、農山漁村が多く存在する本県の地域性にも配慮しつつ様々な取組を一層進めることにより、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会を実現することが、最重要課題である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、県民、事業者が共通理解の下、相互に連携協力してその取組を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

3 この条例において「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動によって相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)が根絶されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼ

すことがないよう配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携及び協力して取り組むものとする。
 - 4 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。
- 2 県民は、基本理念についての理解を深め、男女の性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すように努めなければならない。
 - 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。
- 2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
 - 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

- 第7条 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。
- 2 県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に関する技術的な助言を行うことができる。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

- 第8条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
 - (2) セクシュアル・ハラスメント
 - (3) 男女間における暴力的行為
- (被害者の保護等)

第9条 県は、配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者（過去においてこれらの関係にあった者を含む。）からの前条第3号に掲げる行為による被害を受けた者（以下この条において「被害者」という。）に対し、適切な助言、施設への一時的な入所による保護その他の必要な支援を行うものとする。

2 前項の規定により被害者が一時的に入所するための施設として知事が別に定める施設の長は、前条第3号に掲げる行為が当該施設に入所している被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他当該被害者を保護するために必要があると認めるときは、当該施設に入所している被害者からの申出により、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 当該被害者に対し前条第3号に掲げる行為を行った者（次号において「加害者」という。）に対し、当該被害者の存在を秘匿すること。
- (2) 加害者に対し、当該被害者との面会及び交渉を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力的行為を助長する表現を用いないように努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画の策定等)

第11条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を反映させるよう努めるとともに、鳥根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育)

第13条 県は、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重を基盤とした個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識が育つよう必要な施策の実施に努めるものとする。

(農山漁村における男女共同参画の推進)

第14条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、事業経営及びこれに関連する活動並びに地域社会における活動に参画する機会を確保するため、必要な施策の実施に努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第15条 県は、県民及び事業者が基本理念に関する理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第16条 県は、県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推

島根県男女共同参画推進条例

進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第20条 知事は、県が実施する施策に関する、男女共同参画についての県民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく処理に当たっては、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対し、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

(年次報告)

第21条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

第4章 島根県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第22条 次に掲げる事務を行うため、島根県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第11条及び第20条第2項によりその権限に属させられた事務

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。この場合において、第2号に掲げるものについては、4名以内とする。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募に応じた者

4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第25条 審議会は、必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 専門の事項を調査審議するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、知事が任命する。

4 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑 則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項及び第2項の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第24条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

(島根県立女性総合センター条例の一部改正)

3 島根県立女性総合センター条例（平成11年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

●松江市男女共同参画推進条例

(平成17年3月31日松江市条例第4号)

わたくしたちのまち松江市は、恵まれた自然、独自の歴史、文化を受け継ぎながら、日本国憲法の理念に基づき、国際的取組とも連動しつつ、市民との連携のもと、男女の平等と人権の尊重に向けた様々な取組を行ってきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが社会のあらゆる分野に依然として根強く残っている。また、政策又は方針の決定過程においては、未だに男女の均等な参画が確保されていない状態である。さらには、配偶者間の暴力に代表される性別に起因して人権が侵害される多くの課題がある。

一方、社会経済情勢の急速な変化、少子高齢化の一層の進展など、わたくしたちをとりまく社会が大きな転換期を迎えている。

このような状況を踏まえ、男女が性別にかかわらず、自らの意思によって個人の能力と個性を最大限発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に責任を担う社会の形成は、緊急かつ重要な課題である。

わたくしたち市民は、ここに、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会の早期実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（事実上の婚姻関係にある者及び過去にこれらの関係にあった者を含む。）に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 本市における男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けないこと及び男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為が根絶されること。
- (3) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

- (4) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
- (5) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。
- (7) 国際社会における取組と協調し、又は連携して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たり、必要に応じ、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画施策については、市民及び事業者と協力して実施するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動に当たり、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、前条各号に掲げる行為を助長する表現を用いないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 前項の男女共同参画計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映できるよう努めるとともに、第22条の松江市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前3項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合に準用する。

(施策の実施等に当たっての配慮)

第10条 市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等)

第11条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(教育における配慮)

第12条 市は、学校教育及び社会教育において、基本理念に配慮した教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 市は、男女共同参画施策を実施し、及び市民活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

2 市は、男女共同参画施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者への支援)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附属機関の委員の構成)

第15条 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

(市職員における女性職員の登用等)

第16条 市は、女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発に努めるものとする。

(出資法人等の届出等)

第17条 市が出資し、又は事業を委託している団体のうち規則で定めるものは、当該団体における男女共同参画の推進状況について、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出に対し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(苦情への対応)

第18条 市長は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の苦情の処理に当たり、第22条の松江市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(ドメスティック・バイオレンス等への対応)

第19条 市長は、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を阻害する要因に関する市民からの相談に対応するため、関係機関と連携して、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、ドメスティック・バイオレンスの被害者の支援等を行う民間の団体の活動を支援するため、関係機関と連携して必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第20条 市は、男女共同参画施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、調査研究の結果を公表するものとする。

(年次報告)

第21条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 松江市男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第22条 次に掲げる事務を行うため、松江市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (2) 市が実施する男女共同参画施策の実施状況について意見を述べること。
- (3) 第9条第2項及び第18条第2項によりその権限に属させられた事務

(組織等)

第23条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募に応じた者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会に、第18条第2項に規定する苦情の処理に関すること及び専門的な事項を調査審議するために部会を置くことができる。

6 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市男女共同参画推進条例（平成15年松江市条例第4号）第9条第1項の規定により策定された松江市男女共同参画計画は、新計画策定までの間、第9条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

●松江市男女共同参画推進条例施行規則

(平成17年3月31日松江市規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市男女共同参画推進条例（平成17年松江市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(出資法人等の範囲)

第2条 条例第17条第1項の市が出資し、又は事業を委託している団体のうち、規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 市が出資している団体

- ア 松江市土地開発公社
- イ 財団法人松江市開発公社
- ウ 財団法人松江市観光開発公社
- エ 財団法人松江市福祉事業団
- オ 財団法人松江市教育文化振興事業団
- カ 財団法人松江体育協会
- キ 財団法人松江市国際交流協会
- ク 財団法人松江勤労福祉振興協会
- ケ 財団法人島根町地域振興財団
- コ 財団法人八雲開発公社
- サ 財団法人宍道湖西岸森と自然財団

(2) 市が事業を委託している団体

- ア 社会福祉法人松江市社会福祉協議会
- イ 社会福祉法人松江福祉会
- ウ 公民館運営協議会

(出資法人等の届出)

第3条 条例第17条第1項の規定による届出は、別記様式によるものとする。

2 前項の規定による届出は、毎年10月1日現在の状況を、当該年の10月31日までにを行うものとする。

(審議会の組織及び運営)

第4条 松江市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 審議会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

- 8 審議会の庶務は、総務部男女共同参画課において処理する。
- 9 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
(部会の組織及び運営)

第5条 条例第23条第5項の規定による部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会には、前条第2項から第9項までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第4条第4項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成17年5月23日松江市規則第287号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日松江市規則第59号)

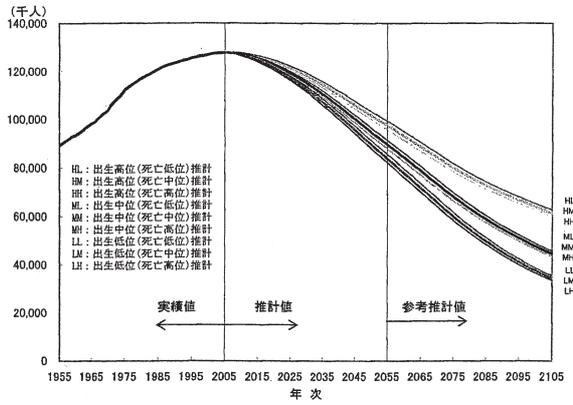
この規則は、平成18年10月1日から施行する。

●男女共同参画に関するデータ集

- 1 人口の推移に関するデータ
 - ① 日本の人口の将来推計
 - ② 日本の生産年齢人口の将来推計（中位推計）
 - ③ 松江市の人口ピラミッド
 - ④ 松江市の人口の推移（地域別）
 - ⑤ 松江市の世帯数の推移（地域別）
 - ⑥ 松江市の年齢階層別人口の推移
 - ⑦ 松江市の地域別合計特殊出生率（平成10～14年）
- 2 政策・方針決定過程におけるデータ
 - ① 松江市議会議員の女性比率の推移
 - ② 松江市の出資法人における役員の女性比率の推移
 - ③ 島根県内の民営事業所における女性の役職登用率
- 3 雇用の分野におけるデータ
 - ① 日本女性の潜在的労働力率
 - ② 松江市の女性の年齢階層別労働力率の推移
 - ③ 日本の労働力数の推移
 - ④ 松江市の労働力数の推移
 - ⑤ 日本の労働者の平均所定内給与格差の推移（1時間あたり）
 - ⑥ 島根県における育児休業の取得状況（従業員規模別）
- 4 両立支援の環境
 - ① 松江市の子育て支援センターの利用者数の推移
 - ② 松江市のファミリーサポートセンターの利用状況の推移（支部を含む）
 - ③ 松江市立幼稚園の状況の推移
 - ④ 松江市の介護保険のサービス提供事業者数の推移
 - ⑤ 松江市の介護保険のサービスの定員数の推移
 - ⑥ 日本の共働き等世帯数の推移
 - ⑦ 日本の離婚件数の推移
 - ⑧ 松江市の母子世帯数・父子世帯数の推移
 - ⑨ 松江市の生活保護世帯数・保護率の推移
 - 日本の子育てにかかる機会費用の概念図
- 5 日本と世界の比較
 - ① GEM値順位
 - ② 男女の賃金格差
 - ③ 就業者に占める女性管理職の割合
 - ④ 家事分担の状況
 - ⑤ 女性労働力率と合計特殊出生率の相関の推移（OECD加盟24か国）
 - ⑥ 父親が子どもと一緒に過ごす時間
 - ⑦ 子育て期の役割分担の状況

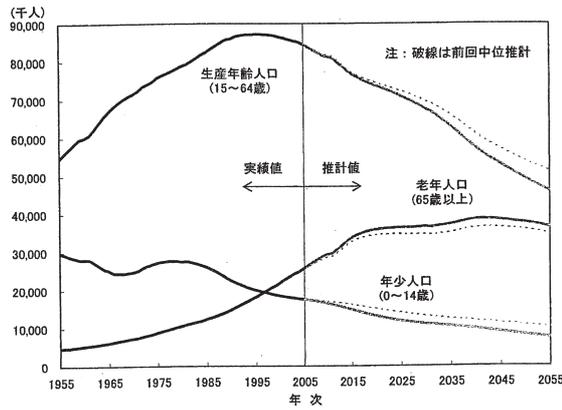
1 人口の推移に関するデータ

① 日本の人口の将来推計



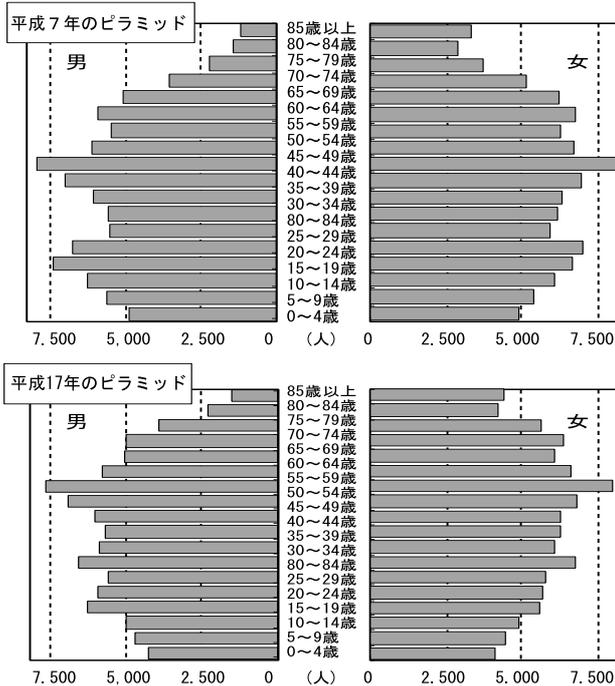
国立社会保障・人口問題研究所

② 日本の生産年齢人口の将来推計（中位推計）



国立社会保障・人口問題研究所

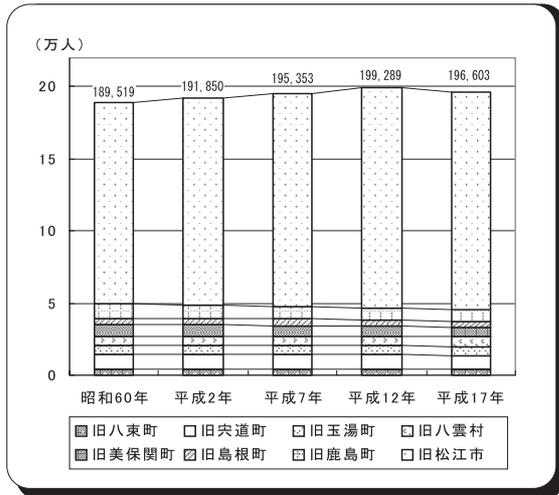
③ 松江市の人口ピラミッド



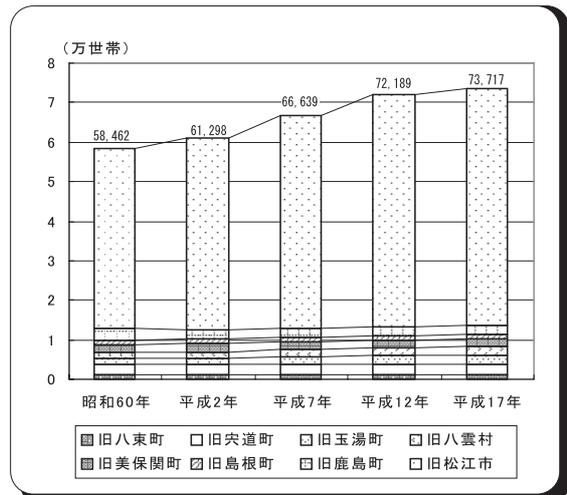
総務省統計局「平成7年国勢調査報告」により作成
旧8市町村の計

平成17年国勢調査 第1次基本集計結果により作成

④ 松江市の人口の推移（地域別）

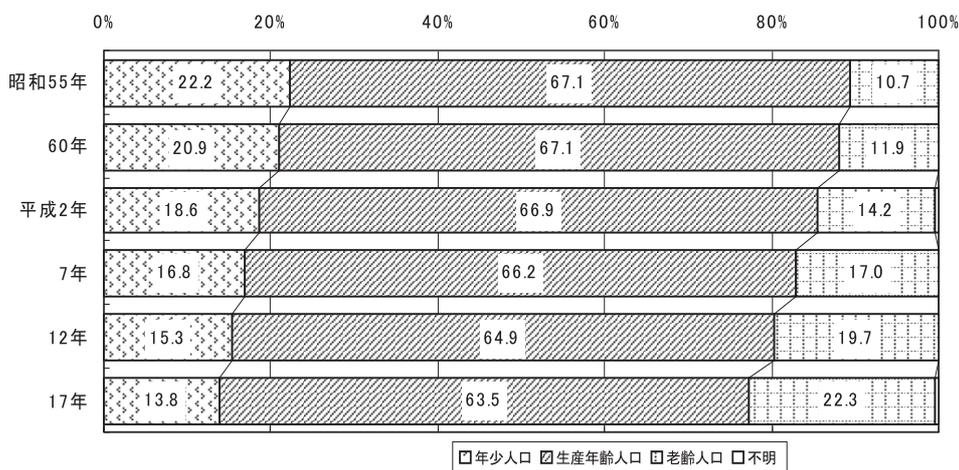


⑤ 松江市の世帯数の推移（地域別）



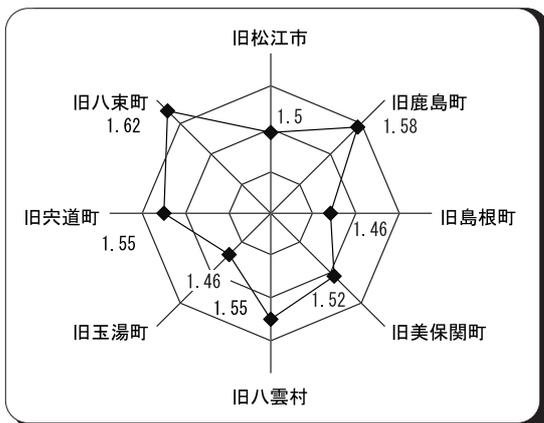
※④～⑤資料：(S60～H12) 総務省統計局「国勢調査報告」
(H17) 平成17年国勢調査 第1次基本集計結果

⑥ 松江市の年齢階層別人口の推移



注) 年少人口：0歳～14歳、生産年齢人口：15歳～64歳、高齢人口：65歳以上
昭和55年～平成12年は、旧8市町村の計
(S60～H12) 総務省統計局「国勢調査報告」
(H17) 平成17年国勢調査 第1次基本集計結果

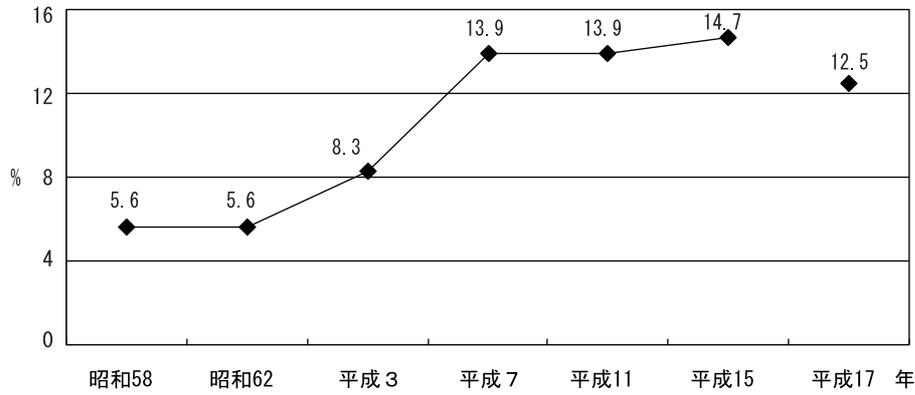
⑦ 松江市の地域別合計特殊出生率（平成10～14年）



島根県「島根の母子保健」

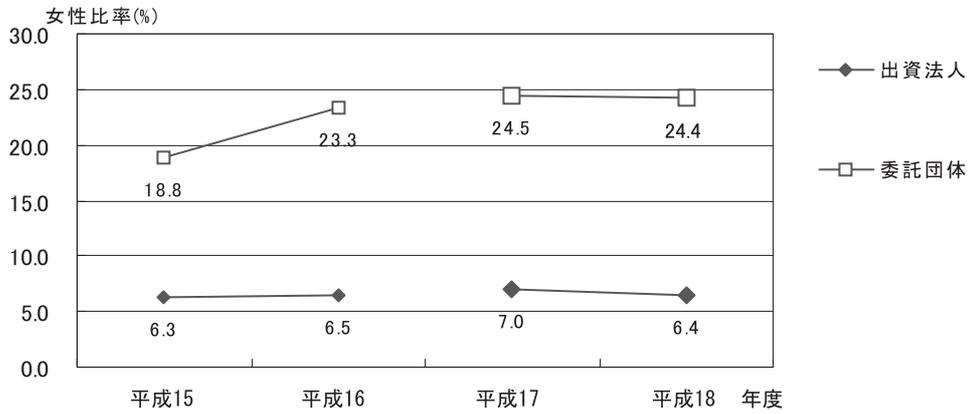
2 政策・方針決定過程におけるデータ

① 松江市議会議員の女性比率の推移



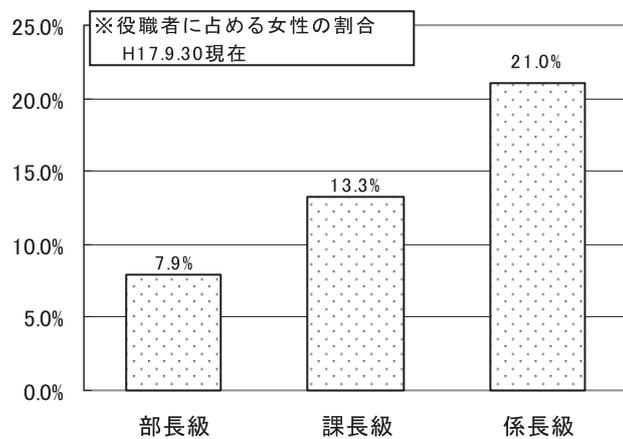
資料：市議会事務局
(平成15年までは、旧松江市の状況)

② 松江市の出資法人における役員の女性比率の推移



資料：市男女共同参画課（各年10月1日時点）
(平成16年までは、旧松江市の状況)

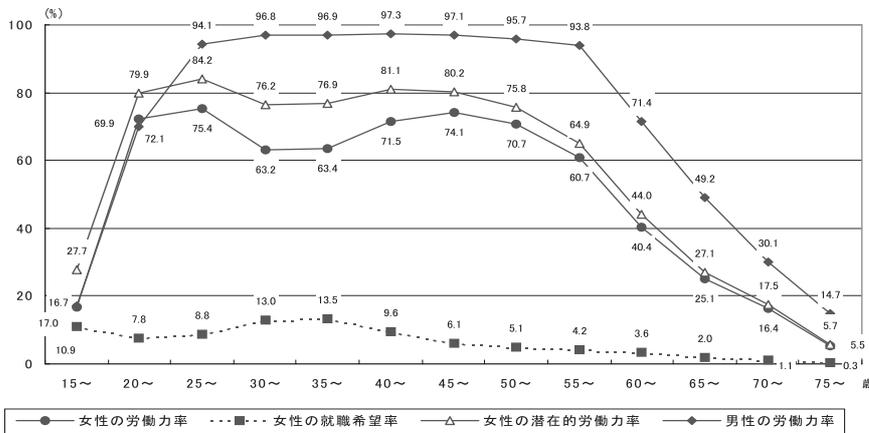
③ 島根県内の民営事業所における女性の役職登用率



島根県「平成17年度島根県労務管理実態調査報告書」より作成
(島根県内に事業所を持つ企業で、常用労働者30以上の事業所における役職者に占める女性の割合)

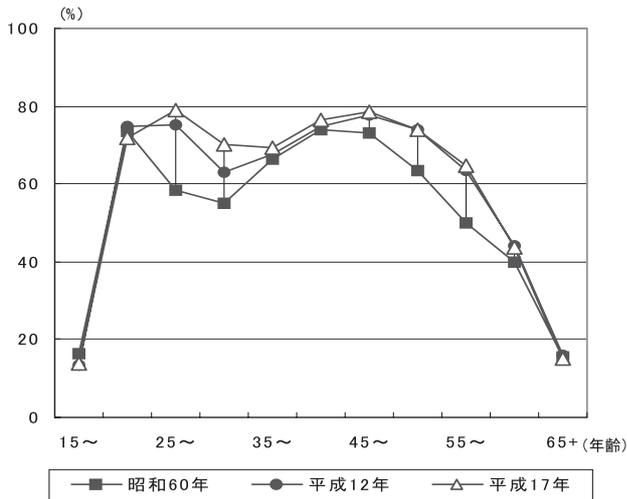
3 雇用の分野におけるデータ

① 日本女性の潜在的労働力率



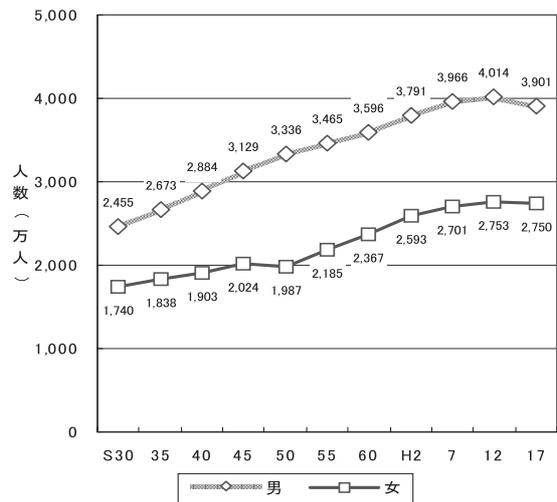
総務省「労働力調査」(平成18年平均)より作成

② 松江市の女性の年齢階層別労働力率の推移



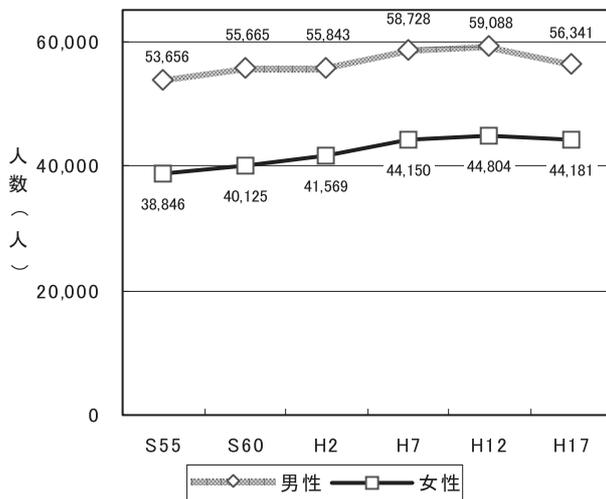
(S60、H12) 総務省統計局「国勢調査報告」より作成
 昭和60年、平成12年は、旧8市町村の計
 (H17) 平成17年国勢調査第2次基本集計結果より作成

③ 日本の労働力数の推移



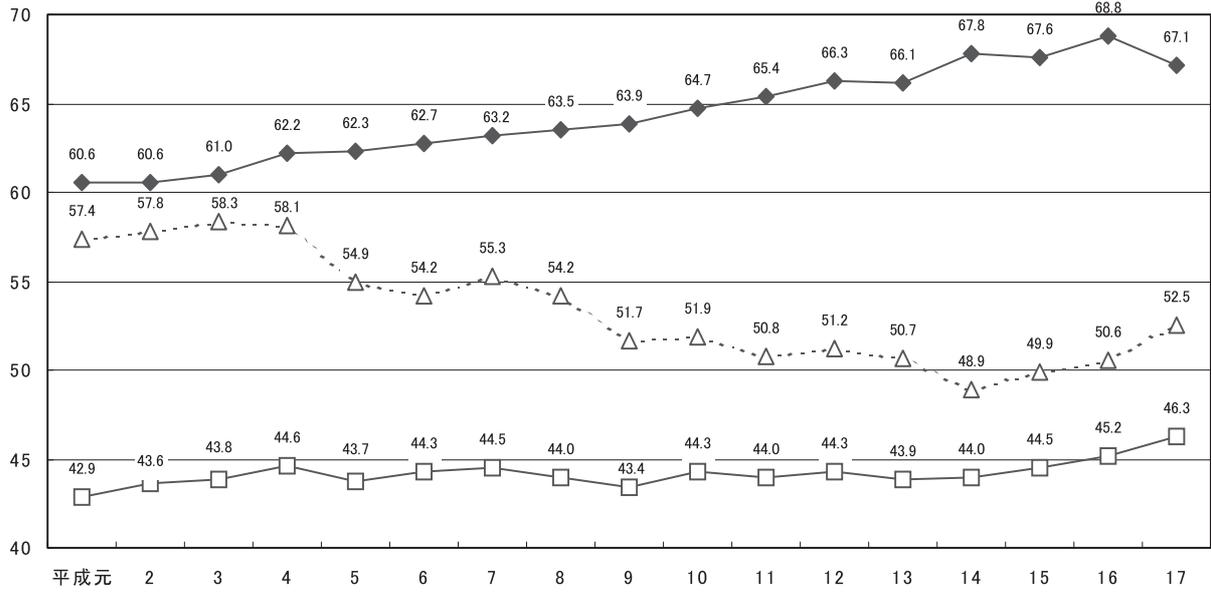
総務省「労働力調査」(長期時系列データ)より作成

④ 松江市の労働力数の推移



昭和50年~平成12年は、旧8市町村の計
 (S50~H12) 総務省統計局「国勢調査報告」
 (H17) 平成17年国勢調査 第2次基本集計結果

⑤ 日本の労働者の平均所定内給与格差の推移（1時間あたり）



男性一般労働者を100としたときの

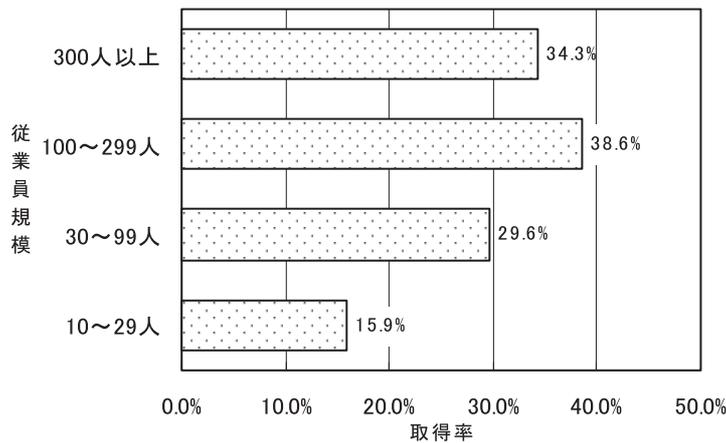
—◆— 女性一般労働者の給与水準 —□— 女性パートタイム労働者の給与水準 - - -△- - - 男性パートタイム労働者の給与水準

※男性一般労働者の平均所定内給与額を100として、各区分の1時間当たりの平均所定内給与額の水準を算出したもの

男女共同参画白書（平成18年度版）

⑥ 島根県における育児休業の取得状況（従業員規模別）

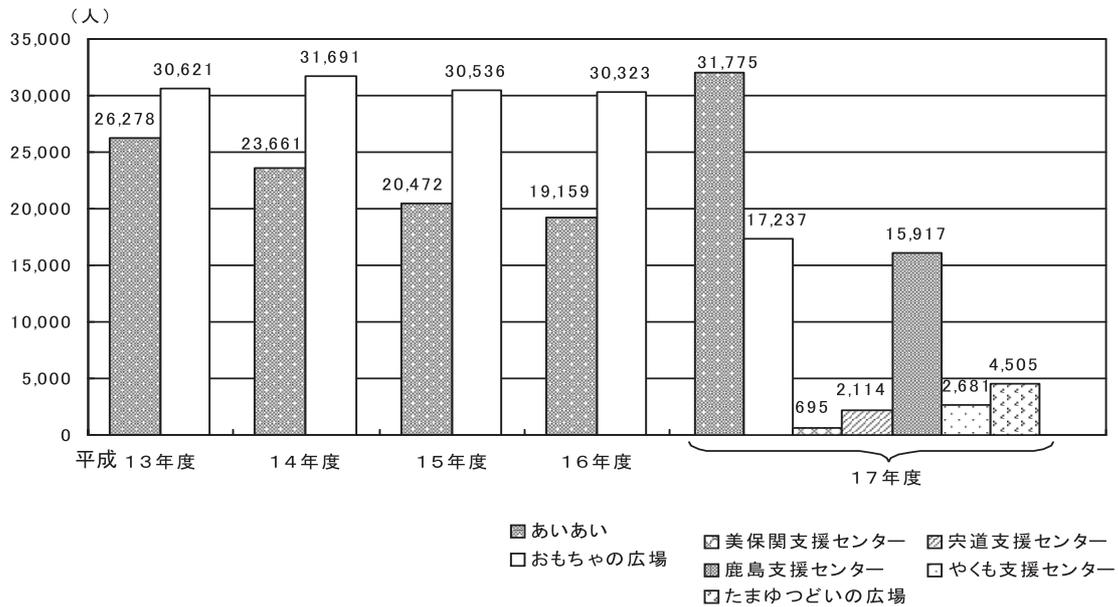
※1歳未満の子を養育する労働者（男女）のうち、育児休業取得者
H17.9.30現在
※男性の取得者は、いなかった。



島根県「平成17年度島根県労務管理実態調査報告書」より作成

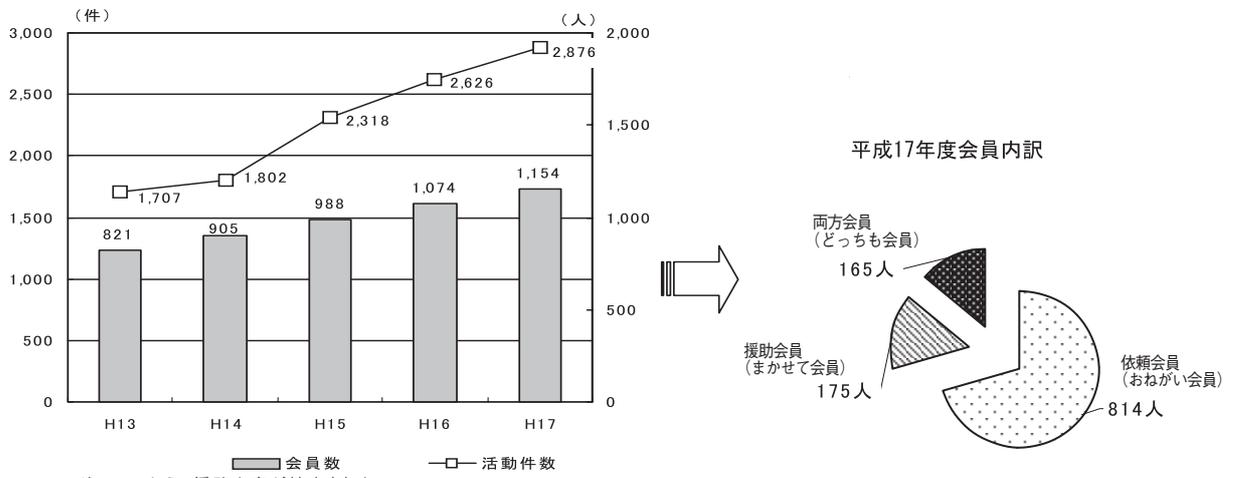
4 両立支援の環境

① 松江市の子育て支援センターの利用者数の推移



資料：市子育て支援センター

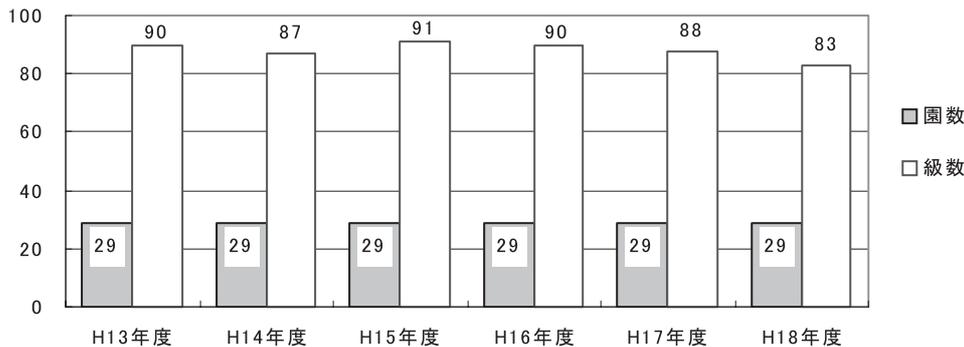
② 松江市のファミリーサポートセンターの利用状況の推移（支部を含む）



注：H16から、援助内容が拡大された。

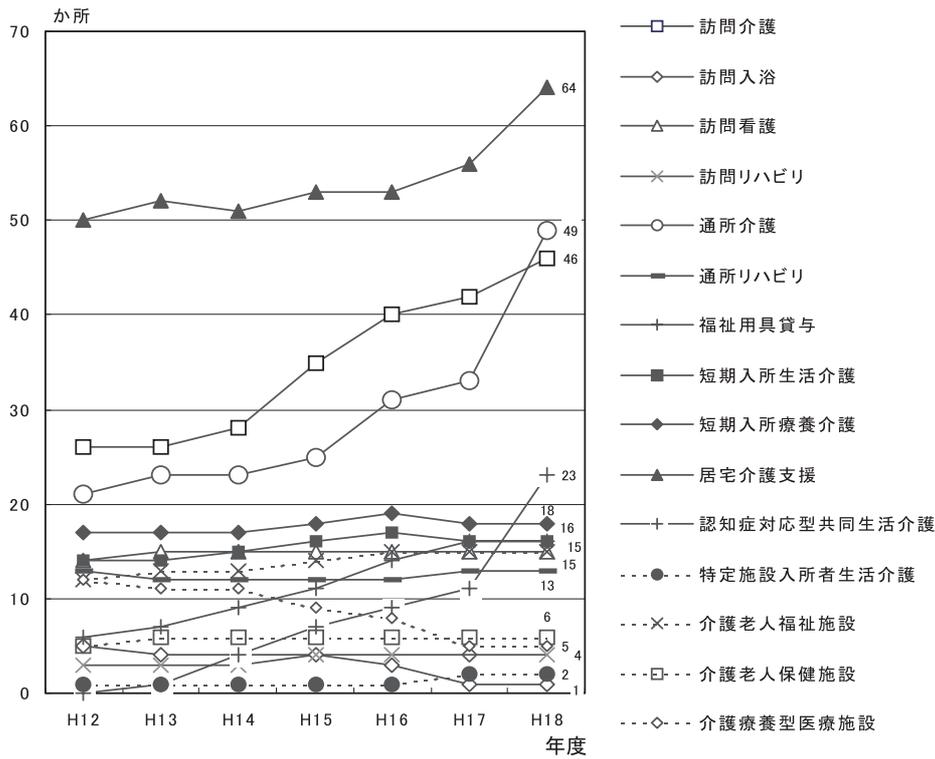
資料：市子育て支援センター

③ 松江市立幼稚園の状況の推移



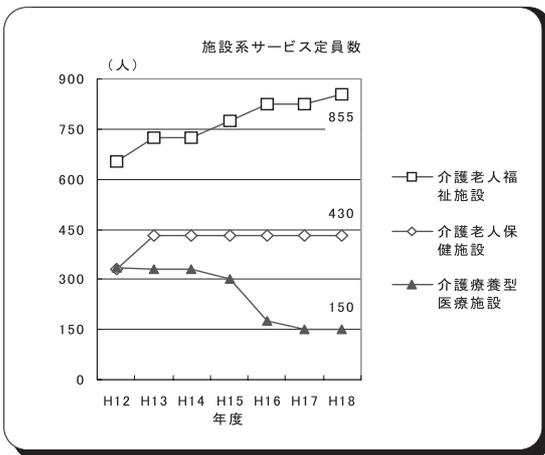
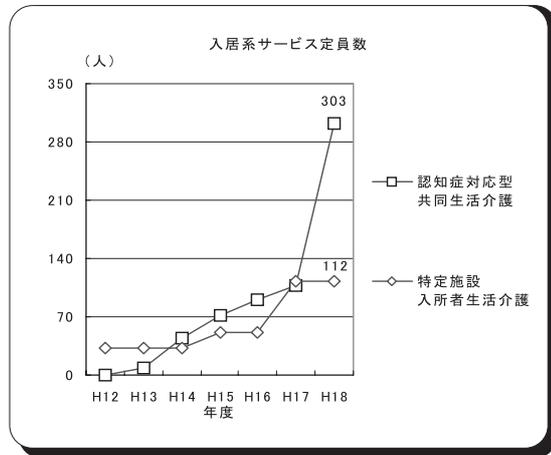
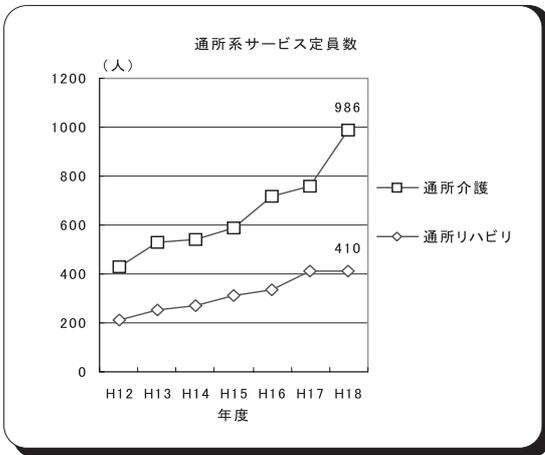
平成13年度～平成16年度は旧8市町村の計
文部科学省「学校基本調査」

④ 松江市の介護保険のサービス提供事業者数の推移



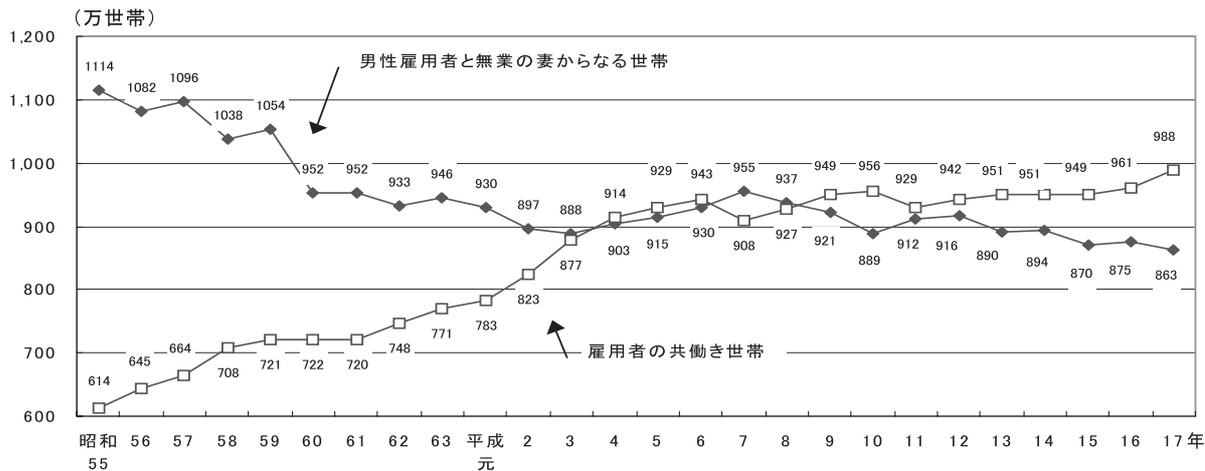
資料：市介護保険課

⑤ 松江市の介護保険のサービスの定員数の推移



資料：市介護保険課

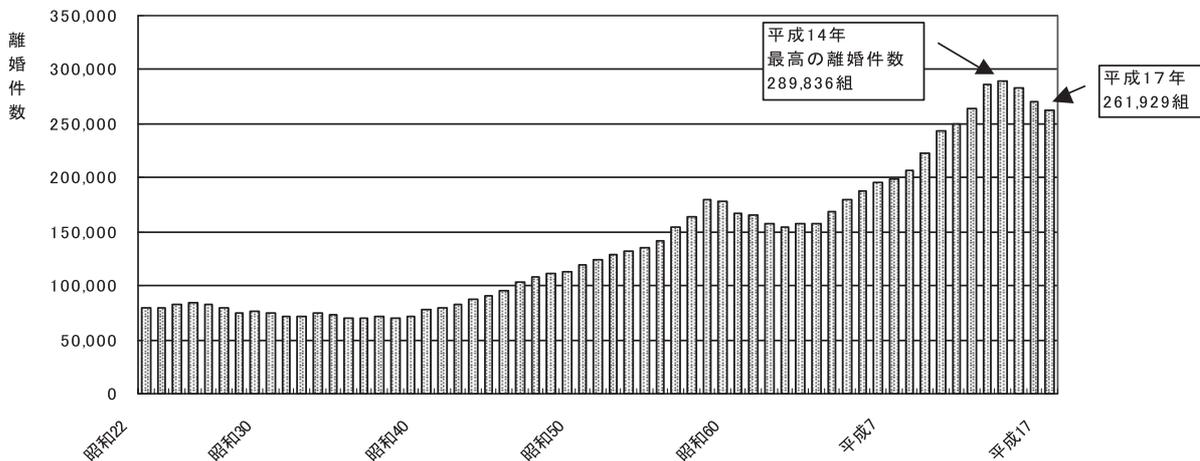
⑥ 日本の共働き等世帯数の推移



1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者の世帯）
2. 「雇働者の共働き世帯」とは、夫婦とも非農林業雇用者の世帯

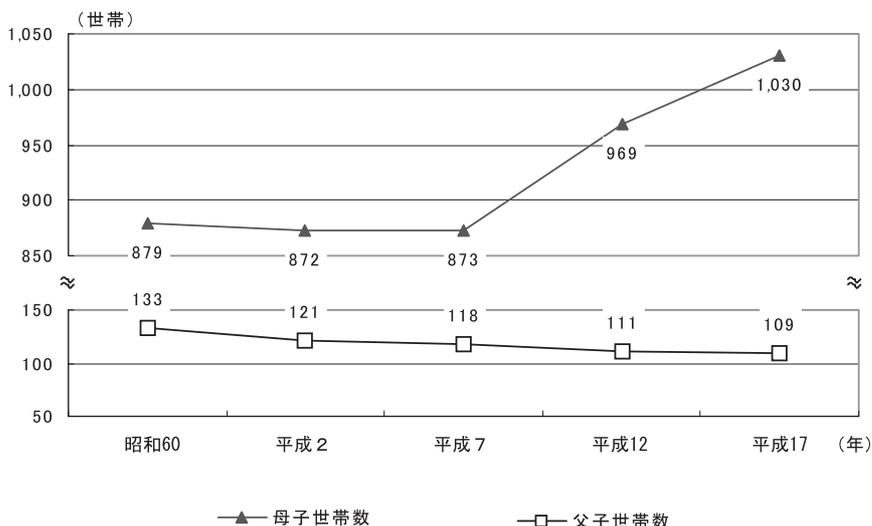
男女共同参画白書（平成18年度版）

⑦ 日本の離婚件数の推移



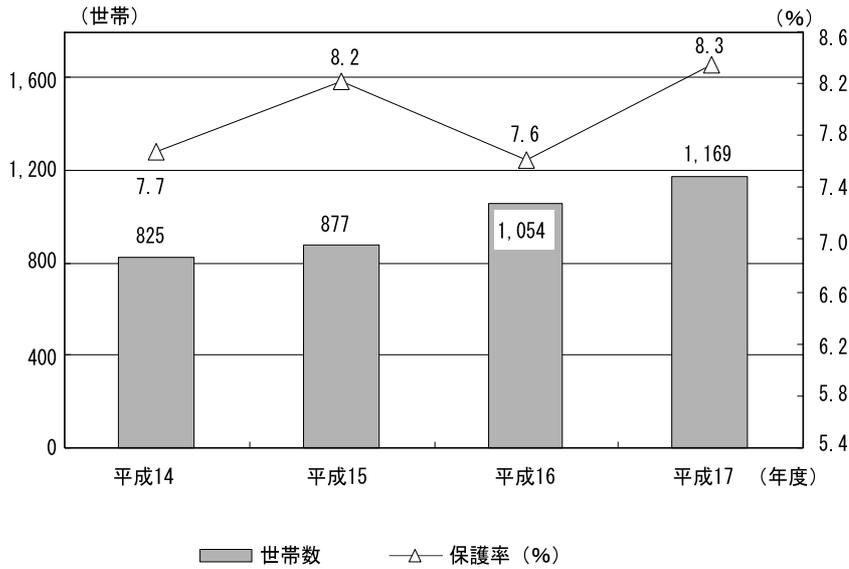
厚生労働省「平成17年度人口動態調査」
注：昭和47年以前は沖縄県を含まない。

⑧ 松江市の母子世帯数・父子世帯数の推移（市全体）



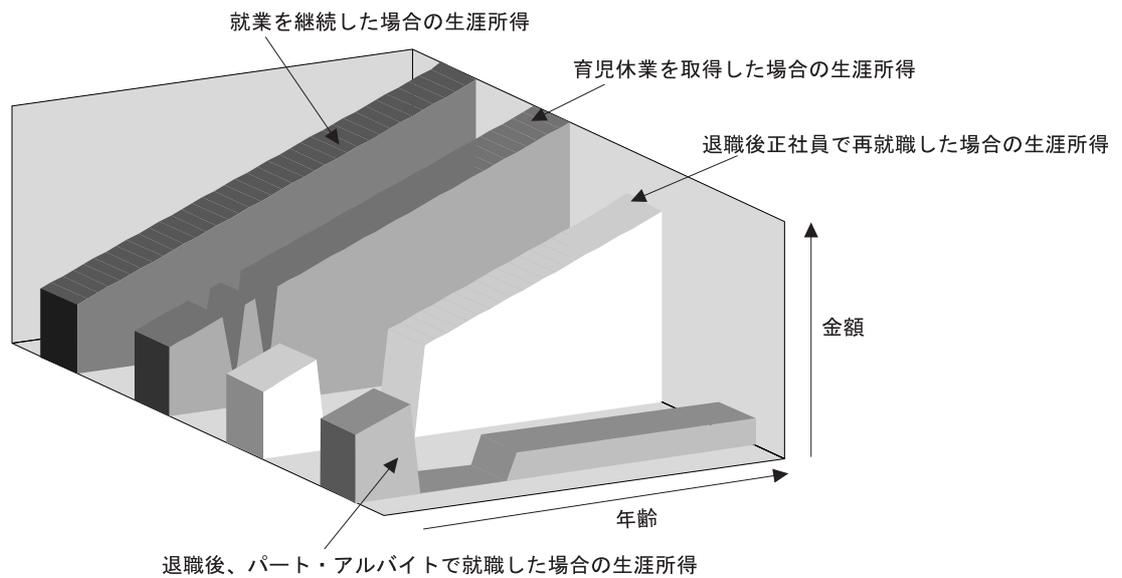
昭和60年～平成12年は、旧8市町村の計
(S60～H12) 総務省統計局「国勢調査報告」
(H17) 平成17年国勢調査 第1次基本集計結果より

⑨ 松江市の生活保護世帯数・保護率の推移



松江市統計書

●日本の子育てにかかる機会費用の概念図



男女共同参画白書 (平成18年版)

標準的な賃金体系を前提にした場合、賃金や年金等の生涯所得は継続してキャリアを積むほど大きくなります。内閣府「国民生活白書」(平成17年)によれば、就業を継続した場合、生涯所得は大卒平均で2億7,645万円になるのに対し、女性が子育て等のために退職後パート・アルバイトとして子どもが6歳で再就職した場合の生涯所得は4,913万円となり、逸失率は82.2%にもなると推計されています。

5 日本と世界の比較

① GEM値順位

HDI値		GEM値			
順位	国名	HDI値	順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.965	1	ノルウェー	0.932
2	アイスランド	0.960	2	スウェーデン	0.883
3	オーストラリア	0.957	3	アイスランド	0.866
4	アイルランド	0.956	4	デンマーク	0.861
5	スウェーデン	0.951	5	ベルギー	0.855
6	カナダ	0.950	6	フィンランド	0.853
7	日本	0.949	7	オランダ	0.844
8	米国	0.948	8	オーストラリア	0.833
9	スイス	0.947	9	ドイツ	0.816
10	オランダ	0.947	10	オーストリア	0.815
11	フィンランド	0.947	11	カナダ	0.810
12	ルクセンブルク	0.945	12	米国	0.808
13	ベルギー	0.945	13	ニュージーランド	0.797
14	オーストリア	0.944	14	スイス	0.797
15	デンマーク	0.943	15	スペイン	0.861
16	フランス	0.942	16	英国	0.755
17	イタリア	0.940	17	アイルランド	0.753
18	英国	0.940	18	シンガポール	0.707
19	スペイン	0.938	19	アルゼンチン	0.697
20	ニュージーランド	0.936	20	ポルトガル	0.681
21	ドイツ	0.932	21	コスタリカ	0.675
22	香港(中国)	0.927	22	トリニダード・トバゴ	0.660
23	イスラエル	0.927	23	イスラエル	0.656
24	ギリシャ	0.921	24	イタリア	0.653
25	シンガポール	0.916	25	リトアニア	0.635
26	韓国	0.912	26	ナミビア	0.623
27	スロベニア	0.910	27	ラトビア	0.621
28	ポルトガル	0.904	28	チェコ共和国	0.615
29	キプロス	0.903	29	ギリシャ	0.614
30	チェコ共和国	0.885	30	ポーランド	0.610
31	バルバドス	0.879	31	エストニア	0.608
32	マルタ	0.875	32	スロベニア	0.603
33	クウェート	0.871	33	クロアチア	0.602
34	ブルネイ	0.871	34	スロバキア	0.599
35	ハンガリー	0.869	35	メキシコ	0.597
36	アルゼンチン	0.863	36	タンザニア	0.597
37	ポーランド	0.862	37	ブルガリア	0.595
38	チリ	0.859	38	キプロス	0.584
39	バーレーン	0.859	39	ペルー	0.580
40	エストニア	0.858	40	パナマ	0.568
41	リトアニア	0.857	41	ハンガリー	0.560
42	スロバキア	0.856	42	日本	0.557
43	ウルグアイ	0.851	43	マケドニア	0.554
44	クロアチア	0.846	44	モルドバ共和国	0.544
45	ラトビア	0.845	45	フィリピン	0.533
46	カタール	0.844	46	ベネズエラ	0.532
47	セーシェル共和国	0.842	47	ホンジュラス共和国	0.530
48	コスタリカ	0.841	48	エルサルバドル	0.529
49	アラブ首長国連邦	0.839	49	エクアドル	0.524
50	キューバ	0.826	50	ウルグアイ	0.513

HDI：人間開発指数

(Human Development Index)
「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、整理済み一人当たり国民所得を用いて算出している。

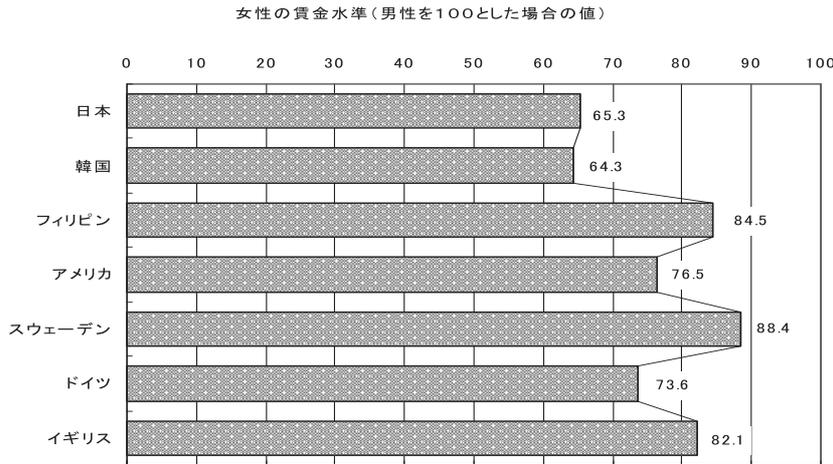
GEM：ジェンダー・エンパワーメント指数

(Gender Empowerment Measure)

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てている。

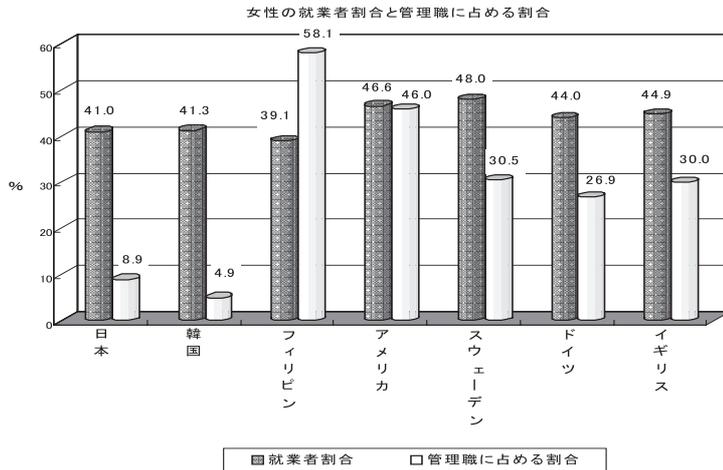
具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職、技術職に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合、男女の推定所得を用いて算出している。

② 男女の賃金格差



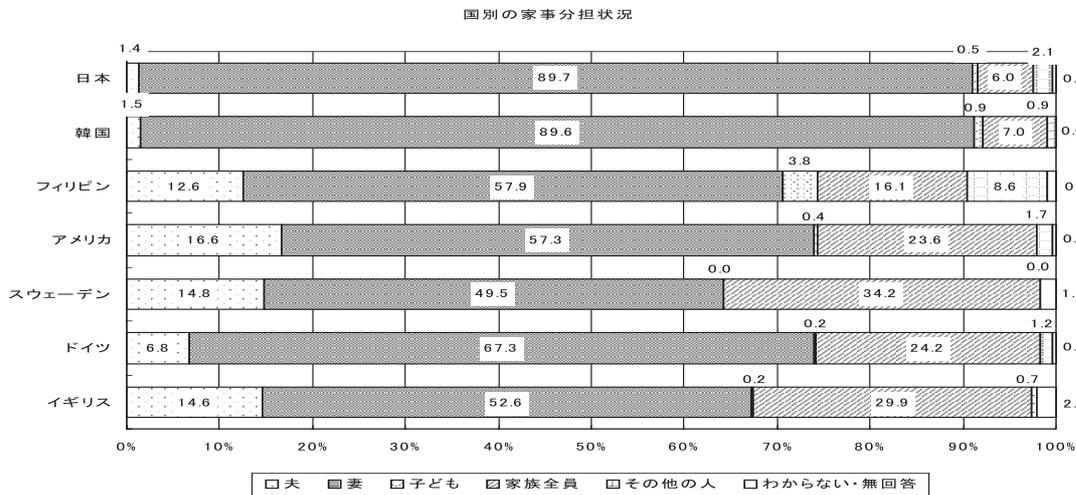
ILO Yearbook of Labour Statistics (2002年)、アメリカ総務省 Statistical Abstract of the United States

③ 就業者に占める女性管理職の割合



ILO Yearbook of Labour Statistics (2002年)

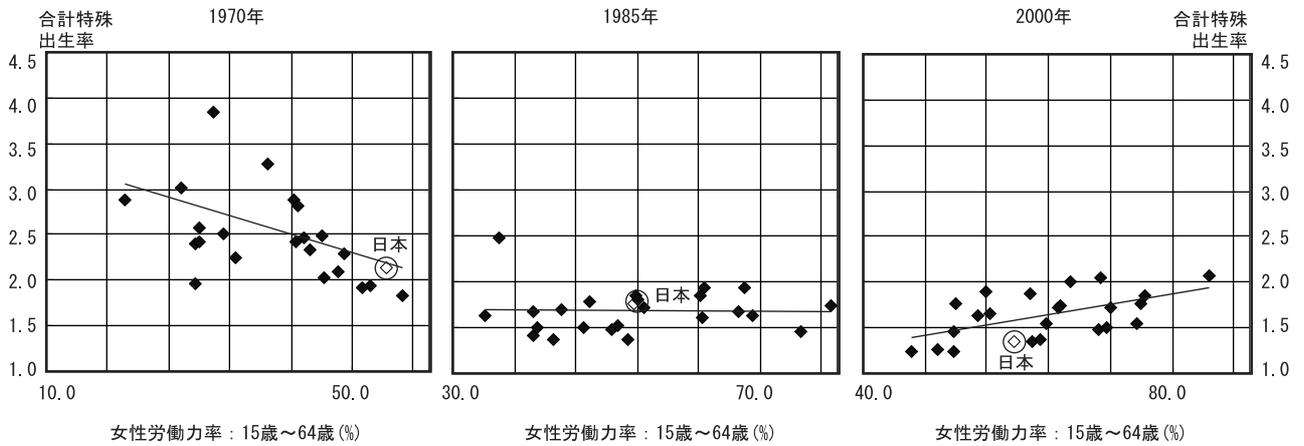
④ 家事分担の状況



内閣府「男女共同参画社会に関する国際比較調査」(平成14年度)、「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14年7月)

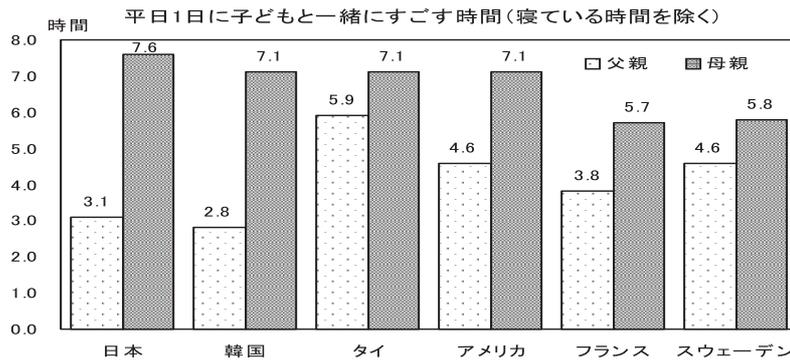
⑤ 女性労働力率と合計特殊出生率の相関の推移（OECD加盟24か国）

●子どもを産み育てることと仕事の両立が可能な社会環境を整えてきた国では、女性の労働力率を伸ばしながら出生率も回復しています。



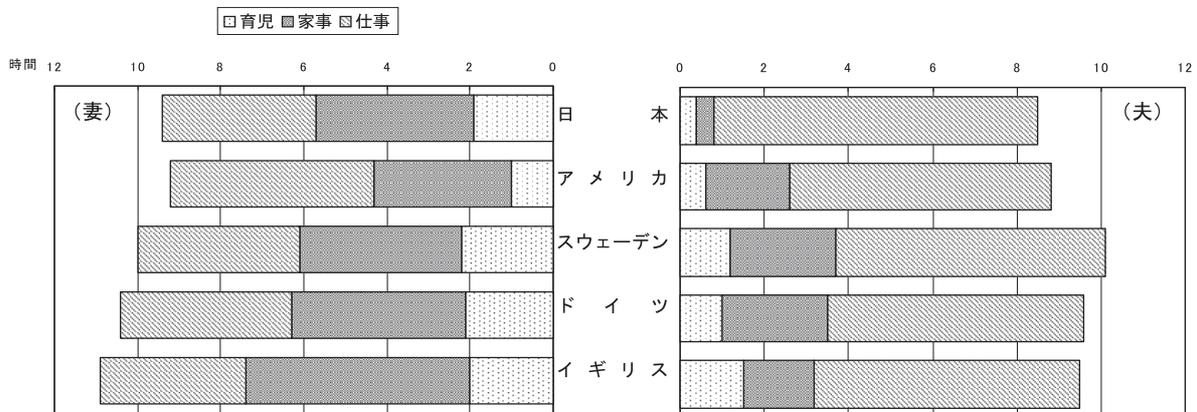
内閣府「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」（平成17年度）より

⑥ 父親が子どもと一緒に過ごす時間



独立行政法人 国立女性教育会館「平成16年度・17年度家庭教育に関する国際比較調査」

⑦ 子育て期の役割分担の状況



- OECD「Employment outlook 2001」、総務省「社会生活基本調査」（平成13年）より作成
- 5歳未満（日本は6歳未満）の子供のいる夫婦の育児、家事労働及び得稼労働時間
- 妻はフルタイム就業者（日本は有業者）の値、夫は全体の平均値
- 「家事」は、日本以外については、「Employment outlook 2001」における「その他の無償労働」
- 日本については、「社会生活基本調査」における「家事」、「介護・看護」及び「買い物」の合計の値であり、日本以外の「仕事」は、「Employment outlook 2001」における「得稼労働」の値

男女共同参画白書（平成18年度版）

松江市男女共同参画計画

発行年月 平成19年 3月

発行 松江市 総務部 男女共同参画課

〒690-8540 松江市末次町86

電話 0852-55-5611



MATSUE CITY

松江市男女共同参画計画

平成19年3月 松江市



古紙配合率100%再生紙を使用しています

